

沖ノ島研究

第五号

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会

平成三十一年三月

沖ノ島研究

第五号

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会

平成三十一年三月

沖ノ島研究 第五号 目次

宗像と英彦山	磯村 幸男	1
「宗像大宮司天正十三年分限帳」についての一考察	桑田 和明	5
遺跡形成過程から見た巨岩と社殿	小嶋 篤	23
宗像大宮司家における鎌倉御家人化の動向	野木 雄大	41
《資料紹介》 宗像大社文書複製本の紹介	河窪 奈津子	53
《書評と紹介》 〈新刊紹介〉 春成秀爾編 『世界のなかの沖ノ島』 (季刊考古学・別冊二七)・池ノ上 宏		75
《調査報告》 「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群に関わる調査研究事業 二〇一八年度調査概要		79

宗像と英彦山

磯村 幸男

『沖ノ島研究』第四号にある野木雄大氏の「中世の宗像神信仰の展開」を
読ませていただいた。

氏は、『宗像大菩薩縁起』や『宗像宮創造記』、『鎮西彦山縁起』などの
記載から中世には宗像社の三女神信仰とは異なる独自の三女神降臨神話が作
られ、豊前国一帯で信仰されていたと指摘している。また、このことが信仰の
上で宗像社が宇佐宮と対立関係にあったのではなく、互いに影響を与え合いな
がら併存していたと記している。

読んで思い出したことがあった。それは、昭和五十七年から実施された英
彦山修験道遺跡の調査に関わることである。調査は、昭和五十七年は、朝日
新聞西部本社の主催事業として、南岳経塚の発掘・峰入コースの踏査・窟の所
在と遺物の調査が行われ、その成果は朝日新聞西部本社から『英彦山』（昭
五七）、『英彦山発掘』（昭五八）としてまとめられた。それを踏まえ、昭和
五十八・五十九年度に添田町の事業として調査が実施されたものである。私
が関わったのは北岳の経塚の調査により出土した経筒についての報告である。
以下、『英彦山修験道遺跡』（一九八五年、添田町教育委員会）から私の文
責分を書き出してみることとする。

二の二 歴史の概要

英彦山の歴史の草創期については、全く明らかになっていない。『彦山
縁起』には、継体天皇二十五年（西暦五三一年）に中国の北魏の善正
という僧によって開かれたとされており、また英彦山中興の祖として法
蓮を伝えている。善正上人は、英彦山の「石窟に卜居し、藤葛を衣と
為し、果臚を飲に充つ、石泉を飲んで松柏に陰し、恬として寒燠を度
て時機の稔を待つ」生活し、修業しその姿を見た獵師の藤原恒雄とい
うものが第一の弟子になったという。また、法蓮上人については、『続日
本紀』大宝三年（七〇三）九月二十五日条や養老五年（七二二）六
月三日条に記されており、医術に長け、豊前国の野四〇町を与えられ、
宇佐君の姓を賜っている。こうした人達の活躍は、英彦山の歴史にとっ
ては伝説の域を出ないが、法蓮上人については『続日本紀』に書かれた
人物でもあり、英彦山という限定した地域ではなく、豊前という地域
の中で信仰の中心な人物として存在していたと考えることが出来る。

（中 略）

なお、宗像郡玄海町興聖寺の色定法師が書写した一筆一切経三八卷
の奥書には、建久元年（一一九〇）八月から同二年七月の間に「彦山
権現」、「彦山三所権現」の貴水を以てこれを書いたことが記載されて
いる。（広渡正利著「中世の彦山」北九州市立歴史博物館刊『研究

紀要I』参考)

(中略)

四 おわりに(北岳で確認された経塚出土の経筒の台座の墨書銘についての所見)(図版)

北岳出土の鑄銅製三段積上式経筒台裏の墨書銘「王七房」は、中国人の名と考えられ、房は女性の意で宋人王氏の第七婦人のことであろう。

(中略)

王氏は、宋商人の一人と思われる。当時の公的な日宋貿易は大宰府を窓口に行われていたが、一一世紀頃になると不入権をもった荘園領主や荘官と宋商人達は公然と密貿易を実施するようになった。宮崎八幡宮領などは領内に博多を有し、この地に宋人達の居留地を画した。このような荘園領主と宋商との関係は他の寺社領にも見られ、宗像神社領も同様であった。

特に宗像神社と宋商との結び付きは、かなり強いものであったらしく、『宗像神社史』下巻所載の「宗像系図」によれば、第二五・二八・三〇・三一・三五代と五代も大宮司職を勤めた氏實は、宋商人の一族と見られる女性を妻としている。(系図参照)この宋商とは王氏であり、その子氏忠も張氏を妻としている。このことは宗像神社が占めていた貿易上の地位を推し量ることが出来る。

(中略)

果たしてこのように登場してくる王氏が、英彦山埋経経筒の王氏と同一のものなのかは確認する術はない。

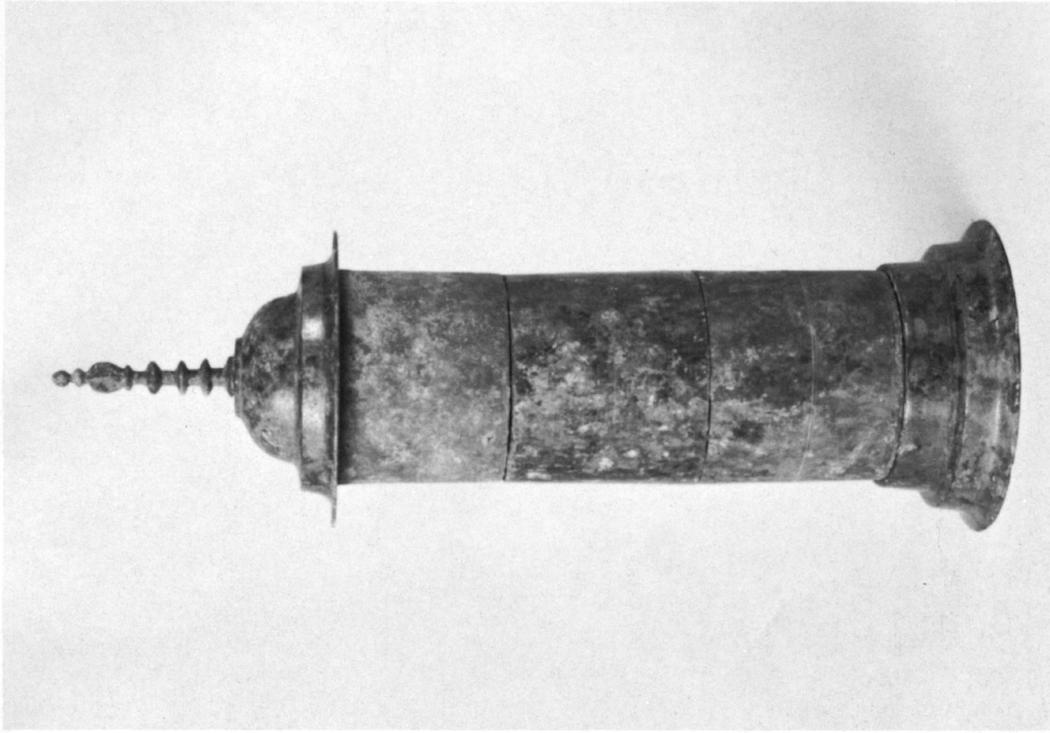
しかし、ここで今一度宗像神社について述べてみよう。宗像神社は、田心姫命、湍津姫命、市杵島姫命の三女神を祭神としている。この三女神は『彦山縁起』にも登場している。それは三女神は当初英彦山にあり、大乙貴神と共に鎮座していたが、伊弉册尊、速玉之男、泉津事解之男の三神に英彦山を献じ、宗像宮に移ったという記事である。また、今一つ英彦山と宗像宮の関係についての記事は、色定法師が一筆一切経を書写するに当たって前述のように建久元年(一一九〇)から同二年にかけて英彦山の貴水を以てしたというものである。

このようなことから一つの仮説として王氏が宗像大宮司家に嫁ぎ、この王氏の一族が、宗像宮と関係のある英彦山に経筒を奉納埋経したとも考えられるかも知れない。

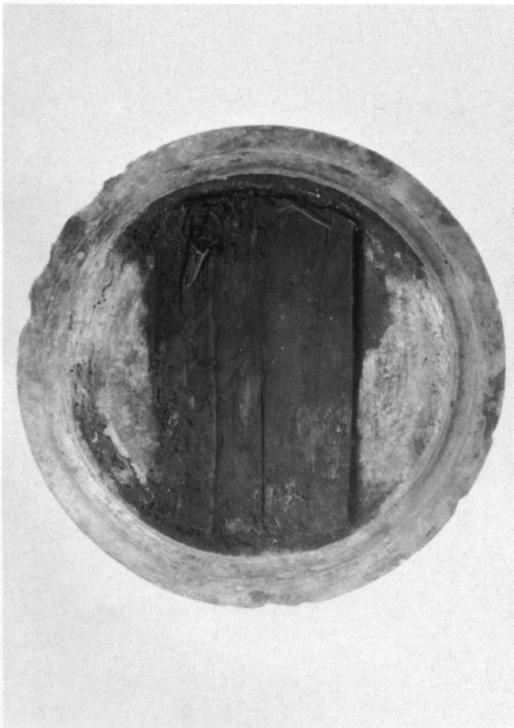
以上のことから、中世においては宗像と英彦山とは、信仰上から非常に密接な関係にあったことが窺える。

『筑前国統風土記』卷之十六・宗像郡上・田島の項には、宗像と英彦山との関係について、以下のような記載がある。

一田島社人村民共に、彦山の神に参詣することいにしへより甚禁ず。彦山の山伏も此地に入ら。彦山に参詣し、又彦山の者を此地に入れば、



1. 鑄銅製三段積上式經筒



2. 杉 皮



3. 墨 書 銘

図二 英彦山北岳出土經筒図版（『英彦山修験道遺跡』添田町教育委員会、1985年より）

「宗像大宮司天正十三年分限帳」についての一考察

桑田 和明

はじめに

筑前国宗像社の大宮司宗像氏貞の時のものとされる分限帳（知行帳）が何本かのこざれている。分限帳には宗像氏家臣と宗像社社官衆の知行高、宗像氏が寺領を寄進した寺院が書かれており、宗像氏の権力編成の一端を知ることができるといえる。伊東尾四郎が編纂した『宗像郡誌』下輯（一九三二年）には、「天文世元年宗像御代寺社武家知行帳」（以下、「天文の知行帳」とする）と「宗像大宮司天正十三年分限帳」（以下、「分限帳」とする）が収録されている。氏は氏貞の時の知行帳と称するものが数種あるが、これらの書が当時の記録の転写かどうか疑問があるとする。中には知行高が非常に多く信用しがたいものもあり、良写本と信頼できる書に接していないと断った上で収録している。前者は「占部文書」を伝来した占部氏旧蔵（現在宗像大社所蔵）、後者は江口浦（宗像市江口）庄屋辻野氏所蔵本を文化九年（一八二二）に写したものとす。

『宗像神社史』は宗像大宮司分限帳には数種類の伝本があり、「これらの書はその記載、面積・石高等に相当甚しい異同があり、果して当時の記録の転写であるか否か、疑問が存する」とする¹⁾。その上で、「天文の知行帳」と「分限帳」を考察している。前書の知行面積は、「天正年間田畠帳」「慶長検

地帳」と比較して大差はないが、人名については信じがたい点が多いとしている。後者は知行面積が大きく、「慶長検地帳」記載の総計四〇九六町余をも遙に越えていることを指摘し、両書には信憑しがたい点が多いとする。

更に元和三年（一六一七）三月に沙弥宗仙が撰した「宗像記追考」第十一 豊後勢攻赤馬・許斐両城事には、天正十三年乙酉年御人数着到ノ面（以下、「着到ノ面」とする）がある。人名のみで知行面積の記入はないが、これは省略したとみられるとする。このことは「宗像記追考」中の大和氏の知行面積と、「分限帳」の大和氏の知行面積が同じであることから窺われるとし、元和三年以前に、「分限帳」が作成されていたことは、ほぼ疑う余地がないとしている。

両書に対する評価は『宗像神社史』の指摘の通りと考えられるが、「分限帳」の史料批判は知行高（知行面積）からの考証に留まっており、書かれた人名は検討されていない。

本稿では「分限帳」と「着到ノ面」に書かれた人名と寺院を検討し、「分限帳」の史料価値について考察する。知行高の検討と他の分限帳（知行帳）との比較検討は行っていない。

段々侍ヲ御取立アリ又断絶ノ家シテ起シ給ニ
 依テ天正ノ比ニ至テ過分ノ人數ヲ持テ其比ノ人
 數左ニ記ス此ニ入事ナシト事ノ次テ如此也
 天正十三ノ百ノ御人數着到ノ面
 田嶋衆
 深田中務少輔 許斐宮内少輔 占部日向守
 占部弥九郎 嶺土佐守 嶺修理進
 清丸孫六 小寺神佐 許斐宗玄
 嶺ノ郎跡 許斐与八 吉田神六
 吉田民部丞 吉武石馬允 市九源次郎
 嶺又三郎 石松主計允 久原九馬允
 石松源内兵衛 石田余三 早川彦九衛門
 久原十郎 田中源兵衛 田中新右衛門
 森源九衛門 市九左衛門 占部弥三郎
 常子善内 常子彦五郎 城戸高九衛門
 柴田三左衛門 嶺弥次郎 馬場豊前守

図一 『宗像記追考』「着到ノ面」(宗像大社神宝館所蔵)

一、「分限帳」と「着到ノ面」の内容

戦国時代の宗像氏研究に利用される「宗像記」「宗像記追考」のうち、「宗像記」は慶長八年(一六〇三)に沙門祐伝が著したものである。同書を増補訂正するために、元和三年(一六一七)に七十一歳の沙弥宗仙が著したものが「宗像記追考」になる。元禄八年(一六九五)に占部三秀が両書をあわせてものが、「宗像郡誌」中輯(一九三一年)に収録されている。河窪奈津子氏は同書に収録する「宗像記追考」には欠落部分があること、著者が「占部家系伝」に寛永九年(一六三二)に八十五歳で死去したとある占部貞保(宮若丸・八郎)と思われるとする²⁾。宗仙は天文十六年(一五四七)に生まれ、宗像氏貞が死去した天正十四年(一五八六)は四十歳になる。占部氏は宗像氏の重臣で貞保の祖父は尚安、父は尚持になる。戦国時代を生き抜いた貞保が書いた「宗像記追考」に収める「着到ノ面」も、信憑性が高いことになる。「分限帳」が「宗像記追考」より前に成立し、「宗像記追考」に引用されているとすれば「宗像記追考」と同様に史料的価値は高いことになる。但、「分限帳」と「宗像記」「宗像記追考」は宗仙の子孫に伝来した「占部文書」には含まれておらず、原本は伝来していない。「宗像記追考」は宗像氏の歴史と占部氏の活躍を記載することで、占部氏を顕彰する意図による作爲、後世の加除も考えられる。このことは、「分限帳」の知行高で上八村郷衆占部八郎(貞保)が一八七町八反と書かれ、宗像氏家臣の中で最高の知行高であることから窺うことができる。本稿では「分限帳」は「宗像郡誌」から、「着到ノ面」は近年、宗像大社に寄贈された「宗像記追考」の一

本から使用した³⁾。いずれも原本ではない。

本章では「分限帳」と「着到ノ面」の構成を確認する。「分限帳」は、表一のように田島衆以下を記載し、「御厩衆」の次に五十六の寺院が記載され、「社官衆」が続く。「着到ノ面」は「御厩衆」の次に「諸道芸者」があり、「以上御給人」とする。この後に「社官衆」が続く。寺院については、「此外寺領有之寺、御領分中ニ五拾六ヶ寺有之」とあつて、「宗像記追考」第十七 氏貞逝去之事に宗像氏が寺領を寄付した五十六ヶ寺を記載している。社官衆と寺院は第三章で検討する。

「着到ノ面」にもどると、「着到ノ面」は「分限帳」に書かれた番匠・鍛冶大工・鍛冶・美麗・同座中・御劍鍛冶・塗師・笛吹の十二人を「諸道芸者」に置き、「以上御給人」としている。但し、「分限帳」の番匠大工阿部善右衛門（河東郷衆）、細工人竹松助右衛門（野坂庄衆）、医師良梅軒、絵師・医師五十君与助、医師木道三宦（以上、赤間庄衆）は、「着到ノ面」では衆編成に組み込まれている。この他、「着到ノ面」には「分限帳」に書かれた坂本分（本木郷衆）、宗利と梵裡（遠賀庄衆）が書かれておらず、円城寺新九郎（遠賀庄衆）が書かれている。更に中間頭の神崎又三郎と秋山与太郎（遠賀庄衆）の二人は、「着到ノ面」では「御中間衆」に書かれ中間頭とある。

「分限帳」「着到ノ面」で知行高に続けて「嶺十郎跡」などと記載されたもの、「美麗亀石清兵衛」「着到ノ面」は能太夫亀石清兵衛）に対応する「右同座中」（「着到ノ面」は同一座中）をそれぞれ一人と計算している。「分限帳」は若宮衆までが四六五人、御厩衆までの総計は五二五人、「着

表一 「分限帳」「着到ノ面」の衆編成と人数

	「分限帳」	「着到ノ面」	備考
田島衆	四〇人	三六人	四人↓「諸道芸者」
河東郷衆	八人	八人	
河西郷衆	八人	八人	
上八村郷衆	十五人	十五人	
田野郷衆	八人	八人	
池田郷衆	九人	七人	二人↓「諸道芸者」
奴山郷衆	十人	十人	
在自郷	一人	一人	
宮地郷衆	六人	六人	
勝浦村衆	二人	二人	
本木郷衆	十四人	十三人	「坂本分」↓無し
内殿郷	一人	一人	
村山田郷衆	十五人	十五人	
東郷衆	十四人	十四人	
久原村衆	二人	二人	
大穂・光岡衆	四人	四人	
曲村衆	七人	七人	
野坂庄衆	二六人	二六人	
山口・宮永衆	四人	四人	
室木村	一人	一人	
赤間庄衆	八五人	八三人	二人↓「諸道芸者」
土穴・須恵衆	三人	三人	
山田・平等寺衆	七人	六人	一人↓「諸道芸者」
大島衆	二人	二人	
遠賀庄衆	八九人	八四人	五人↓中間衆（中間頭）へ 二人↓「諸道芸者」へ 宗利と梵裡↓「着到ノ面」に無し 円城寺新九郎↓「着到ノ面」に有り
若宮衆 （小計人数）	八四人	八四人	
御中間衆	四六五人	四五〇人	
御雑色衆	十八人	二〇人	
御雑色衆	十九人	十九人	
御厩衆	十三人	十三人	
諸道芸者		十二人	
（総計人数）	五二五人	五一四人	

*「着到ノ面」の衆名は「分限帳」と異同がある場合のみ記載した。

「到ノ面」は若宮衆までが四五〇人、「諸道芸者」までの総計は五一四人になる。「着到ノ面」には、若宮衆の後に「已上具足四百四拾九領」と書かれているので一人多くなる。「着到ノ面」には番匠大工阿部善左衛門（河東郷衆、「分限帳」は阿部善右衛門）が、「諸道芸者」にも「同（番匠）阿部善左衛門」と書かれている。二人分と数えたと重複しているとも考えられる。

「分限帳」と「着到ノ面」に書かれている人数と合計人数はほぼ同じであるが、編成は異なっており、人名・郷村名も異なるがある。また、「分限帳」には、河東郷衆の阿部善右衛門に番匠大工と注記されているほか、田島衆の石松源内兵衛丞が右筆、奴山郷衆の牧千三郎が「今年扶助之」などと注記されているが、「着到ノ面」では「諸道芸者」で番匠などと注記される他は、河東郷衆の阿部善左衛門が「番匠大工」と注記されているだけで他に注記は書かれていない。このように「着到ノ面」は「分限帳」を単純に転写したものではない。更に衆名を比較すると、「分限帳」には転写時の「衆」の脱落などがある。

宗像氏による領内の衆編成について、（永祿二年カ）十月十六日付竹井伊豆守宛宗像氏貞書状には、「遠賀庄衆内連々密通仁候者、早々可被引成事簡要候」とある（『竹井文書』『市史』四二二）。書状の内容には立ち入らないが遠賀庄衆の存在が知られる¹⁾。年末詳十二月二十日付竹井宮内丞・瓜生彦太郎・畔口新藏人宛畔口兼統・井野口益尚・藤田益光・秋山重頼・二村守秀・庄内各々中連署訴状には、「就第一宮御造管之儀、当庄御段米被 仰付候、存其旨候、雖然当社高藏宮依御造管之儀、老段別三升通、両年 被仰付、各迷惑之由、御理申上之処、雖無余儀被思召候、彼造管是非、可有御調之条、別而各々可致辛勞候、於然者、御段米之儀、十ヶ年被成御扶助之通、

御連署之状、同衆対竹井伊豆守・瓜生長門守、御書被成遣候、以此趣可然様、可預御披露候」とある（『竹井文書』『市史』五八一）。

宗像社辺津宮第一宮造管時に、当庄（遠賀庄）に段米が課せられたが、遠賀庄の惣社高藏宮造管のため段別三升が両年にわたり遠賀庄に仰せ付けられていたので、畔口兼統以下の庄内各々中とある遠賀衆中が訴えている。同衆とある竹井伊豆守と瓜生長門守（益定）が遠賀庄の統率者であったのであろう。遠賀庄の宗像氏家臣が遠賀庄衆に編成されていたことが類推できる。

また年末詳であるが正月十九日付五十君与助宛宗像氏貞感状写には、「去十二日夜、立花衆赤馬莊執懸候之処、東郷衆^{（雖）}為無人」、同日付池浦内蔵助宛宗像氏貞感状写には、「去十二日夜立花衆執懸之処、在郷衆雖為無人」とある（『五十君系譜』『児玉韞採集文書』『市史』六九一一・二）。大友方の立花城勢が宗像氏領内に侵入した時のものになる。「分限帳」「着到ノ面」には、五十君与助が赤間庄衆（赤馬庄衆）に書かれている。氏貞感状写から東郷衆の存在が明らかになる。

「分限帳」と「着到ノ面」には西郷衆が書かれておらず、西郷に居住していたと考えられる河津氏・井原氏などが若宮衆に書かれている。「天文の知行帳」にも西郷衆は書かれていないが、西郷が大友領となっていた天正十三年の実態を反映しているということが出来る。

記載された衆の単位となる郷村について、天正六年六月朔日に書かれた、第一宮御宝殿御棟上之事置札の御領中人夫之事からは、表二のように領内の郷村が十手に分けられ動員されることがわかる（『市史』五八三一一・『大社文書』四卷）。十手を一巡すると四〇〇〇余人になると書かれていることから、

一手の平均人数は四〇〇人になる。大島・地島（泊・白浜）の人数には問題があるが、ある程度人数は均等になるように編成されていたことが考えられる。表二は一手に書かれた郷村のうち「分限帳」「着到ノ面」にみえるものに○を付けている。

一手の編成には田島が書かれていない。田島については天正二年正月吉日付宗像小路屋敷帳写（田島諸小路屋敷帳写）がある（『宗像文書』『市史』五五九）。諸小路に書かれた上殿と、諸小路には書かれていないが田島と重なる部分があると思われる深田村は、第一宮御宝殿御棟上之事置札では「御木屋取上之事」に書かれているが、どちらとも一手の編成には書かれていない。

光岡と土穴も一手には書かれていないが中世の史料にみえている。このうち光岡は嶺村といわれていたと伝えられており、一手の嶺村が光岡にあたと考えられる⁵⁾。若宮も一手には書かれていないが、「分限帳」「着到ノ面」に若宮とともに書かれていた山口・宮永・室木を除く稲光村以下を、若宮を構成

表二 第一宮御宝殿御棟上之事置札の郷村

郷村名	郷村名
一手 ○上八村郷 ○田野郷 ○池田郷浦共	一手 ○山口郷 ○宮永村 稲光村 在木村 ○室木村 宮田郷 長江津留（以上、鞍手郡）
一手 ○遠賀庄芦屋津共	
一手 ○怒山郷 ○勝浦村 ○在自郷	
一手 唐防 津屋崎 ○宮地郷	
一手 ○大島 泊 白浜	
一手 ○内殿郷 ○本木郷 ○村山田郷 ○東郷 ○河西郷 神興村	
一手 ○野坂庄 ○大穂村 ○曲村 嶺村 ○久原村	
一手 ○赤馬庄	
一手 ○山田村 ○須恵村 ○平等寺村 稲元村 ○河東郷	

する郷村とすることには検討の余地がある。このように「分限帳」「着到ノ面」の郷村と十手に分けられた領内の編成とは、一致しない郷村がある。

二、「分限帳」と「着到ノ面」人名考証

本章では「分限帳」に書かれた人名について、当時の史料で確認できるか考証する。表三では社官衆を除き、天正六年（一五七八）から天正十四年までの史料で確認できるか考証した（典拠史料は『市史』の史料番号のみ記載）。年号が類推、便宜上収録されている史料は省略した。「宗像記追考」などの後世の編纂物も収録していない。衆名は「分限帳」の順に従い、人名を衆ごとに五十音順で並べた。当時の史料と同一の人名については○、ほぼ同一の人名と考えられる人名は△、確認できない人名は×で示した。備考には、当時の史料と異なる「分限帳」の人名などを記載した。天正十三年二月吉日付の宗像宮御庁着座次第写に書かれた社官の中には未出仕があり、衆編成に組み込まれた人物が代わりを勤めている（『嶺文書』『宗像文書』『市史』六七九―一、『大社文書』三卷一三・二卷四三）。このため社官は「分限帳」「着到ノ面」に書かれた社官衆のみ第三章で検証し、それ以外の人名は表三に入れている。但し、吉田致次と豊福秀賀は第三章で検討し、（宗像宮御庁着座次第写に書かれた）無姓の「権官」は、他の史料で確認できる人名がないので表三では省略した。該当する人名は、人名の解釈によって多少の増減があることを断っておきたい。

表三 宗像氏家臣と「分限帳」の人名

人名	天正六年	天正七年	天正八年	天正九年	天正一〇年	天正十一年	天正十二年	天正十三年	天正十四年	有無	備考
稲光助三郎 鍛冶大工	五八三・二他			六〇六・二	六二九・一他			六八一	七〇四・一	○	田島衆 鍛冶番匠稲光助二郎
占部日向守矩安									七〇四・一	○	田島衆
占部弥九郎貞頼					六二九・一				七〇四・一	○	田島衆
河野藤左衛門尉 番匠	五八三・二他			六〇六・二					七〇四・一	△	田島衆 番匠河野藤右衛門
許斐宮内少輔氏清								六八二		○	田島衆
日高与三左衛門尉 番匠	五八三・二他			六〇六・二						○	田島衆 番匠日高与三右衛門
深田中務少輔氏栄	五八三・一				六二九・一			六七八他	七〇四・一	○	田島衆 擬大宮司宗像朝臣氏栄(六七八他)
嶺土佐守氏兼			六〇〇他	六一七他	六〇五他	六五〇他	六七二他	六七九・一他	六八六他	○	田島衆 宗像宮御庁着座次第写(六七九・一)
吉武右馬允	五八三・二									○	田島衆 吉武右馬之丞
安部善左衛門尉 大工				六〇六・二						△	河東郷衆 番匠大工阿部善右衛門
薄弥右衛門尉	五八三・二									○	河東郷衆 薄弥右衛門
吉田市助貞信							六七九・一			○	河西郷衆 宗像宮御庁着座次第写(六七九・一)
吉田右馬助貞房			六〇二		六二九・一	六六二	六七六		七〇四・一	○	河西郷衆 吉田右馬之助
占部八郎貞保									七〇四・一	○	上八村郷衆
大森彦三郎貞□									七〇四・一	△	上八村郷衆 大森彦五郎
吉田兵部少輔貞勝				六二〇	六二九・一他	六四八			七〇四・一	○	上八村郷衆
門司主計允	五八四・四									○	田野郷衆 門司主計丞
吉田土佐守致	五八三・三他				六二九・一				七〇四・一	○	田野郷衆 天正九年「吉田土佐」戦死(六二二・一)
石津兵庫允	五八三・二									○	池田郷衆 石松兵庫丞
木原新右衛門尉	五八三・二									○	池田郷衆 木原新右衛門
吉田内蔵大夫貞棟	五八三・一他									○	池田郷衆 吉田内蔵大夫
牧四郎左衛門				六二二・八						○	奴山郷衆
許斐兵部少輔氏則					六二九・一				七〇四・一	○	本木郷衆
石川図書助貞慰	五八三・三									○	村山田郷衆
占部源内右衛門尉貞安			六〇〇			六五二	六七二		六八九	○	村山田郷衆 占部源内右衛門
遠藤内蔵丞	五八三・二									○	村山田郷衆

人名	天正六年	天正七年	天正八年	天正九年	天正一〇年	天正十一年	天正十二年	天正十三年	天正十四年	有無	備考
吉田彦七貞宏		五八九		六二一四						○	山田・平等寺衆
畔口伊与守益勝					六二九一					○	遠賀庄衆
竹井孫三郎貞□									七〇四一	○	遠賀庄衆
峯(嶺)内藏丞	五八三一二									○	遠賀庄衆 嶺内藏允跡
吉田左近允貞延					六二九一他				七〇四一	○	遠賀庄衆 天正九年「吉田左近」戦死(六二一一)
有吉縫殿丞	五八三一三			六二一六						○	若宮衆 有吉縫殿允
石松加賀守秀兼	五八三一三									×	天正九年「石松加賀」戦死(六二一一)
石松新三郎貞景	五八三一二									×	天正九年「石松新三郎」戦死(六二一一他)
石松兵部丞	五八四一三他									×	天正九年「石松兵部」戦死(六二一一他)
石松孫右衛門尉	五八三一三									×	
占部越後守賢安	五八三一他	五九〇一		六〇六一二	六〇五他				六八五他	×	池田郷衆 美麗亀石清兵衛
龜石大夫弥左衛門尉	五八三一四									×	
祈念左衛門大夫	五八三一四									×	
工藤右衛門	五八三一三									×	
五十君四郎左衛門栄牧							六七三			×	
許斐安芸守氏鏡	五八三一他				六二九一					×	
許斐四郎	五八三一三									×	
桜井新左衛門尉	五八三一三									×	
三詫軒	五八三一三									×	
塩川市助	五八三一三									×	
白木治部丞	五八三一三									×	
竹井八郎貞就		五九三								×	
竹井滿			五九九							×	
田中源次	五八三一三			六二一五						×	
唐人助三郎	五八三一三									×	
泊島五郎左衛門	五八三一三									×	
富田半助						六六四				×	
二村新四郎貞勝									七〇四一	×	
温科吉左衛門尉	五八三一三									×	

表四は各衆・御中間衆・御雑色衆・御厩衆ごとに、当時の史料で確認できる人数以下を掲げている。村山田衆は△を含め十五名中七名が当時の史料で確かめられる。これに対し、遠賀庄衆は八九名中四名、若宮衆は八四名中一名の人名が確かめられるように、衆ごとで差が大きい。全体では五一五人中六八名が確認できる。

「分限帳」の田野郷衆吉田土佐守（守致）と野坂庄衆晴気次郎（氏澄）は、天正九年十一月十三日、鞍手郡で宗像氏貞勢と戸次道雪勢が戦った時に戦死したとされる（「天正十三年十一月十三日付戸次道雪着到状」「立花文書」「市史」六二二―一他）。表三からは二人が戦死していないことが確かめられ、「分限帳」の記載が正しいことがわかる。更に戸次道雪着到状に書かれた石松宮内は大穂・光岡衆石松宮内少輔（守勝）、吉田左近は遠賀庄衆吉田左近允（貞延）と考えられ、戦死は誤記の可能性が高い。遠賀庄衆石松源三も戦死とあるが遠賀庄衆に書かれている。誤記の可能性はあるが、天正九年以後の史料にみえないので表三には入れていない。戸次道雪着到状のみに書かれ、その後の史料と「分限帳」に書かれていない宗像氏家臣も表三には入れていない。

この他「分限帳」には、赤間庄衆に石松十郎跡、若宮衆に深川右京進（貞国）跡が書かれている。石松十郎と深川右京は着到状に書かれているように戦死しており、その跡とすることができ（6）。若宮衆の河津丹後入道と河津修理進跡は、「河津家系」に河津丹後守隆載と河津修理亮隆重がみえる（「河津家系」「市史」六二二―五六）。更に既述の年未詳十二月二十日付「竹井文書」の宛名・発給者・本文中の人物は年未詳のため表三には入れてい

表四 「分限帳」衆名の人数

衆名	○	△	×	合計人数
田島衆	八人	一人	三人	四〇人
河東郷衆	一人	一人	六人	八人
河西郷衆	二人	〇人	六人	八人
上八村郷衆	二人	一人	十二人	十五人
田野郷衆	二人	〇人	六人	八人
池田郷衆	三人	〇人	六人	九人
奴山郷衆	一人	〇人	九人	十人
在自郷（衆）	〇人	〇人	一人	一人
宮地郷衆	〇人	〇人	六人	六人
勝浦村衆	〇人	〇人	二人	二人
本木郷衆	一人	〇人	十三人	十四人
内殿郷衆	〇人	〇人	一人	一人
村山田郷衆	七人	〇人	八人	十五人
東郷衆	一人	〇人	十三人	十四人
久原村衆	〇人	〇人	二人	二人
大穂・光岡衆	一人	〇人	三人	四人
曲村衆	〇人	〇人	七人	七人
野坂庄衆	四人	〇人	二三人	二六人
山口・宮永衆	一人	〇人	三人	四人
室木村（衆）	〇人	〇人	一人	一人
赤間庄衆	十二人	五人	六八人	八五人
土穴・須恵衆	〇人	〇人	三人	三人
山田・平等寺衆	二人	〇人	五人	七人
大島衆	〇人	〇人	二人	二人
遠賀庄衆	四人	〇人	八五人	八九人
若宮衆	一人	〇人	八三人	八四人
御中間衆	一人	〇人	十七人	十八人
御雑色衆	三人	〇人	十六人	十九人
御厩衆	〇人	三人	十人	十三人
合計人数	五七人	十一人	四四七人	五一五人

ないが、「分限帳」遠賀庄衆に畔口東市助（兼統）跡・竹井伊豆入道・秋山兵庫允（重頼）が書かれている（『市史』五八一）。

逆に占部越後守賢安・許斐安芸守氏鏡・吉田伊賀守致勝・吉田伯耆守重致、社官の豊福式部卿秀賀などが「分限帳」には書かれていない。天正六年六月朔日付の辺津宮第一宮本殿遷座式の日書かれた四枚の置札には、豊福秀賀・吉田重致が奉行、許斐氏鏡が社奉行とある（『市史』五八三―四）。占部賢安も遷座式で重要な役割を勤めている。吉田致勝は天正十年三月七日の宗像氏貞家臣願文写と宗像氏貞没後の天正十四年八月朔日付宗像氏家臣願文に花押はないが名前が書かれており、宗像氏家臣の中心の一人であった（「新撰宗像記考証」『市史』六二九―一、「嶺文書」『市史』七〇四―一・『大社文書』三卷一一）。前者の願文写には許斐氏鏡・吉田重致・占部賢安の名前もあるが、後者の願文に氏鏡の名前はない。天正十三年時点では死去していたことも考えられる。

天正七年二月二日付の秋月種実重臣連署起請文の宛名は許斐氏備・占部賢安・吉田重致である（「宗像神社文書」『市史』五九〇―一・『大社文書』一卷一六三）。天正十四年二月十日には吉田重致・占部賢安・許斐氏備が麻生氏重臣宛に連署起請文を送っており、三人は宗像氏の重臣であった（「波多野文書」『市史』六八五）。

「許斐氏家系」（『宗像郡誌』下輯）は、許斐氏鏡の息子を許斐氏則とする。氏則は天正十年三月七日の願文写に許斐兵部少輔氏則の名前があり、「分限帳」本木郷衆には許斐兵部少輔がいる。「宗像記追考」第十九 四任之事に収録する吉田氏の系図では吉田土佐守（実名無し）の息子を重致（伯

耆守）・勝致（伊賀守・致勝の誤り）・守致（土佐守）とし、重致の息子を内蔵大夫貞棟、致勝の息子を貞倫（勘解由左衛門）とする。池田郷衆に吉田内蔵大夫がおり、本木郷衆に吉田勘解由丞がいる。占部賢安の息子は占部大膳進種安で、「分限帳」東郷衆に占部大膳進がいる。このように「分限帳」に書かれていない家臣も、息子の名前が書かれている例がある。この点については、すでに堀本一繁氏が指摘している⁷⁾。

郷衆に関連し、堀本一繁氏は御米（銭）注進状の連署人について常に署判に加わった高向良秀・豊福長賀・吉田良知・高山栄秀・豊福秀賀・嶺氏兼と、二番目の署判者となる特定の所在地のみに署判する者に大きく二つに分けられるとする（欠損分があるものを除くと、天正十年十月二十八日の遠賀庄天正十年御米注進状は豊福長賀と高山栄秀の名前がない「嶺文書」『市史』六三六・『大社文書』三卷二九）。社領の存在する郷村に知行地がある有力家臣に東郷の占部越後守賢安（「嶺文書」『市史』六〇五・『大社文書』三卷二三）・占部大膳進種安（「嶺文書」『市史』六三四・『大社文書』三卷二七他↓東郷衆）、池田郷の吉田伯耆守重致（「嶺文書」『市史』六四一・『大社文書』三卷三三他）、遠賀庄の吉田左近允貞延（「嶺文書」『市史』六三六・『大社文書』三卷二九↓遠賀庄衆）を掲げ、他については担当地域が知行地と重なるかどうかは別にして、第二位署判者とのつながりを指摘している⁸⁾。

注進状の第二位に署名する家臣と「分限帳」の衆が一致していない例を確認すると、以下になる。内殿郷は占部源内右衛門尉貞安（「嶺文書」『市史』六〇〇・『大社文書』三卷一六他↓村山田郷衆・占部源内右衛門）。村山田郷は特定人なし（「嶺文書」『市史』六〇一・『大社文書』三卷一七

他)。田野郷は吉田右馬助貞房（「嶺文書」『市史』六〇二・『大社文書』三卷一八他↓吉田右馬之助・河西郷衆）。曲村は特定人無し（「嶺文書」『市史』六一七・『大社文書』三卷二〇他）。山田村は吉田飛^驒彈守尚時（「嶺文書」『市史』六一九・『大社文書』三卷二二）で他の注進状には特定人なし（吉田尚時は天正九年に戦死するが、「山田吉田氏系図」には山田村住とある）『市史』六二一―五七）。御用御米注進状（郷村未詳）は吉田兵部少輔貞勝（「嶺文書」『市史』六二〇・『大社文書』三卷三他↓上八村郷衆）。両島（泊島・白浜）は占部大膳進種安（「嶺文書」『市史』六三二・『大社文書』三卷二五↓東郷衆）。泊島は占部大膳進種安（「嶺文書」『市史』六五〇・『大社文書』三卷三四）。内浦郷（「嶺文書」『市史』六三七・『大社文書』三卷三〇）は特定人無し。土穴郷（「嶺文書」『市史』六三八・『大社文書』三卷三二他）は特定人無し。勝浦村は占部日向守矩安（「嶺文書」『市史』六八一・『大社文書』三卷参考三↓田島衆）。在自郷は許斐宮内少輔氏清（「嶺文書」『市史』六八二・『大社文書』三卷参考四↓田島衆）になる。

注進状と特定の連署人との関係については、宗像氏家臣の知行地などから改めて考える余地があると思われる。

三、社官衆と寺院

「分限帳」では、寺院の項があり最後に社官衆の項をおく。本章では先に社官衆を検討し、最後に寺領を与えられたとする寺院を検討する。

社官衆は吉田治部丞以下二十六人の名前と権官十人、楽所今二人、貫首

今八人、禰宜十人、預り今十人、神楽座今五人とあって、権官以下は人数のみを記載する。社官衆は合計で七十一人になる。但し「着到ノ面」には吉田侍従・吉田少輔・池浦座主が書かれていない。名前が書かれた社官の二十六人のうち、吉田弥九郎を除く二十五人は表五のように当時の史料からほぼ確認できる。弥九郎については、前述の天正十三年（一五八五）の宗像宮御庁着座次第写に、左座の七「十郎丸」権少官司吉田助次郎致次が書かれており、弥九郎と関連することも考えられる。衆に編成された家臣などに比べると確認できる割合が高い。「着到ノ面」は三人欠落していることから、「分限帳」などから転写する時に欠落したことも考えられる。「分限帳」が「宗像記追考」より先に成立した傍証とすることもできる。

社官衆の池浦座主分は、天正十三年二月吉日付宗像宮僧座着座次第写に池浦式部卿秀賢を右座の二「伊王丸座主」とすることから池浦秀賢にあてた（「嶺文書」「宗像文書」『市史』六七九―二、『大社文書』三卷一四・二卷四四）。切手分は天正六年の第一宮御遷宮之事置札では、「二之御前御輿」に「前切手代 良秀法師」と書かれている（『市史』五八三―四・『大社文書』四卷）。着座次第写の左座の八「楽方」には「吉田切手共良季」とあるので、良秀は吉田良季の誤記カとした⁹⁾。小葉師丸は着座次第写の右座の七「小葉丸」に吉田少納言良玄とあるので、吉田良玄カとした。

「分限帳」では権官十名とあるが、宗像宮御庁着座次第写には左座の十「権官職仕 三郎右衛門」など左座・右座それぞれ五名、合計十名が書かれており「分限帳」の人数と一致している。

表三に入れた豊福秀賀は天正八年から確認できる御米（錢）注進状の全て

に署判している。社官（社僧）でありながら領内支配の実務者であり、「分限帳」に書かれていないのは不自然である。豊福氏の系図も不明な点が多く、式部卿秀賀―長雲―円秀―大輔長賀としている¹⁰。長賀を秀賀の息子と考へることができる。

「分限帳」と「宗像記追考」（「追考」と略す）の寺院は、記載順序が異なるが表六のように五十六になる。「天文の知行帳」（「天文」と略す）は55の勝楽寺がなく五十五になる。「天文」にのみ書かれた所在地を（）で示した（「追考」には所在地は書かれていない）。備考欄には「追考」「天文」で異同がある寺院名、応永元年（二三九四）以降の初出関連史料の年号・史料名・史料番号を記載した。併せて『筑前国統風土記』（『統風土記』）、『筑前国統風土記附録』（『附録』）、『筑前国統風土記拾遺』（『拾遺』）、『太宰管内志』（『管内志』）にみえる寺院を（）の略称で適宜記載し、必要事項を記載した。番号下には他の史料で確認できる寺院を○、類推できる寺院は△、確認できない寺院を×で示した。*は筆者の注。

見落としがあると思われるが、五十六の寺院の内、13随願寺・32法泉寺・35能引庵・48定林寺・49星住庵・50松林庵・55勝楽寺の七寺院は所在地が確認できない。34万福寺（王丸）・47善福寺（鐘崎村）の二寺院は他の史料で確認できない。二寺院を含む四十九の寺院は宗像郡三十一、鞍手郡五、遠賀郡十三になる。2の円塔院から8の吉祥院までは鎮国寺の塔頭・子院。遠賀郡の神伝院は、高蔵宮の「社僧の寺を神伝院神宮寺といふ」とあるように、高蔵宮の神宮寺とされている（『統風土記』巻之十四遠賀郡上）。

表から疑問点を掲げると、21の万福寺・25の報恩寺・33の長楽寺は創建の

時期が「分限帳」より後になるが、これは再興されたためであろうか。40の増福寺は「天文の知行帳」に書かれているように増福庵が当時の寺名であった。また寺領は永祿二年（一五五九）七月二十三日付で宗像氏貞が増福庵に二町を寄進しているが、「分限帳」には「浮米」とあつて寺領は書かれていない（『増福院文書』『市史』三九〇―一）。

39八所宮は応永五年二月十六日付の八所宮洪鐘銘に「宗像郡赤馬庄鎮守八所大明神」とあるように赤馬庄の惣社であった（八所宮旧蔵…『市史』五）。前述のように高蔵宮は辺津宮第一宮本殿造営時に造営が行われており、遠賀庄に段米が課せられていた（『竹井文書』『市史』五八一）。また天正十年十月二十八日の遠賀庄天正十年御米注進状では、六十石二斗五升内四十一石八斗二升六合が「高蔵宮年中御神米」とされているように遠賀庄の惣社であった（『嶺文書』六三六・『大社文書』三卷二九）。両社は宗像社の末社には含まれていない。八所宮と高蔵宮が「分限帳」に記載されている理由を含め、宗像社の大宮司宗像氏による領内の神社支配・造営など検討すべき点がある¹²。

天正十三年時には存在し、「分限帳」に記載されていない寺院には、隣船庵（隣船寺）、建興院などがあるが、理由は明らかではない。隣船庵は景轍玄蘇の詩文集「仙巢稿」にみえており（『市史』四〇一）、両寺は占部尚安を開基としている（『拾遺』他）。この他、『附録』『拾遺』から戦国時代まで遡ることができる西郷の太平寺、長谷寺なども書かれていない。これは「分限帳」に西郷衆が書かれていないのと同様、西郷が大友氏の支配下とされていたことを反映していると考えられる。

「分限帳」の寺院には、宗像氏の庇護がなくなり江戸時代には廃寺となつて

表五 社官衆と「分限帳」の人名

人名	天正六年	天正七年	天正八年	天正九年	天正一〇年	天正十一年	天正十二年	天正十三年	天正十四年	有無	備考
安部民部丞秀浄								六七九一		△	社官衆 阿部民部之允
市丸七郎守種								六七九一		○	社官衆
占部弥七守郷								六七九一		○	社官衆
河野三郎道勝								六七九一		○	社官衆
河野助五郎安道								六七九一		○	社官衆
宗像朝臣治部大夫千秋	五八三一四							六七九一		○	「深田治部太輔宗形朝臣 權擬大宮司忌子禰宜千秋」 (六七九一)
吉田宮内丞貞頼	五八三一四							六七九一		○	社官衆
吉田治部丞貞覚								六七九一		○	社官衆
力丸平七守実								六七九一		○	社官衆
力丸平十郎真元								六七九一		○	社官衆
池浦式部卿秀賢								六七九一		△	社官衆(社僧) 池浦座司分
池浦治部卿良賀								六七九一		○	社官衆(社僧)
清水兵部卿良仲								六七九一		○	社官衆(社僧)
高向中務卿良秀	五八三一他		六〇〇他	六一七他	六〇五他	六五〇他	六七二他	六七九一他	六八六他	○	社官衆(社僧)
高山少将榮秀			六〇〇他	六一七他	六〇五他	六五〇他	六七二他	六七九一他	六八六他	○	社官衆(社僧)
常子大式増秀	五八三一四		六〇〇他	六一七他	六〇五他	六五〇他	六七二他	六七九一	六八六他	○	社官衆(社僧)
豊福大輔長賀								六八一		○	社官衆(社僧)
日並刑(兵イ)部卿長玄								六七九一		○	社官衆(社僧) 日並形部卿
山下越後増泉								六七八他		○	社官衆(社僧)
吉田侍従良増	五八三一四							六七九一		○	社官衆(社僧)
吉田少輔良知	五八三四		六〇〇他	六一七他	六〇五他	六五〇他	六七二他	六七九一他	六八六他	○	社官衆(社僧)
吉田少納言良玄 小薬丸								六七九一		△	社官衆(社僧) 小薬師丸
吉田二位行元法師	五八三一四							六七九一		○	社官衆(社僧) 「行光(元イ)」(六七九一)
吉田良季法師 切手	五八三一四							六七九一		△	社官衆(社僧) 切手分 五八三一四は良秀とあるが良季 の誤記カ
力丸中将良存								六七九一		○	社官衆(社僧)
吉田助次郎到次								六七九一		×	社官衆(社僧)
豊福式部卿秀賀	五八三一他		六〇〇他	六一七他	六〇五他	六四八他	六七二他	六七九一他	六八六他	×	社官衆(社僧) 権少宮司

*東郷天正九年御米注進状は天正十年二月二十一日に作成されているので、天正十年として使用した(「嶺文書」「市史」六〇五・「大社文書」二三)。

表六 「分限帳」の寺院

番号	分限帳	所在地	備考
20	○	中山寺	(野坂村) 年未詳(「新撰宗像記考証」『市史』三八七)
19	○	祥雲寺	本木村 「附録」『拾遺』
18	○	覚王寺	東郷村 「天文」『附録』『拾遺』『管内志』は久原村
17	○	総生寺	(大穂村) 総生寺(「追考」『天文』永祿三年(「児玉輻採集文書」『市史』四一〇)は崇聖寺、元亀元年カ(「増福院文書」『市史』五四四)は総生寺
16	○	隆尚庵	*上八村カ 天正四年(「仙果稿」『市史』五七五)
15	○	承福寺	上八村 永享九年(「応安神事次第」追補『市史』九六・「大社文書」三卷)
14	○	桶崎寺	渡村 天正十三年(「宗像宮僧座着座次第写」『市史』六七九)・「大社文書」三卷一四・二卷四四)『拾遺』は廃寺
13	×	随願寺	
12	○	祥光寺	*田島村 天正二年(「宗像諸小路屋敷帳写」『市史』五五九)
11	○	医王院	田島村 文明十年(「正任記」『市史』一七四)
10	○	仏成寺	(田島村) 永享九年(「応安神事次第」追補『市史』九六・「大社文書」三卷)
9	○	興聖寺	田島村 永享九年(「応安神事次第」追補『市史』九六・「大社文書」三卷)
8	×	吉祥院	同 盤若院(「天文」『拾遺』は盤若院
7	○	般若院	同 盤若院(「天文」『拾遺』は般若院
6	○	妙観坊	同 妙観院(「追考」『天文』『拾遺』)
5	○	山ノ坊	同 山之坊(「追考」『拾遺』)
4	○	花蔵院	同 華蔵院(「天文」天正二年(「辺津宮第三宮薬師如来銘写」『市史』五六)は花(華イ)蔵院。
3	○	実相院	同 年未詳(「新撰宗像記考証」『市史』三八七)
2	○	円塔院	同 「拾遺』
1	○	鎮国寺	吉田村 宝徳二年(「年中諸祭祀衣裳之事写」『市史』一一・「大社文書」三卷)『拾遺』は子院2ノ7のうち、4のみ残るとする。

45	○	海蔵寺	遠賀郡内浦村 「続風土記」『拾遺』
44	○	龍生寺	遠賀郡高倉村 永祿十一年(「龍昌寺文書」『市史』四九五)
43	△	惣持院	(高倉村) 「追考」惣持院『拾遺』惣智院址
42	△	千光坊	(高倉村) 「拾遺」千光院址
41	○	高蔵宮司分	遠賀郡高倉村 高倉宮(「追考」天正十年(「嶺文書」『市史』六三六・「大社文書」三卷二八)
40	○	増福寺	山田村 増福庵(「天文」永祿二年(「増福院文書」『市史』三九〇)・「三」は増福庵宛
39	○	八所宮司分	吉留村 八所宮(「追考」) 応永五年(「八所宮旧蔵洪鐘銘」『市史』五)
38	○	正法寺	同 「附録」『拾遺』
37	○	妙湛寺	楞嚴寺村 「宗像記」『追考』『附録』『拾遺』『管内志』
36	○	太子堂	(楞嚴寺村) 「管内志』
35	×	能引庵	能引寺(「追考」)
34	△	万福寺	(善徳寺かミ玉丸) 21と同名の別寺
33	△	長楽寺	虫生津村*遠賀郡 「拾遺」は慶長十七年弾譽阿順開基
32	×	法泉寺	法泉寺(「天文」)
31	○	真福寺	「附録」『拾遺』
30	○	平山寺	(黒丸) 「拾遺」は宝永五年焼失廢寺
29	○	内山寺	(黒丸)*鞍手郡 「附録」『拾遺』
28	○	善光寺	(稲光村)*鞍手郡 「附録」『拾遺』
27	○	龍沢寺	*鞍手郡宮永村 「拾遺」は廢寺
26	○	円通院	鞍手郡山口村 「続風土記」『附録』『拾遺』『管内志』
25	△	報恩寺	(大穂村) 「附録」『拾遺』には慶長年中創建の大穂から八並に移った普恩寺あり。『管内志』は同寺を報恩寺とする。
24	○	慶福寺	(野坂村) 「管内志』
23	○	慈濟院	野坂村之内 慈濟寺(「追考」)『拾遺』は廢寺
22	○	延壽寺	朝町村 「附録」『拾遺』
21	△	万福寺	(稲本) 「拾遺」は開基宗蓮寛永一七年寂

46	○	勝業寺	*遠賀郡吉木村	勝業寺（「追考」「管内志」） 伝院末
47	×	善福寺	鐘崎村	
48	×	定林寺		
49	×	星住庵		
50	×	松林庵		
51	○	千手院	*遠賀郡黒山村	「拾遺」「管内志」は千手寺
52	○	安楽寺	*遠賀郡吉木村 （松原村）	「拾遺」は松原村 「管内志」は吉木村
53	○	金台寺 ⁽¹⁾	遠賀郡山鹿芦屋村	「拾遺」
54	○	禪寿寺	*芦屋村	「拾遺」「管内志」
55	×	勝楽寺		
56	○	観音寺	*芦屋村	「拾遺」「管内志」

いたと考えられる鎮国寺の塔頭・子院、楯崎寺、隆尚庵などが記載されている。名称の異同、所在が確かめられない寺院も多いが、実在した寺院の可能性はある。但、寄進された寺領が過大であったことと併せて、慎重な取り扱いが必要になる。

おわりに

「分限帳」の人名・寺院について、「宗像記追考」の「着到ノ面」とあわせて検討した。両書の原本は確認できないので、写本から検討した。知行高及び他の分限帳（知行帳）との比較検討は行っていない。

「着到ノ面」の家臣知行高と寺院の寺領は書かれていない。すでに指摘され

ているように、「宗像記追考」本文にみられる家臣の知行高は「分限帳」と同一であり、「分限帳」の知行高を写している。成立後の加筆があるが、「宗像記追考」は元和三年（一六一七）三月に沙弥宗仙が撰していることから、「分限帳」はこれ以前に成立したとすることができる。

両書の構成は、「分限帳」では番匠以下が衆編成に組み込まれていた。「着到ノ面」では例外もあるが「諸道芸者」に独立して書かれており、寺院も含まれていない。人数・人名の異同もあり「着到ノ面」は「分限帳」をそのまま写したのではない。

「分限帳」「着到ノ面」に書かれた人名は、当時の史料で確認できない人名が多数見られる。同時に同時代史料にみえていても、「分限帳」に書かれていない人名がみられる。この中には親子の場合、どちらかが記載された例がある。人名については当時の史料との異同がみられる人名がある。転写の際の誤記と考えても、同時代を生きた宗仙が「着到ノ面」を書いていたとすれば、誤りが多いといえることができる。

但、同時代の史料とあわせると、明らかに同時代の史料と齟齬が生じる人物は書かれていない。当時、宗像氏の支配から離れていた西郷が書かれていないことも事実と合致する。寺院についても確認できない寺院や、創建時期に問題がある寺院もあるが、ほぼ同時代の実態を反映しているといえることができる。このように「分限帳」の人名・寺院は天正十三年当時の実態を反映しているが、人名・寺院名の異同、知行高の問題など天正十三年に作成されたとすることには疑問が残る。戦国時代の宗像氏研究にとって豊かな内容を持っていることから、「宗像記追考」とあわせて今後、成立・内容などの研究が進展す

ることを期待したい。そのための参考に拙稿がなれば幸いである。

(元福岡県立図書館職員)

註

(1) 『宗像神社史』下巻第九章第三節第八項註八、宗像神社復興期成会、一九六六年。他に「宗像御家人知行覚」「永祿年中氏貞在職宗像社宮帳并所帯帳」「天正十二年八月宗像大宮司氏貞分限帳」などをあげている。

『宗像神社史』が指摘している「宗像記追考」中の大和氏の人名・知行地・知行高は次のようになる(第十九 四任之事)。「分限帳」の知行高・衆名を↓で記載する。

大和彈正忠・河西郷二十八町余↓二十八町□反三百歩(河西郷衆)

同 源助・本木郷四町↓四町(本木郷衆)

同 采女允伯樂・内殿四町↓四町(内殿郷)

同 雅樂助・赤間庄四町↓六町(赤間庄衆)

同 孫六・久原村二町余↓二町八反小(久原村衆)

同 新九郎・野坂庄一町余↓一町四反(野坂庄衆)

同 神右衛門・野坂庄四町↓四町(野坂庄衆)

「宗像記追考」には大和氏とは別に、瓜生長門守が「遠賀ノ庄」で七十二町を宛行われたとし、子を吉田左近允貞延とする。「分限帳」では遠賀庄衆に吉田左近允七十二町とある。吉田駿河入道良喜も上八郷で七十余町を宛行われたとし、子を吉田兵部少輔貞勝とする。「分限帳」では上八村郷衆に吉田兵部少輔六十四町四段大とある。知行高の異同は子の貞勝になり減少したと考えることもできる。

高向四郎次郎は遠賀庄に住すとあつて知行高は書かれていないが、「分限帳」には遠賀庄衆に高向四郎次郎四町二反三百三十歩とある。

この他「宗像記追考」には、宗像氏貞の母親を治療した唐人の木道三官(一徳)が一町六反の知行を、五十君与助は四町七反の知行を宛行われたとある(第四 菊姫御前并御母君御靈崇之事)。「分限帳」には赤間庄衆に医師同(木道)三官一町六反、同衆に絵師・医師五十君与助四町七反大とある。「着到ノ面」では三官を木道三官入道とする。又、鎮国寺の役者、直虎が四町余を宛行われたとする(第十七 氏貞逝去之事)。直虎は赤間庄衆に直虎三町とある。

このように「宗像記追考」には、大和氏以外にも「分限帳」とほぼ同じ知行地・知行高の人名が書かれている。

(2) 河窪奈津子『宗像記追考』が語る宗像戦国史の虚実(『福岡県地域史研究』二四号、二〇〇七年)。「占部家系伝」は占部氏の系図で「占部文書」に含まれる。「宗像郡誌」下輯に収録。

(3) 「分限帳」は『宗像市史』史料編中世Ⅱ六八四、「天文の知行帳」は中世Ⅱ三五五に収録(一九九六年)。本稿では同書からの引用は『市史』と略し史料番号を付した。宗像大社所蔵文書は、『宗像大社文書』第一巻から第三巻に影印本とともに収録されている(宗像大社復興期成会、一九九二年・一九九九年・二〇〇九年)。その後、第四巻が二〇一五年に宗像大社から刊行されている。『市史』から引用した史料で『宗像大社文書』に含まれる史料は、史料群名を省略し、巻数・史料番号を『大社文書』〇巻〇〇のように併記した。

「宗像記追考」は「田島宮社頭古絵図」が添付されている宗像大社所蔵力丸与八郎旧蔵本による。同本については『宗像神社史』上巻第二章第二節第二参照

(宗像神社復興期成会、一九六一年)。同書は所々の追書から、寛永(二六二四～一六四四)から寛文(二六六一～一六七三)の間あたりの書写と推定している。力丸本は中村正夫氏によって一九九三年に複製本が作成されており、大社に寄贈される以前の伝来などの解説がある。

(4) 同文書は永祿二年、宗像氏貞の大島への渡海と翌年の所領回復に関すると考えられる。拙著『中世筑前国宗像氏と宗像社』第二編第四章、初出一九九一年、岩田書院、二〇〇三年参照。

(5) 日本歴史地名体系『福岡県の地名』宗像市光岡村、平凡社、二〇〇四年。

(6) 深川氏については、古賀俊祐「資料紹介深川文書」・田村杏士郎「中世近世移行期を生き抜いた一大内氏被官―深川氏の研究―」(『市史研究ふくおか』一二号、二〇一七年)がある。「宗像記追考」では石松十郎を戦死した石松加賀守秀兼の息子とする(『市史』六二―四四)。

(7) 「宗像大宮司氏貞家来吉田名字侍帳写」の註解で、父子が宗像氏に仕えていた家ではどちらかが記載されているとし、「分限帳」の池田郷吉田伯耆守重致は息子の内蔵大夫貞棟、本木郷吉田伊賀守致勝は息子の勘解由丞が書かれていることを指摘している(「吉田ツヤ奉納文書」『大社文書』三卷)。侍帳の末尾の年号は「分限帳」と同じであるが、知行高は書かれておらず人名、居住地など異同がある。

(8) 『大社文書』三卷「嶺家文書」米銭注進状解題。注進状は、各社領から必要経費を差し引いた上で、宗像社の御倉へ上納される米・銭の額を記したものとす。『宗像神社史』下巻第十三章第四節第一項も参照。

(9) 『大社文書』四卷所収、川添昭二氏による第一宮御遷宮置札(第一宮御遷宮之事置札)註(23)参照。本稿では、川添氏による宗像大社所蔵置札の積文・註解

を参照した。

(10) 「豊福氏略系」(『宗像郡誌』下輯)、『宗像神社史』下巻第九章第四節第三項第二。

(11) 金台寺には中世の過去帳がのこされている(芦屋町文化財調査報告書第一〇集『金台寺過去帳』芦屋町教育委員会、二〇〇〇年)。

(12) 宗像氏貞と家臣による領内の神社造営については、拙著『戦国時代の筑前国宗像氏』第二編第三章、花乱社、二〇一六年で検討した。「知行帳」には赤馬庄の八所宮、遠賀庄の高蔵宮と同様の存在であったと考えられる若宮庄の惣社若宮八幡が書かれていない。

遺跡形成過程から見た巨岩と社殿

はじめに

『「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群』は、二〇一七年七月に世界文化遺産に登録された。登録にいたる一連の経緯については、鈴木地平氏や岡寺未幾氏、大高広和氏らによつて整理されている（鈴木二〇一七、岡寺・大高二〇一八）。この整理の中でも指摘されたが、イコモス（国際記念物遺跡会議）が宗像大社沖津宮のみを登録すべきと勧告した要因には、「沖ノ島やその出土品に研究や関心が集中しがちだった」点が挙げられる（岡寺・大高二〇一八）。筆者も同意見であり、沖ノ島の相對評価を可能にし、沖ノ島が有する歴史的価値をさらに引き出すための実証研究の蓄積が、これからの『「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群』の保全活用求められる。

以上の問題意識から、二〇一二年に発表した論文「墓制と領域―胸肩君一族の足跡―」では、沖ノ島研究の土台として、祭祀の一翼を担った胸肩君の活動領域について考古資料を軸に論証を試みた¹⁾。また、沖ノ島の周囲に形成された航路の実態解明や、沖ノ島祭祀の成立・展開を地域的な枠組みでも相對評価することを将来的な研究射程に入れていた。本稿もこの研究方針の延長線上にあり、沖ノ島祭祀遺跡がもつ資料的価値を引き出すための基礎研究を目指す（図一）。まずは、研究起点となる沖ノ島祭祀遺跡の概要を記し、本稿の研究課題を明示する。

小嶋篤



- 1：沖ノ島（沖ノ島祭祀遺跡・沖津宮）
- 2：大島御嶽山遺跡（中津宮）
- 3：高宮祭場（辺津宮）
- 4：金武城田遺跡
- 5：後野・山ノ神遺跡群
大藪池遺跡群
- 6：大宰府政庁跡

図一 遺跡分布図

一、沖ノ島祭祀遺跡と「遺跡形成過程」

沖ノ島祭祀遺跡は、山頂尾根から南にくだつた緩傾斜地に位置する(図二)。本地点には、宗像大社沖津宮の社殿も鎮座しており、古代から現代にいたる祭祀の場が重層的に存在する。祭祀遺跡のうち、最も出土遺物が集中する一号遺跡は、巨岩群と沖津宮社殿から南方にのびる緩斜面に形成されており、巨岩のまわり南北一〇m×東西九mの範囲に遺物が広がる(図三)。発掘調査では、巨岩の南側と東側で角礫を敷いた石敷状遺構が検出された点が注目できる。出土遺物は金属製雛形品、金属製・滑石製形代、皇朝銭、奈良三彩小壺に加えて、多種多量の土器片が確認された。とくに土器片は、おびただしい数量が雑然と堆積しており、祭祀跡と捉えるか、祭祀後の廃棄場と捉えるかについて議論が分かれていた。

このような状況下で、中津宮が鎮座する大島にて「大島御嶽山遺跡」の発掘調査が実施され、露天状の祭祀遺跡で須恵器大甕を据え置いた痕跡が見出された(安部二〇一五、白木二〇一八)。この成果をふまえ、小田富士雄氏は「沖ノ島一号遺跡を祭祀の場とするのは」一号遺跡の形成当初までで、その後半期には廃棄場所に変貌した公算が大きい。その転換期はおそらく社殿が出現してそこで祭事が行われるようになったからであろう」との見通しを示した(小田二〇一三)。

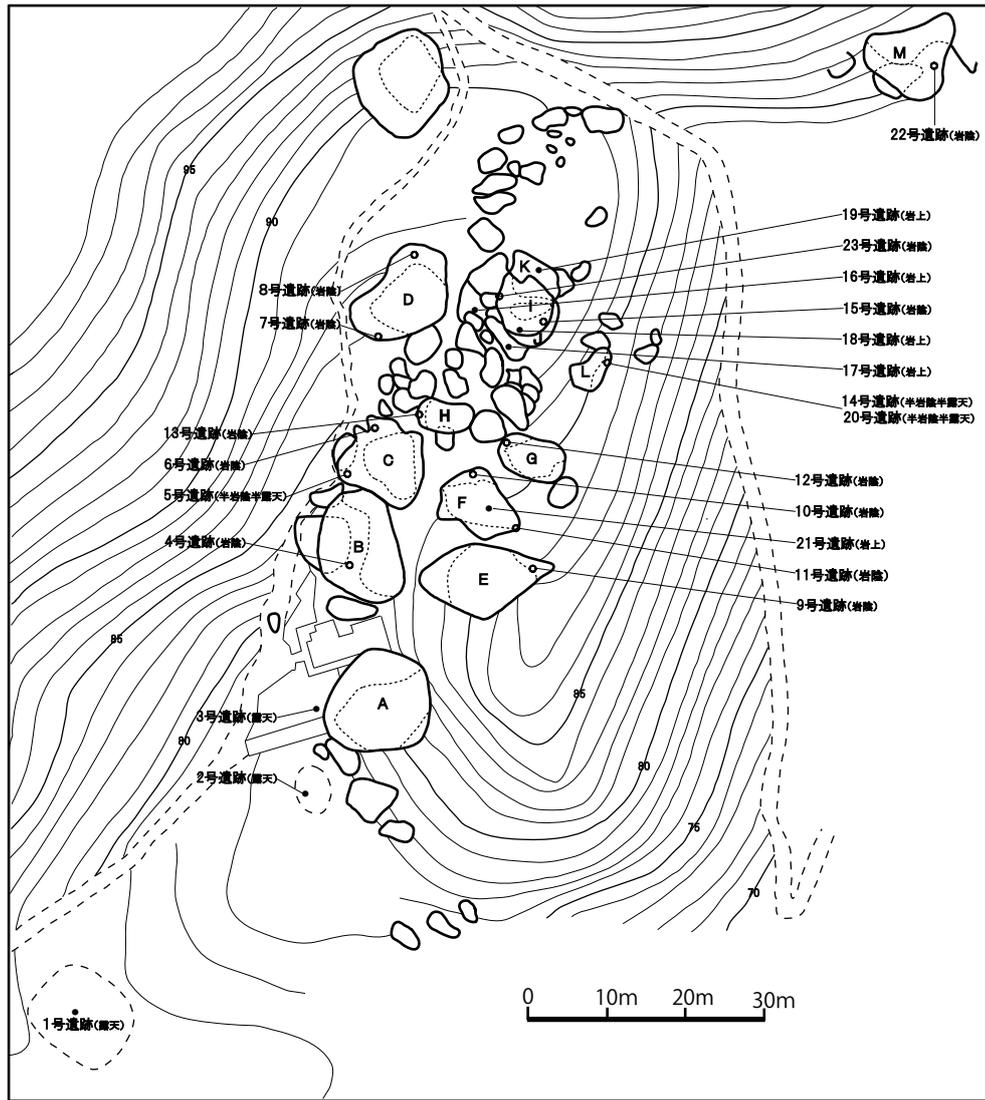
また、笹生衛氏は『皇太神宮儀式帳』(延暦三三年(八〇四))に記された祭祀の全体構成を「①供献品や神饌を用意し、祭祀の場を清め裝飾する準備段階」、「②幣帛や神饌を捧げ告刀(祝詞)を奏上する祭祀の中核部分」、「③幣帛等を収納したり直会を行ったりする祭祀後の対応」の三段階に分け、

一号遺跡の再評価を行った(笹生二〇一一)。その成果を基にすると、「巨岩の傍(五号遺跡)は、神宮における大神の御前と同様、神霊近くで神饌を供する場」であり、「巨岩から離れた場所(一号遺跡)では、祝詞奏上後の直会との関わりや使用した祭祀具の整理・集積がなされた」と整理できる。

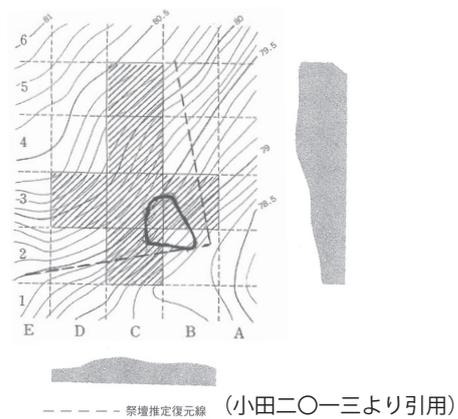
小田氏や笹生氏の研究成果は、沖ノ島研究における今後の指針を示しており、祭祀遺跡の形成過程を具体的に追究することが求められている。ただし、一号遺跡は二〇〇年以上も続く祭祀行為が蓄積された全国屈指の祭祀遺跡であり、闇雲に検討を行っても、導き出された仮説は砂上の楼閣に等しい。そこで、本研究では一号遺跡と同時代に形成された、残存状況が良好な祭祀遺跡を検討することで、沖ノ島祭祀遺跡の解明に向けた基礎研究を積み上げる。なお、検討に当たっては沖ノ島が属する大宰府管内、とくに宗形郡を含む筑前国を対象とする⁽²⁾。つまり、本稿の研究課題は、「沖ノ島祭祀遺跡と同時代で、同領域に属する祭祀遺跡の解明」にあり、本課題を通じて、沖ノ島祭祀遺跡の解明に向けた方法論の錬磨を図る。具体的には、祭祀遺跡における各遺構の時空間的配置と出土遺物に残された痕跡を検証し、双方の結果を統合することで遺跡形成過程を論証する。加えて、遺跡形成過程の整理に基づき、「祭祀」の所作を復元するための具体的論拠を積み上げ、祭祀空間についても検討を進める。

二、後野・山ノ神前遺跡群の巨岩(福岡県那珂川市)

後野・山ノ神前遺跡群は、福岡平野を見下ろす片縄山の山頂付近(山



図二 沖ノ島祭祀遺跡全体図 (笹生二〇一ニより引用)



(『宗像沖ノ島II』 PL.27、3-B・C区を北東から)

角礫をならべた石敷状遺構は、1号遺跡の南東隅に位置する大石を挟む形で検出されている。遺跡自体が緩斜面の末端に位置するため、遺物が南側に流れる状況にあるが、石敷状遺構と遺物の集積に相関関係があることは認められる。

図三 沖ノ島1号遺跡の石敷状遺構と遺物出土状況

頂標高二五三・九m、遺跡標高二二一（二三〇m）に位置し、奈良〜平安時代（八世紀後半〜九世紀）に祭祀遺跡が形成された（図四）。祭祀遺跡は巨岩群を中心に広がり、二三基の祭祀遺構と参道状遺構一条が確認されている。巨岩群中最大の大岩（長さ約三m×高さ約一・五m）の周囲に広がる三号祭祀遺構では、岩陰部分に完形の土器が据え置かれた状態で出土した（図七）。加えて、他の巨岩・集石の周囲でも小片となった須恵器（坏・皿・壺）と土師器（坏・鉢・高坏・甕・甑・製塩土器・手づくね土器）が出土した（図五）。とくに、甑の存在は付近での調理を想起させ、実際に一五号祭祀遺構では炉跡（支脚と焼土）が検出された。つまり、二三基の祭祀遺構には、祭場だけでなく、神饌の調理を行った場所も含むと判断できる。

三号祭祀遺構では、これらの土器とは他に、巨岩からやや離れた位置で土師器甕と須恵器坏の埋納も確認できる（図八）。埋納土坑の前には灯明皿が置かれており、日没後に祭具の埋納がなされたと推定できる。

以上をふまえ、本遺跡群の形成を単系列的に時間軸で整理する。

- ① 神の存在を象徴する巨岩の認知
- ② 祭祀の準備
- ③ 神饌の調理
- ④ 巨岩前面で幣帛・神饌の奉献や祝詞の奏上
- ⑤ 神饌の撤下
- ⑥ 幣帛・供膳具・調理具・照明具の収納と集積

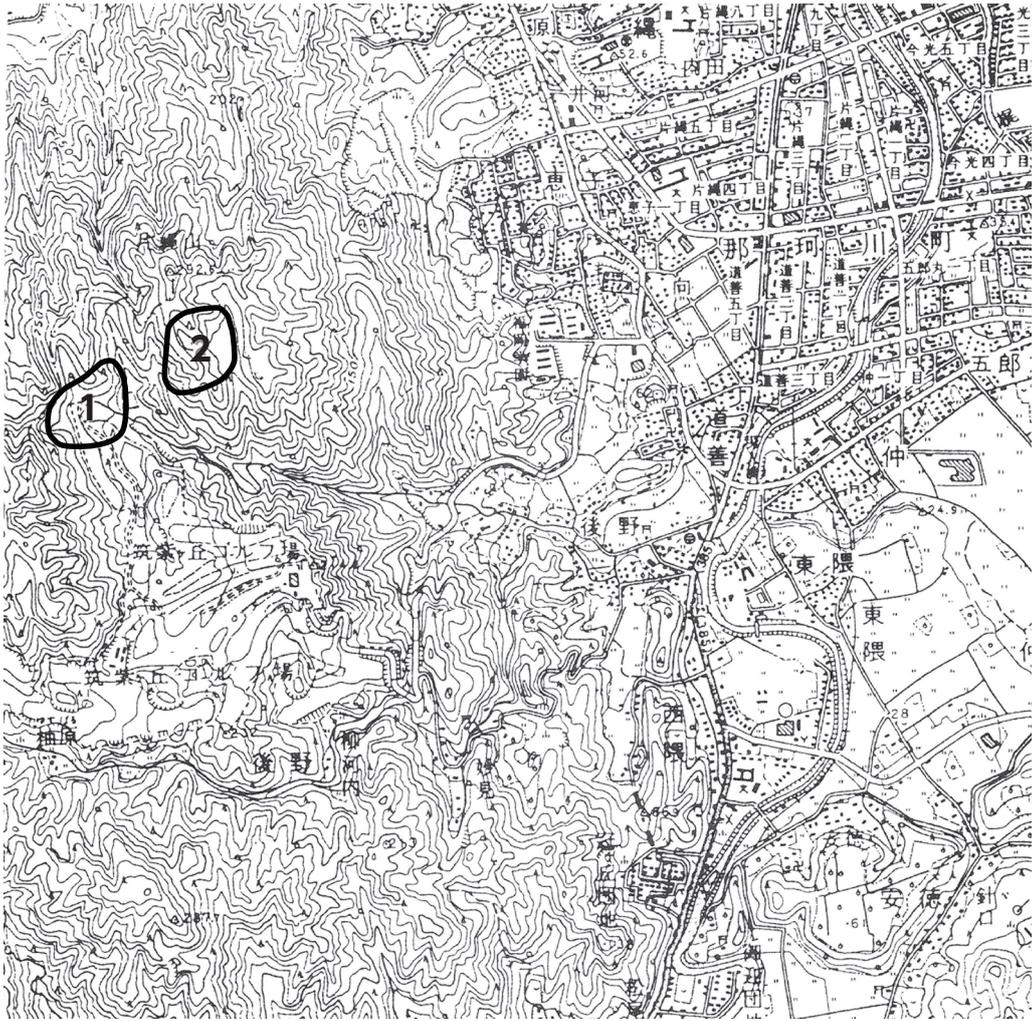
巨岩の認知は祭祀の前提条件だが、考古資料としては痕跡を残さない。状況証拠としては、片繩山山麓での群集墳造営や「裂田溝」に象徴される眼下の平野開発が挙げられ、同地域が古墳時代からの開発地であった点等が挙げられる。

祭祀執行のための物資は、同遺跡群外からの輸送で確保するため、整備の有無に関係なく、登山道の形成は避けられない。発掘調査では巨岩群へといった参道状遺構が確認された。

神饌の調理は、必ずしも祭場に接する場所で行う必要はないが、『皇太神宮儀式帳』に記されるように、日常の調理とは異なる特別な調理（道具の製作・種火の選定等）がなされた可能性は十分考慮する必要がある。本遺跡群では山頂付近にも関わらず、巨岩群に接して炉跡や甑片が確認されたため、祭場に接する場所で神饌の調理もなされたと判断できる。

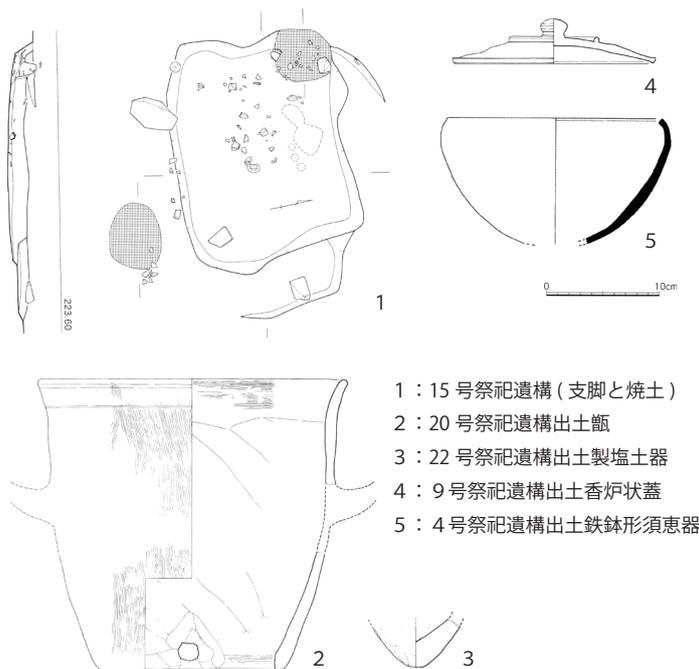
運搬してきた神饌、あるいは隣接地で調理した神饌は坏や皿等の供膳具に配されて、神へと奉献される。岩陰で完存する土器類については、奉献時の状態を遺す可能性はあるが、撤下後の収納との峻別は難しい。少なくとも、出土土器の総量から見て、使用した供膳具や調理具は持ち帰らずに、巨岩の周囲に意図的に集積したと判断できる。原位置を伴う事例としては、巨岩前面での土器埋納行為があり、灯明皿の存在から日没後に祭具の埋納がなされたと推定できる。

本遺跡群は巨岩祭祀の典型的事例である一方で、灯明皿という原始神道にはもともと見られなかった祭具も存在する。同遺跡では灯明皿に加えて、香炉状の土師器蓋や鉄鉢形須恵器も出土しており、古代寺院跡出土遺物とも

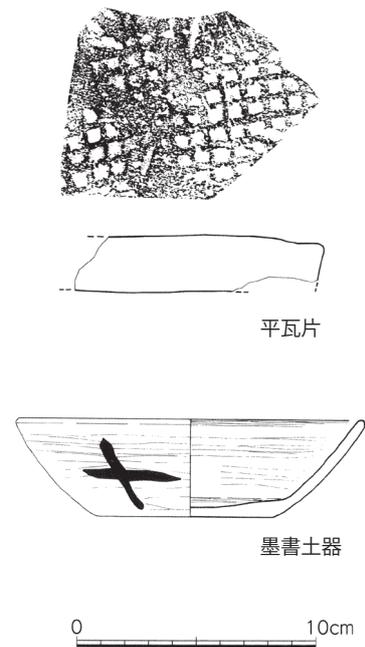


1:大藪遺跡群 2:後野・山ノ神前遺跡群

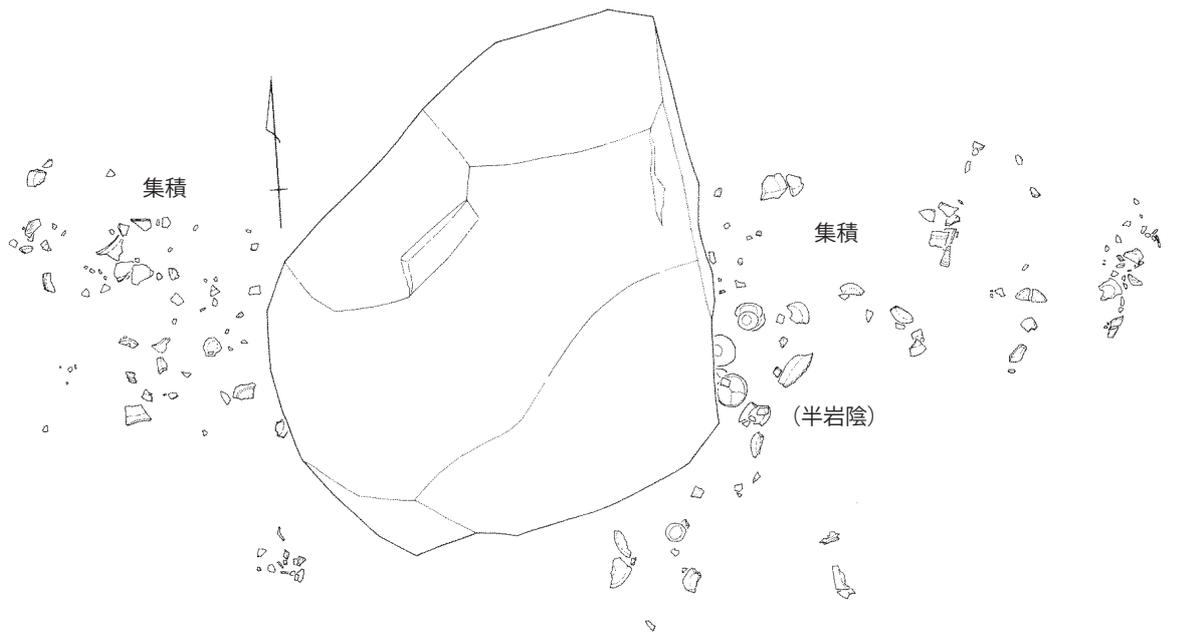
図四 後野・山ノ神前遺跡群と大藪遺跡群の立地環境 (S=1/25,000)



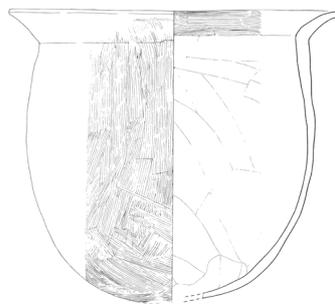
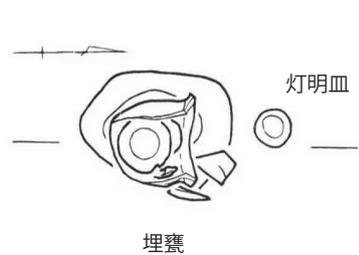
図五 後野・山ノ神前遺跡群の遺構と遺物



図六 大藪遺跡群出土遺物



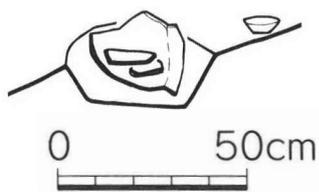
図七 後野・山ノ神前遺跡群三号祭祀遺構 (S= 1/40)



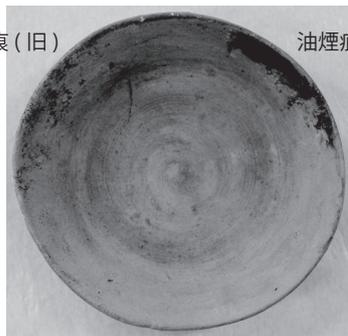
埋甕 (S=1/6)

灯明皿 (S=1/3)

222.80



油煙痕 (旧) 油煙痕 (新)



灯明皿 (上図) の口縁部内面に油煙痕が2箇所を確認できる。双方の油煙痕には顕著な風化の違いがあり、非連続的に2回以上灯火された履歴をもつ灯明皿と判断できる。

図八 後野・山ノ神前遺跡群の三号祭祀遺構埋甕

類似する(図五)。実は、後野・山ノ神前遺跡群に隣接する大藪池遺跡群では複数の瓦片が発見されており、周囲に小規模な山林寺院(短期型山寺・仏堂)が存在すると見られる(図六)。つまり、古代の片繩山山頂付近では、社と山寺が一体となった宗教空間が形成されていたと考えられ、巨岩祭祀の場でも祭具の一部が習合する実態が窺える。

三、金武城田遺跡の社殿(福岡県福岡市)

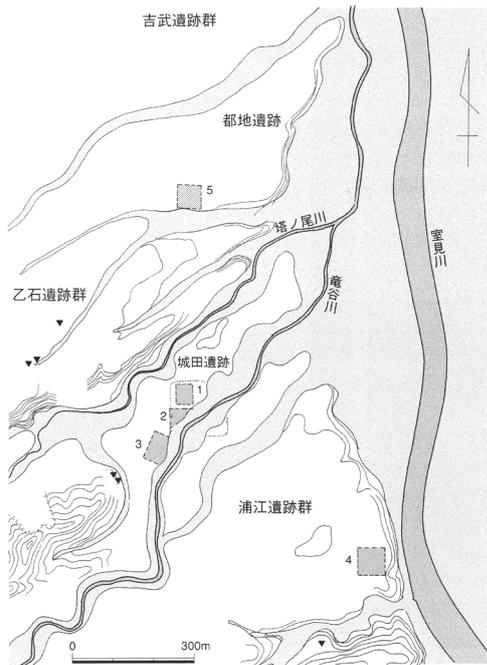
金武城田遺跡は飯盛山麓に発達する扇状地に位置し、眼下に福岡平野が一望できる(図九)。また、北西の方角には飯盛山山頂が段丘を挟んで遠望できる。本遺跡は現在の水田にいたる複合遺跡であり、社殿が検出された調査地点では、現地表面から下層に第二面(一〇世紀前後・水田)、第二面(八世紀後半〜九世紀・社殿)、第三面(七世紀後半〜八世紀前半・官衙)、第四面(六世紀末〜七世紀・集落)の四つの遺構面が確認された。このうち、第二面と同時期の別の調査区では、官衙建築物の存在が確認されており、役所と社が隣接する。

本殿と見られる中心建物(SB30)は、南北約一八m×東西約一〇mの基壇状盛土上に築かれた二間×三間の総柱建物で、南北に独立棟持柱をもつ(図九)。柱径は約一五cmと想定されており、総柱建物と言っても、倉庫のような過大な重量負荷がかかる用途は考え難い。基壇状盛土の四方は幅〇・五m×深さ〇・二mほどの区画溝(内溝)が巡り、さらにその外側にも幅〇・五m×深さ〇・二mほどの二つ目の区画溝(外溝)が「コ」の字状に巡る。そして、

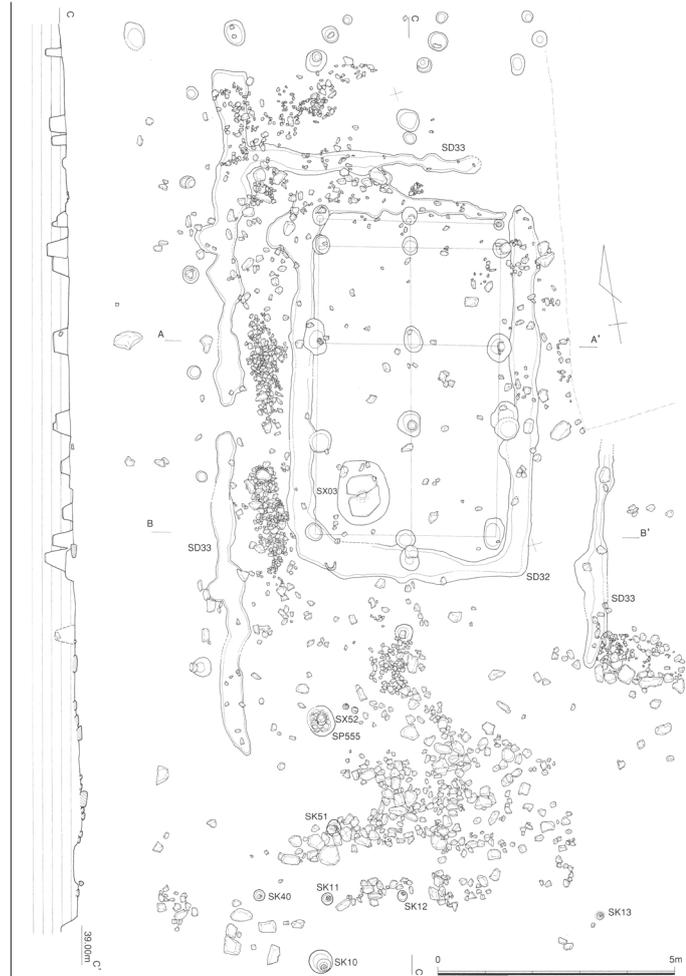
これらの二重の溝の外側には、柵列が西側と北側の二方向で検出された。東側は削平により遺構が失われるが、外溝との対応関係から柵列も「コ」の字状に巡った可能性が高い。以上の様相をふまえると、本殿は南面設計で建てられたと判断できる。

本殿を巡る区画溝の内側は、玉砂利風に花崗岩礫等を敷き詰めており、現代の我々がイメージする「境内」に近い空間が存在する。この「境内」の南端(社殿から南に約四m)には人為的な礫積み(方形石積み、南北約一・八m×東西約二・四m)がつくられており、この礫積みの内部から多くの土器片・鉄器片、さらに礫積みの下からは土器埋納遺構八基が検出された。土器埋納遺構八基のうち六基は、平底の須恵器瓶を単体で埋納したもので、残りの二基は、土師器甕と須恵器坏を埋納したものである。

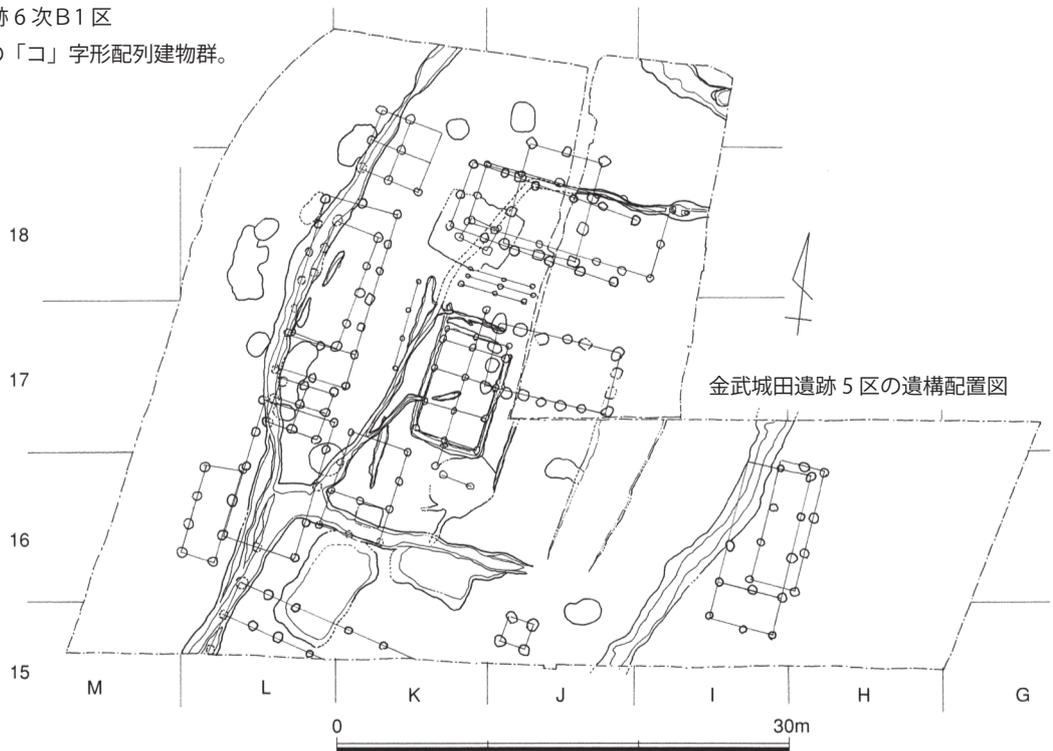
最も大規模な埋納事例(SP555・SX52)を見ると、土坑の中心に土師器甕を埋設し、その周りを囲むように土師器坏を重ねて配する(第一〇図)。土師器甕の器面には煤が付着し、底部内面には焦げ付いた炭化物が確認できるため、確実に調理(煮炊き)を行っている(写真一)。さらに調理状況を追究すれば、内面の器面の荒れや焦げ付きは胴部下半のみに見られ、加えて口縁部に吹きこぼれの痕跡がないため、調理物の体積は甕容量の三分の一程度であったと判断できる。次に周囲に重ねられた土師器坏を見ると、一個体に油煙痕と灯芯痕があり、灯明皿が確認できた。灯芯痕は二箇所あり、計二回の着火が確認できる。また、二つの油煙痕に新旧関係が認められるのをふまえると、一度消えかけた灯明に再度燃料を補充して新たな灯明芯を足したことが窺える(牧田・伊野二〇一四)。つまり、長時間にわたって灯明を用



- 1：金武城田遺跡 5 区
8 世紀第 1 四半期に「コ」字形配列建物群。
同地点を再整備して、8 世紀第 2 四半期に
「社殿」を建立。
- 2：金武城田遺跡 2 区
9 世紀以降の「コ」字形配列建物群か。
- 3：金武城田遺跡 5 区
8～9 世紀の「L」字形配列建物群。
- 4：浦江遺跡 5 次 17・18 区
7 世紀後半の大型建物群。
- 5：都地遺跡 6 次 B1 区
8 世紀の「コ」字形配列建物群。



金武城田遺跡の本殿跡



金武城田遺跡 5 区の遺構配置図

図九 金武城田遺跡の立地環境と遺構 (吉留他 2007 より引用)

いる必要があったと推測できる。なお、この灯明皿以外の土師器坏については、器面に確実な使用痕跡がないため、新品にちかいかいものが埋納されていることが分かる。そして、本事例については、もう一つの重要な痕跡が確認でき、土坑の縁に灯明皿として用いた土師器坏二点が置かれたまま埋められていた。土坑縁の灯明皿の存在を素直に評価すれば、これらの埋納は夜間に実施されたと想定できる。つまり、この埋納に関わる遺物は、「神饌の調理、神饌の奉献、祭具の埋納」の三つの場面に由来したものを含む。

次に本殿周囲の施設に注目するが、第一面（一〇世紀の水田）の削平により、各掘立柱建物の存続期間・先後関係を層位的関係から厳密に特定するのは難しい。しかし、本殿の西隣に二間×二間の総柱建物（第二面）が存在したことは確かであり、本殿に伴う「神庫」の存在が想定できる。また、遊離資料であるため評価が難しいが、奉納品に多い鉄鋌や調理に用いる移動式竈・製塩土器、供膳具の耳皿等も確認できる。

以上の情報を統合し、第二面（八世紀後半～九世紀・社殿）における遺跡形成を単系列的に時間軸で整理する。

- ① 官衙域の再整備による社殿の建立
- ② 祭祀の準備
- ③ 神饌の調理
- ④ 本殿前面で幣帛・神饌を奉献し、祝詞を奏上
- ⑤ 神饌の撤下
- ⑥ 幣帛・供膳具・調理具・照明具の収納と集積

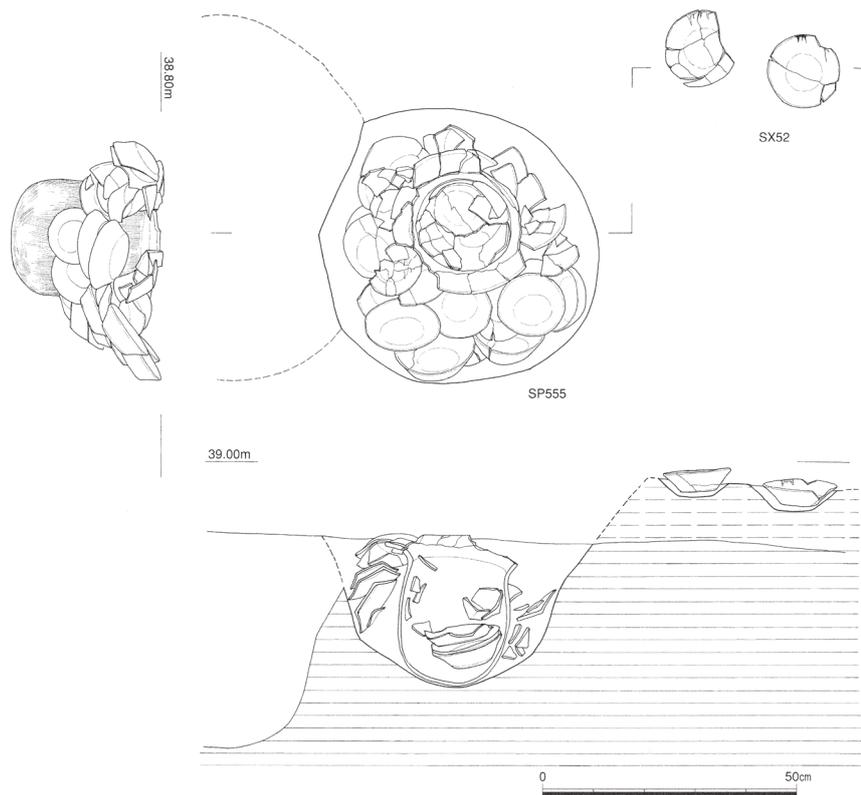
官衙域の再整備は、出土遺構の層位的検出で確認できる。社の核となる本殿は、柵列と二重の区画溝で囲まれた独立棟持柱付総柱建物である。

祭具や奉献品は搬入により確保されるが、出土遺物には祭具に特化する形で製作された物資は見られない。埋納品の製作技法や使用痕跡を見る限り、神饌の供膳具と日常雑器の峻別は難しい。

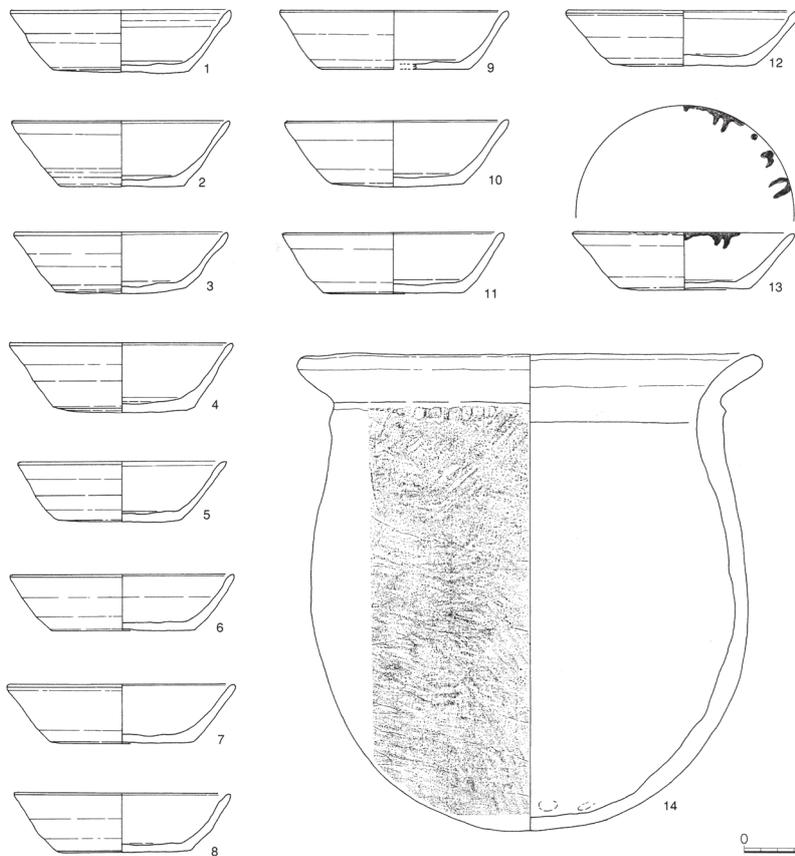
神饌の調理については、移動式竈や製塩土器が痕跡資料であるが、これらは遊離資料のため確証を欠く。より実証的な資料としては、埋納品の調理痕跡のある土師器甕である。調理具をあえて埋納する行為には、神饌の調理に対する特別な認識が存在する。また、調理具を遠隔地から持ち込むよりは、社の周囲で神饌の調理がなされ、その調理具が埋納された蓋然性が高い。

本殿を「神の占有空間」と捉えた場合、神饌の奉献や祝詞を奏上する場は本殿南側であったと考えられる。本殿南側は礫敷が敷設されており、祭場として整備されていたことが考古資料から窺える。

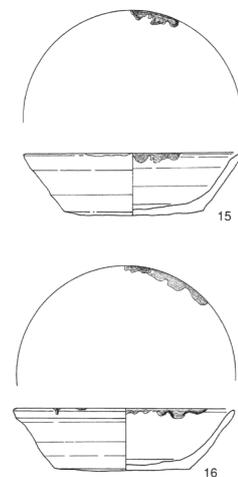
神饌の撤下後は、本殿西隣にある神庫に奉納品を納め、さらに境内の南端に築かれた方形石積みに、神饌の調理や奉納に用いた土器を集積した。祭具の埋納は灯明皿が伴うため、日没後に実施されたと想定される。また、埋納土器にも灯明皿が確認できるため、神饌の調理や本殿前面での祭祀も、いずれかが夜間に実施されたと考えられる。



SP555



SX52

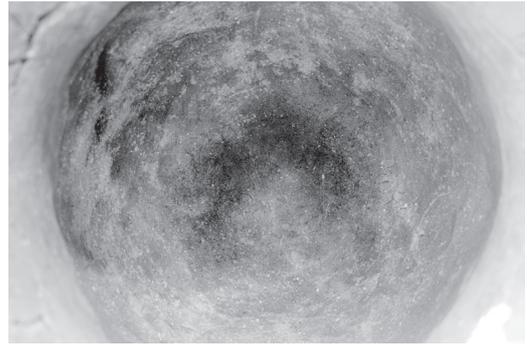


図一〇 金武城田遺跡・方形石積み下部に埋納された土器 (SP555・SX52)

SP555-14 (土師器甕)



(甕胴部外面)

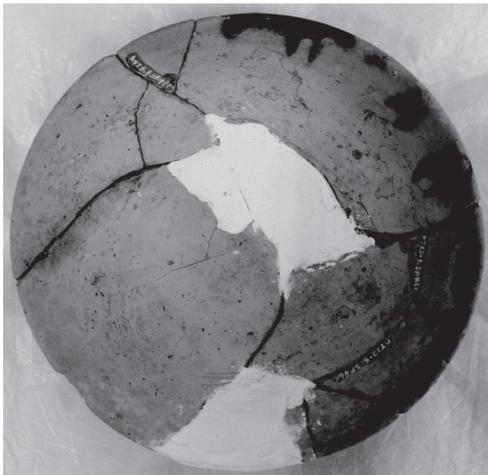


(甕胴部内面)

埋納遺構 (SP555) の中央に据えられていた甕である。胴部外面下部に環状にススが付着し、口縁外面にも薄くススが付着する。胴部内面底部は焦げ付きがあり、内面下部の器面が荒れる。以上の痕跡は、この甕が調理に用いられたことを示す。

SP555-13 (灯明皿)

灯芯痕 (新)



灯芯痕 (旧)

埋納遺構 (SP555) に納められた土師器坏のうちの一点。灯芯痕と油煙痕が確認できることから、「灯明皿」として利用したと判断できる。灯心痕は 2 箇所あり、油煙痕の先後関係 (切りあい) が確認できる。ただし、風化具合が類似するため、短時間での先後関係と見る。

調理具・供膳具とともに埋納される状況と使用痕跡を統合すると、この灯明皿は「調理時」または「供膳時」に利用されたものと想定できる。祭祀を構成する「祭具」の一つであったために、方形石積み下部に埋納されたと考えられる。

SX52-15 (灯明皿)



SX52-16 (灯明皿)



埋納遺構 (SP555) の外縁に置かれていた灯明皿 (SX52) である。両個体とも、灯心痕は 1 箇所のみで、油煙痕の範囲も狭いことから、比較的短時間での利用が想定できる。土器埋納時に地面を浅く掘り窪めて据え、埋納後は方形石積みで被覆される状況にある。

写真一 埋納土器の使用痕跡 (SP555-13・14、SX52-15・16、番号は図一〇と対応)

四、律令期における大宰府管内の社と郡司

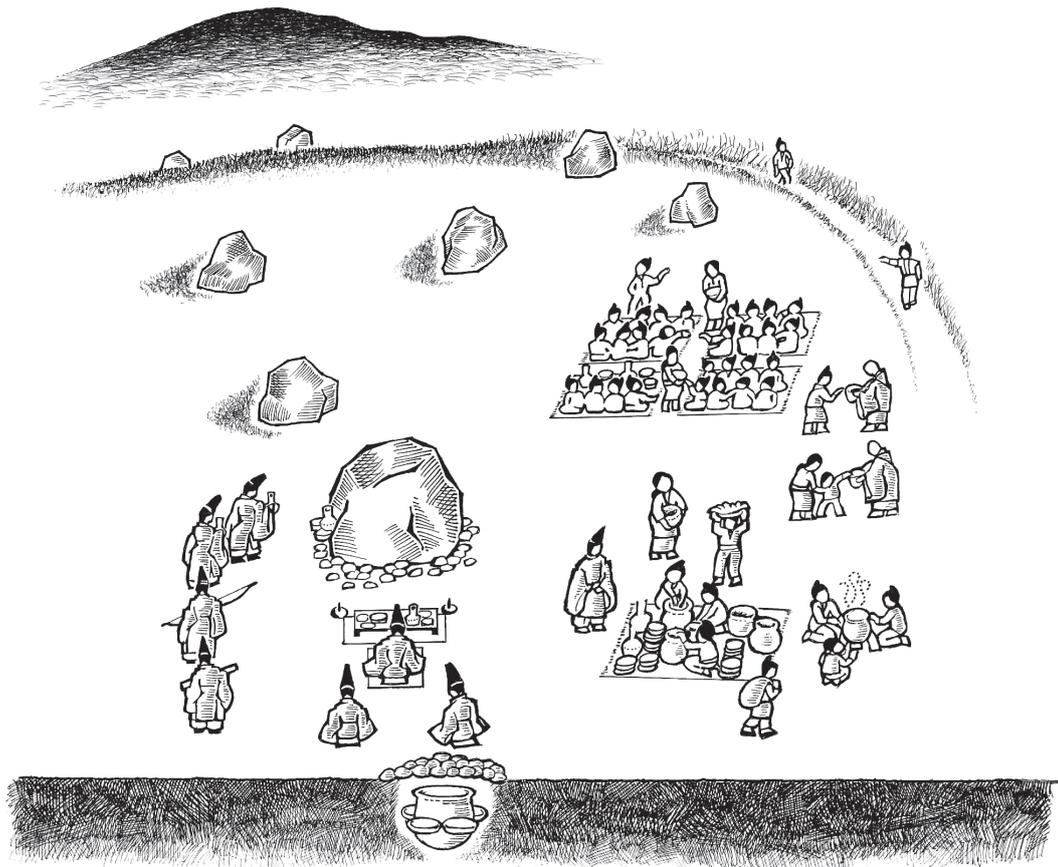
上記では、後野・山ノ神前遺跡群での巨岩祭祀遺構、金武城田遺跡での社殿遺構をそれぞれ検討した。両遺跡の土器型式・組成は一致し、同時代の遺跡との評価は揺るがない。このうち、金武城田遺跡の社殿遺構は、調査担当者吉留秀敏氏が調査当初から社であることを想定し、後の研究につながるよう、許された調査条件の下で詳細な調査記録を残した（吉留他二〇〇七）。これまでに発掘調査で確認された古代の推定神社跡（本殿跡）は全国的にも八例しかなく、本遺跡の評価は現在でも明確に下されていない（宮井二〇一七）。しかし、本稿で明らかにしたように、後野・山ノ神前遺跡群の巨岩祭祀遺構との類似（土器埋納状況・土器使用痕跡等）から、金武城田遺跡には「社」が存在したと結論できる（小嶋二〇一三）。この結論は、他の推定神社跡の構成要素との比較からも傍証できる（松尾二〇一六）。また、何重もの区画・遮蔽施設の有存在は、笹生氏が提言する「神籬（ひもろぎ）」の評価とも整合する（笹生二〇一六）。

総括すると、奈良時代の大宰府管内には、「神の存在を象徴する巨岩」と「神の占有空間である本殿」をそれぞれ核とする社が同時並存していたと判断できる（図一・一二）（笹生二〇一二・三浦二〇一三）。巨岩と本殿の前面において類似した痕跡が確認できるため、双方で行われた祭祀行為も共通点が多い。また、この祭祀行為には灯明皿を用いる等の仏教的要素が習合されている。古くから人々の暮らしに寄り添ってきた福岡平野周囲の山林には、生活林や墓域だけでなく、国神が鎮座する聖域も存在する^④。この聖域に仏僧が

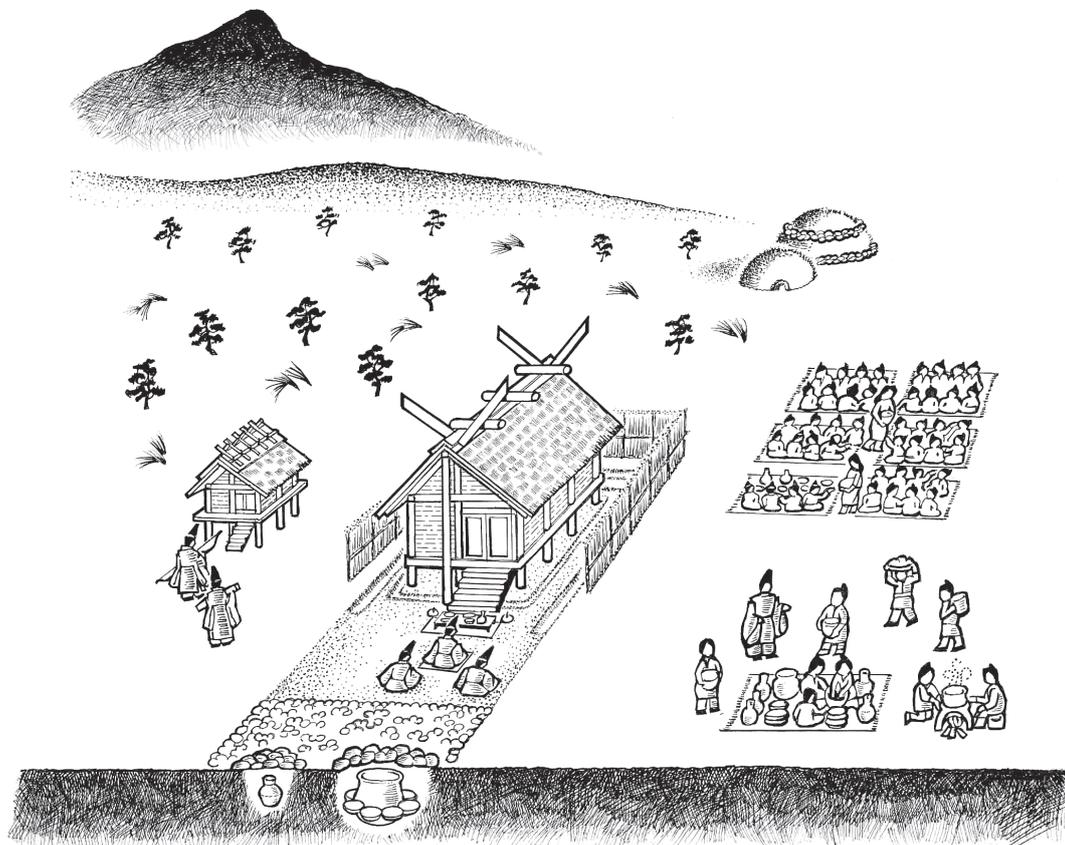
修行の場を求めて入山し、奈良時代以降に次々と山林寺院が造営されていくのである^⑤。片縄山山頂付近の巨岩祭祀・短期型山寺の存在は、その初期の事例と評価できる。そして、同じ聖域に神仏が同居する宗教空間は、地域の有力者である郡司・郷長の承諾により成立し、聖域維持の秩序・人材・財源についても担保されていたと考える^⑥。

以上のように、律令期における大宰府管内の社では、巨岩と社殿で類似した祭祀がなされ、その執行に地域の有力者である郡司・郷長が関わっていたと想定できる。とくに、金武城田遺跡の社は官衙域に建立されており、公的施設としての性格が強い。沖ノ島祭祀はさらに上位の国家祭祀に位置付けられるが、その運営に宗形朝臣（胸肩君の後裔氏族）が関わっていたことは確かである。宗形郡では延暦一九年（八〇〇）二月の太政官符「応停筑前国宗形郡大領兼帯宗形神主事」（『類聚三代格』巻七）にいたるまで、郡司と神主の兼任が認められていた（亀井一九九九a・b・二〇一一）。宗形郡の郡司は宗形朝臣が独占するため、実質的に奈良時代を通じて、宗形朝臣が宗形社を掌握していたと判断できる。

筆者はこれら郡司と社の有機的関係が、祭祀の検討における「大宰府管内」という領域の有意性と考えている。大宰府管内の郡司子弟は、大宰府諸司・所の運営を支える府書生として出仕していた^⑦。宗形朝臣も他の管内諸豪族とともに出仕しており、監代・典代・兵馬所・警固所・公文所で、府書生として名を遺す（森二〇一八）。つまり、大宰府は管内諸豪族が文書行政を習熟する場、さらには文化面・思想面での共有認識を醸成する場としても機能したと見られ、宗形社を掌握する宗形朝臣もその機構に組み込まれてい



図一 後野・山ノ神前遺跡群をモデルにした社の想定図（異時同図法で描写）



図二 金武城田遺跡をモデルにした社の想定図（異時同図法で描写）

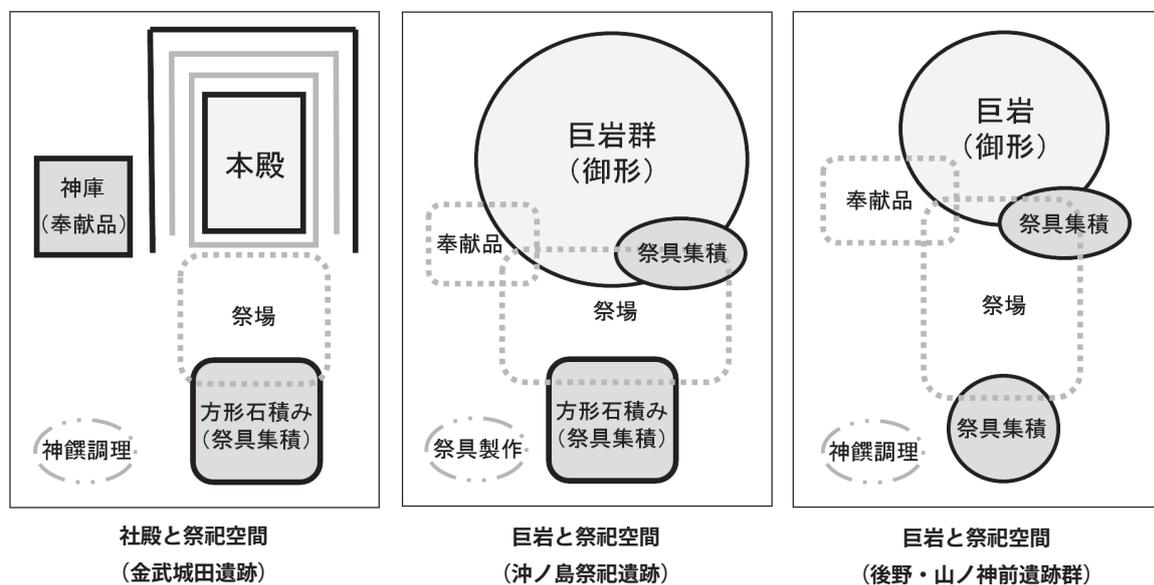
た。以上をふまえると、大宰府管内の社と沖ノ島祭祀遺跡の比較研究は、単なる地理的近接だけでなく、管内郡司層の人的繋がりや祭祀体系の共有状況という視点からも有意と評価できる。

五、大宰府管内の社と沖ノ島祭祀遺跡

大宰府管内の社と沖ノ島祭祀遺跡の比較研究に当たって、まずは後野・山ノ神前遺跡群と金武城田遺跡の様相から、律令期における大宰府管内の社の空間構成を明らかにする(図一三)。両遺跡の社は存続期間が短く、累積した情報量も限られる。とくに、後野・山ノ神前遺跡群は山頂付近に位置するため、遺物の紛れ込みが少ない好条件を備える。

大宰府管内の社は「神の存在を象徴する巨岩」や「神の専有空間である本殿」を核とし、その前面に「祭祀執行の空間(祭場)」が存在する。そして、祭祀執行の空間に接する形で「祭具収納施設(神庫・方形石積み・埋納土坑)」がある。この祭具収納施設のうち、方形石積み・埋納土坑には土器類を中心に納めており、奉納品については社殿がある場合には神庫、巨岩のみ場合は岩陰に収納されたと想定できる。また、集積された土器には、供膳具に加えて、調理具や照明具も含まれる。

以上をふまえて、沖ノ島一号遺跡を中心に、律令期における沖津宮の祭祀空間を考える。廃棄場所とも評価される一号遺跡は、他を圧倒する規模だが、大宰府管内の社にも見られる「本殿・巨岩から離れた祭具収納施設」と同じ空間配置にある。とくに一号遺跡の下層にある石敷状遺構は、社殿をかま



後野・山ノ神前遺跡群、沖ノ島祭祀遺跡、金武城田遺跡を素材とした、奈良時代の太宰府管内における社の空間模式図である。物質資料で確認できる巨岩や本殿、祭具集積の位置関係から、祭場の位置を想定している。考古資料では、金武城田遺跡のタイル状礫敷(本殿と方形石積みの間の区画)が祭場の傍証である。祭具集積は考古資料からおおよその配置を特定でき、明確な遺構をもつ「埋納」は、本殿や巨岩と有機的関係をもちつつも、やや離れた場所で行なわれる。神饌の調理は、後野・山ノ神前遺跡群で炉と調理具が確認できるため、祭場の近傍で行なわれたと判断できる。沖ノ島でも神饌の調理が行なわれた可能性はあるが、現状で確実な物証はない。沖ノ島祭祀遺跡の祭祀空間は巨岩と社殿の双方の要素をもつが、古代の社殿の有無は未確定である。

図一三 大宰府管内における社の祭祀空間

る金武城田遺跡でも類似遺構が確認できた。金武城田遺跡では方形石積み
を全掘しており、石積み内部に複数の鉄器片・土器片、石積み下には土器埋
納（供膳具・調理具・照明具埋納）が確認された。つまり、律令期の沖ノ島
祭祀遺跡において、巨石や方形石積みを基点に祭具収納がなされたとの仮説
は、大宰府管内の社の様相からも裏付けられる⁽⁷⁾。このような集石や石積み
を用いた区画・収納は、古くは巨岩上に設けられた沖ノ島二一号遺跡で認め
られ、古墳時代以来の伝統を踏襲していると考えられる⁽⁸⁾。

巨岩から離れた祭具収納施設の存在は、社における社殿の有無を決定づけ
ない。しかし、沖ノ島祭祀遺跡において沖津宮本殿直下から一号遺跡に挟ま
れた空間が、他の大宰府管内の社にも見られる「祭祀執行の空間」であつた
ことを証明する。つまり、現在の沖津宮社殿は古代の祭祀遺跡と無関係に存
在しているのではなく、古代からの伝統（祭祀場）の上に存在していると結論
できる。

おわりに

「沖ノ島祭祀遺跡と同時代で、同領域に属する祭祀遺跡の解明」を研究課
題に据え、沖ノ島祭祀遺跡の解明に向けた方法論の錬磨を図った。具体的に
は、遺物に残された痕跡が、祭祀過程のどのような場面に由来するのかを追
究し、その成果を遺構の時空間的位置と照合することで、「祭祀」に内包さ
れる具体的所作や空間認識を考古資料から検証できる手応えを得た。その
過程で、後野・山ノ神前遺跡群と金武城田遺跡で類似した埋納行為を把握し、

巨岩と社殿の連続性を示す考古資料を提示した。

沖ノ島祭祀遺跡と大宰府管内の社の比較検討では、双方に共通した祭祀空
間が存在する見通しを得た。しかし、共通要素がある一方で、質・量の違い
に加え、「沖ノ島系祭祀遺物」と称される特注祭具等の顕著な違いも存在す
る。この異なる要素を「国家」や「対外交流」という視点だけでなく、宗
形郡、ひいては大宰府管内の祭祀体系という視点から実証的に検証すること
も、今後の沖ノ島研究に求められている。

本稿は、二〇一三年に九州山岳霊場遺跡研究会で発表した内容の一部を
骨子として、二〇一八年までの検討結果を統合した内容となっている（小嶋
二〇一三・二〇一八 a c）。また、図一は地理院地図の標高タイルを加工して作
成した。

（九州国立博物館）

註

- (1) 胸肩君の領域については、①横穴式石室墳・②墳丘外供献土器・③土器の非副
葬・④前方後円墳墓制の維持（小嶋二〇一三・二〇一八 b）、⑤石材輸送（井
浦二〇一三・二〇一五・二〇一七）、⑥沖ノ島系祭具（井浦二〇一三、白
木二〇一八）、⑦導入期有孔円板（清喜二〇一八）、⑧宗形郡の範囲（木下
一九九九・大高二〇一七）という、複数の研究者による異なる素材、異なる研究
手法での研究蓄積が着実に積み上げられている（小嶋二〇一九）。

- (2) 大宰府官衙が置かれた筑前国は、国衙機能の共有も想定されるなど、西海道諸国

で最も大宰府と結びつきが強い。

(3) 福岡平野周辺における山林利用については、小嶋二〇一三・二〇一六で整理している。

(4) 久保智康氏は、「山寺と社が一つの宗教空間を形成しその地の人々の祈願に応じるという、近世末の神仏分離まで全国各地にみられた寺と社の原風景が、平安時代の出雲各地で展開していた」ことを指摘する(久保二〇二二)。後野・山ノ神前遺跡群と大藪遺跡群の事例から、奈良時代後半には大宰府管内でも山寺と社の併存が認められる。

(5) 後藤建一氏は「巫覡を首長が代表する共同体から輩出しているように、僧尼もまた山居する山に鎮座する国神と無縁の者ではなく在地首長層もしくは首長が代表する共同体を出自としていた」と想定した(後藤二〇二二)。筆者も本論を基に、同様の構造が大宰府管内に存在したと見る。

(6) 郡司任用は一般諸国では国司に推挙され、式部省での試験を経て、天皇決裁で任命される。しかし、西海道諸国では式部省の役割を大宰府が果たしており、実質的には大宰府が郡司任命権を有していた。このため、奈良時代の大宰府官衙には、西海道諸国の郡司子弟が多数上番した。

(7) 沖ノ島一号遺跡に見られる方形石積みは、これまでに「祭壇」・「祭場」・「小祀の基壇」の可能性も指摘されている(第三次沖ノ島学術調査隊一九七九、篠原二〇一三、西谷二〇一八)。

篠原祐一氏は、「祭場の復元を軽々にすることは出来ないが、整地して平坦面を確保し、祭壇を設ける庭上祭祀であったことを想像することは容易」と述べる(篠原二〇一三)。併せて、一号遺跡出土滑石製品に粗悪品や未製品、剥片が多く含

まれることから、「一号遺跡に供せられた奉納品は、一部は現地で生産され、潔斎して島内に入った工人が、一号遺跡で生産した」と想定した。

西谷正氏は、古代の社殿に関わる文献史料と考古資料を状況証拠として挙げ、「露天祭祀段階における小祀もしくは初期の社殿の成立は、当然あるいはじゅうぶんに想定できる」との問題提起を行い、一号遺跡の石敷状遺構を「小祀の基壇」と想定した(西谷二〇一八)。

筆者は「祭具の確保」や「社殿の成立」は重要な研究課題と認識するが、本文で記す論拠から、一号遺跡の方形石積みは祭具収納施設として機能したと判断した。ただし、小田富士雄氏が指摘する一号遺跡の性格が変遷した可能性は、本論の分析結果では検証できないため、今後の検討課題とする。

(8) 小田富士雄氏の研究で、一号遺跡と二号遺跡の比較がなされ、「長方形ないし正方形の祭壇状平坦面を構成し、南東隅部に大石を立てかけた状況は、巨岩上祭祀段階の二号遺跡にみられた祭壇構造が想起される」と言及されている(小田二〇二三)。

参考文献

- 安部裕久二〇一五「筑前の祭祀」『古文化談叢』第七三集九州古文化研究会
- 井浦二〇一三『津屋崎古墳群Ⅲ』福津市文化財調査報告書第七集福津市教育委員会
- 井浦一石橋英巳森康二〇一五「福岡県津屋崎古墳群に用いられた玄武岩石材の供給地」『九州考古学』第九〇号九州考古学会
- 井浦二〇一七「胸肩君の領域」『季刊邪馬台国』一三三号梓書院
- 大高広和二〇一七「古代宗像郡郷名駅名考証(三)」『沖ノ島研究』第三号「宗像・

沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議

岡寺未幾・大高広和二〇一八「沖ノ島研究の歩み」『季刊考古学・別冊二七 世界のなかの沖ノ島』雄山閣

小田富士雄二〇一三「沖ノ島祭祀遺跡の再検討三」『宗像・沖ノ島と関連遺産群』研究報告Ⅲ「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議

亀井輝一郎一九九九a「ヤマト王権と宗像」『宗像市史』通史編第二卷 宗像市

亀井輝一郎一九九九b「律令時代の宗像」『津屋崎町史』通史編 津屋崎町

木下良一九九九「律令制下における宗像郡と交通」『宗像市史』通史編第二卷 宗像市

九州国立博物館二〇一七『宗像・沖ノ島と大和朝廷』九州国立博物館特別展図録

久保智康二〇二二「宗教空間としての山寺と社」古代出雲を例に」『季刊 考古学』

第二二号 雄山閣

小嶋篤二〇二二「墓制と領域」胸肩君一族の足跡」『九州歴史資料館研究論集』

三七九州歴史資料館

小嶋篤二〇二三「山岳霊場と山林利用の考古学的研究」『首羅山をとりまく聖なる山々』九州山岳霊場遺跡研究会

小嶋篤二〇一六『大宰府の軍備に関する考古学的研究』（課題番号二五七七〇二九〇、平成二五～二七年度科学研究助成 若手研究（B）研究成果報告書）九州国立博物館・福岡県立アジア文化交流センター

小嶋篤二〇一八a「巨岩と社殿」『知られざる沖ノ島祭祀』九州国立博物館

小嶋篤二〇一八b「前方後円墳の終焉」から見た胸肩君」『沖ノ島研究』第四号

「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議

小嶋篤二〇一八c「大宰府管内の巨岩と社殿」『季刊考古学・別冊二七 世界のなかの沖ノ島』雄山閣

小嶋篤二〇一九「宗像・沖ノ島と胸肩君」『大宰府学研究』九州国立博物館アジア文化交流センター研究論集第一集 九州国立博物館・福岡県立アジア文化交流センター

後藤建二〇二二「国分寺と山寺」『季刊考古学』第二二号 雄山閣

笹生衛二〇二二「沖ノ島祭祀遺跡における遺物組成と祭祀構造」鉄製品・金属製品を中心に」『宗像・沖ノ島と関連遺産群』研究報告Ⅰ「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議

笹生衛二〇二二「日本における古代祭祀研究と沖ノ島祭祀」主に祭祀遺跡研究の流れと沖ノ島祭祀遺跡の関係から」『宗像・沖ノ島と関連遺産群』研究報告Ⅱ

一「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議

笹生衛二〇一六「神と死者の考古学」歴史文化ライブラリー四一七 吉川弘文館

笹生衛二〇一八「沖ノ島祭祀の実像」『季刊考古学・別冊二七 世界のなかの沖ノ島』雄山閣

雄山閣

篠原祐二〇二二「五世紀における石製祭具と沖ノ島の石材」『宗像・沖ノ島と関連遺産群』研究報告Ⅰ「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議

白木英敏二〇一八「御獄山と下高宮の祭祀遺跡」『季刊考古学・別冊二七 世界のなかの沖ノ島』雄山閣

鈴木地平二〇一七「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群の評価・審査を巡って」『月刊文化財』六五一 第一法規

清喜裕二二〇一八「沖ノ島の滑石製品」『季刊考古学・別冊二七 世界のなかの沖ノ島』

雄山閣

第三次沖ノ島學術調査隊（代表 岡崎敬）一九七九『宗像 沖ノ島』宗像大社復興期成会

西谷正二〇一八「沖ノ島から神社の起源を考える」『沖ノ島研究』第四号「宗像・沖ノ

島と関連遺産群」世界遺産推進会議

牧田梨津子・伊野近富二〇一四「奈良時代の灯明皿の使用実態の検討」『京都府埋蔵

文化財情報』第一三三号 京都府埋蔵文化財調査研究センター

松尾充晶二〇一六「古代神社の立地環境と構造」『古代祭祀と地域社会』島根県古代

文化センター研究論集第一六集 島根県古代文化センター

三浦正幸二〇一三『神社の本殿』歴史文化ライブラリー三六二 吉川弘文館

宮井善朗二〇一七「都地遺跡 乙石遺跡 金武城田遺跡 浦江遺跡 都地泉遺跡―飯盛山

麓の官宮製鉄所―」『福岡市史 資料編考古一 遺跡からみた福岡の歴史―西部編

―』福岡市史編集委員会

森公章二〇一八「大宰府の官衙」『展望・大宰府研究 大宰府の官衙』九州歴史資料館

吉留英敏 阿部泰之 宮井善朗 田上勇一郎 二〇〇七『金武四』福岡市埋蔵文化財調査

報告書第九二七集 福岡市教育委員会

宗像大宮司家における鎌倉御家人化の動向

野木 雄大

はじめに

平正盛・忠盛以来、平氏は西国を勢力基盤としていたが、清盛・頼盛が大宰大式を歴任することで大宰府を支配し、日宋貿易を掌握して鎮西との関わりが深くなった。鎮西が平氏の強固な地盤であることは論を俟たないが、仁安元年（一一六六）十月、大式となった頼盛が慣例を破って自ら現地に赴任した⁽¹⁾ことの意味は大きい。頼盛赴任の二箇月後には、宇佐大宮司公通が権少式となり⁽²⁾、さらには、府官中の最有力者である原田種直の家人化も頼盛赴任中になされたものと思われる。そして、養和元年（一一八一）四月、種直が権少式に補任され⁽³⁾、これによって平氏の大宰府掌握は一応の完成をみる⁽⁴⁾。

飯田久雄氏は、平氏の鎮西支配の特質として、原田種直をはじめ、板井氏・山鹿氏などの府官層を家人として組織したこと、また、知行国主ないし受領として国衙在庁を組織したこと、その際に家貞・貞能・盛俊など一族の家人が受領・目代、あるいは莊園の預所・下司となったことを指摘する⁽⁵⁾。在地勢力の一部をその末端に編成することで進化した平氏の鎮西支配は、在地勢力間の対立を激化させ、治承四年（一一八〇）から養和二年にかけて勃発した「養和の内乱」へと発展していく⁽⁶⁾。

さらに、平氏の鎮西支配は、鎌倉幕府の鎮西支配の特徴でもある「惣地頭

―小地頭制―にも影響を与えた。工藤敬一氏は、「惣地頭―小地頭制―」の形成において次の四類型を提示している。(一)平家と同張本の輩の没官領において別名名主らが本領安堵を受け、その上に東国御家人が没官分を地頭職として恩給された場合、(二)平氏一門が領掌していた莊園の目代職・預所職を東国御家人が継承して地頭職に切り替えが行われ、荘内の在地領主が本領安堵された場合、(三)(二)の国衙領版で、東国御家人が国衙の所職を継承し、内部の在地領主が本領安堵された場合、(四)東国御家人が大隅正八幡宮や阿蘇社といった大社の社領全体の預所職あるいはそれに準ずる権限を取得し、それが惣地頭職と解された場合である。これらは大宰府及び国衙機構の掌握、大社の支配、院領などの莊園機構の掌握、有力在地領主の家人化という平氏の鎮西支配に規定されたものであった⁽⁷⁾。

平氏の勢力基盤であった鎮西に対して源頼朝は特別な態度で臨み、御家人化を展開していくが、筑前国宗像社の大宮司一族は、鎮西ではかなり早い段階で鎌倉御家人化したことが知られている。文治三年（一一八七）に頼朝から安堵された「重代人」宗像氏実によって鎌倉御家人として出発し、以後、鎌倉時代を通して宗像大宮司家は御家人として存立するという認識が通説的な理解であろう。しかし、治承・寿永の内乱期における宗像社の動向を具体的に記す史料はなく、大宮司家が御家人化した経緯は明らかではない。

そこで、本稿では、鎮西における御家人化の意義について一つの類型を提示するため、内乱期から鎌倉初期にかけての宗像大宮司家の御家人化の動向を検討する。

一、治承・寿永の内乱期における宗像大宮司

まず、治承・寿永における宗像大宮司の動向をみてゆきたい。宗像社領の支配関係については石井進氏によって詳細な分析がなされている⁽⁸⁾。内乱期における本家は八条院⁽⁹⁾、領家は平頼盛、預所は平氏家人の平盛俊であった。宗像社領は他の頼盛所領と共に平家没官領となるが、「本所之沙汰」に任せて、頼盛の知行が認められた⁽¹⁰⁾。しかし、平氏の滅亡後、宗像社に地頭を設置するという危機に際して、当時の大宮司宗像氏実が本領安堵されることになる。

【史料一】文治三年八月七日「源頼朝請文案」⁽¹¹⁾

「校正了」

宗像社事、故盛俊^(平)之知行也、可^レ令^二没官^一之条勿論候^レ、雖^レ下^レ須^レ令^二下^二地頭^一候上、依^レ仰^レ令^レ止^二其儀^一候畢、且氏実重代人^上候、如^レ本可^レ令^二安堵^一候也、道理候^{波^平}事、雖^レ不^レ申候^一、依^レ御計^二尤御裁許可^レ候^一、以^二此旨^一可^レ下令^二披露^一給上候、恐々謹言、

文治三年
八月七日

頼朝^{在裏御判}

この史料は、後に鎌倉御家人としての宗像大宮司家の根本文書となった

⁽¹²⁾。重要な点は、平家所領として没官された宗像社領への地頭職設置を退けたのは、氏実の勲功などではなく、八条院の「仰」によるものであったことである⁽¹³⁾。この「仰」の主体者について、金澤正大氏は後白河院と解釈する。金澤氏は、在地の杜家から出された地頭職停止の要請を本家である八条院が了解し、後白河院を経由して、院宣によって頼朝に要求した。頼朝はそれを受けて、請文で院へ通知した。そのため、宗像社側には案文しか存在せず、直接的に鎌倉政権と杜家を結び付けるものではなかったが、氏実の子孫たちにとっては、大宮司としての正当性を証拠づける最重要文書であったという⁽¹⁴⁾。この請文の提出先は、金澤氏の解釈のように後白河院庁とするほうが適当であると思われるが、地頭職停止が究極には本家八条院の要求であるとすれば、「仰」の主体者を八条院と解する余地も残されている⁽¹⁵⁾。いずれにせよ、八条院ないし後白河院の要求によって、頼朝は宗像社領を安堵したが、それは氏実を御家人として安堵したものではなかった。とはいえ、氏実が平氏家人であったとすれば、頼朝が彼を「重代人」として安堵することは考えにくい。そこで、代々の大宮司の任命を伝える「宗像宮社務次第」⁽¹⁶⁾によって、内乱期における大宮司就任の動向をみてゆこう。

【史料二】「宗像宮社務次第」甲本（以下、「社務次第」と略す）

同高倉御時五年兼也、残二年^{安徳}也、

卅 氏実 安元二年^西四月十九日入社、治七年、

安徳御時社務人也、

卅一 氏家 寿永二年^卯九月十二日入社、同十月六日得替、治一月、

同安德御時社務人也、

卅二 氏実 同年十月十九日入社、治四月、

十五
上皇御時社務人也、後鳥羽、

卅三 氏家 元暦元年^{西暦1184}二月廿七日入社、次歳四月一日得替、治一年、

同上皇御時社務人也、後鳥羽、

卅四 氏永 文治元年^{西暦1185}四月十九日入社、乍^レ為^レ当職之身^ニ京上之間、於^ニ

撰津国^ニ不慮被^レ切^レ頭畢、不吉例也、治八月、

同上皇御時社務人也、後鳥羽、

卅五 氏実 文治元年^{西暦1185}十二月七日還補、治文治五年^{西暦1189}十月八日逝去畢、

同上皇御時社務人也、

卅六 氏国 文治五年^{西暦1189}十月四日自^レ牧口^ニ入社、親父氏実存生時請^レ繼^レ之、

治九年、

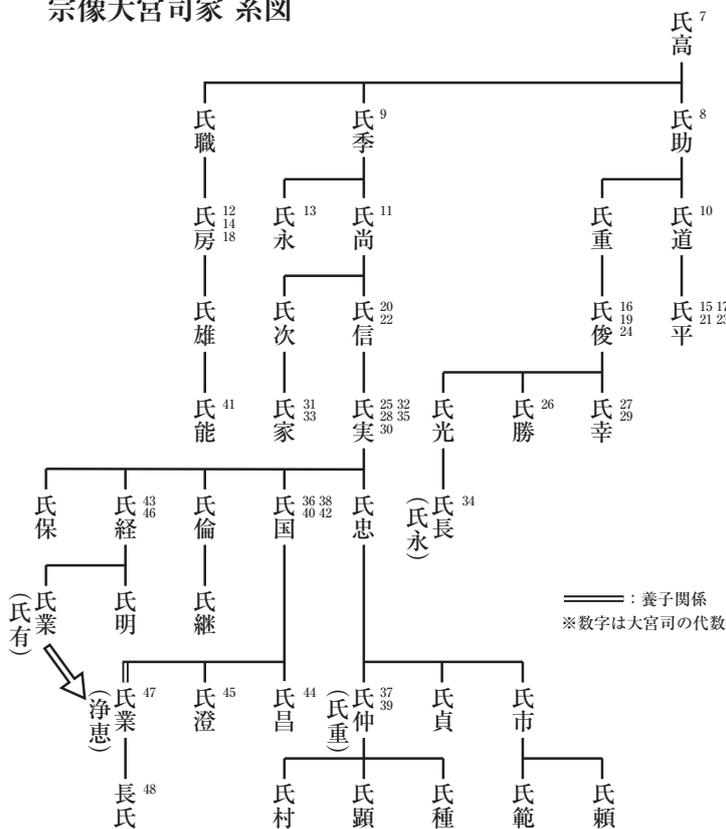
「社務次第」によれば、安元二年（一一七六）以来大宮司であった氏実に替わり、寿永二年（一一八三）九月十二日に氏家が大宮司となるが、同年十月十九日に再び氏実、さらに、四か月後の元暦元年（一一八四）二月二十七日にはまた氏家が大宮司となる。翌文治元年（一一八五）四月には氏永が大宮司を襲うものの、大宮司在職中に京上し、撰津国において「不慮」に頭を切られたという。そして、同年十二月には氏実が都合五度目の大宮司就任を果たす。このように、内乱期におけるめまぐるしい大宮司の交替はなぜ生じたのだろうか。

この時期の内乱の動向について年表風に記すと、寿永二年七月、源義仲の

侵攻によって平氏は都落ちし、大宰府まで逃れるが、十月に豊後の知行国主藤原頼輔の意を受けた緒方惟能によって追い出され、平宗盛は讃岐国屋島に平知盛は門司の彦島に本拠を置いた。寿永三年^{西暦1183}元暦元年正月、鎌倉から派遣された源範頼・源義経軍が宇治川の戦いで義仲を破って入京、直後に頼朝に平氏追討宣旨が出される。この間、平氏は一時勢力を回復し、一ノ谷に陣したが、同年二月範頼・義経軍に敗北する。

一ノ谷合戦以降の頼朝の平氏追討計画については、宮田敬三氏による詳細な

宗像大宮司家系図



図一 宗像大宮司家系図

分析がある⁽¹⁷⁾。頼朝には義経をして平氏を追討させる構想があったが、畿内近国への公権による軍事動員を忌避する権門勢家・荘官層からの抵抗に遭い、方針転換を余儀なくされる。そこで、義経に平氏残党・強盗からの京都守護を任せ、土肥実平・梶原景時には山陽・南海地域での追討活動、そして、範頼を平氏追討の中心とする計画を打ち出した。頼朝は安徳天皇・平時子の降伏、神器の奪還を期待していたため、軍事的に圧倒しながら包囲する長期戦を想定していたのである。元暦二年＝文治元年（一一八五）正月、頼朝は追討使範頼に対して「坂東の勢をばむねとして、筑紫の者共をもて、八嶋をば責させて不急やうに、閑に沙汰候べし」「筑紫の者にて、四国をば責させ給べく候」⁽¹⁸⁾と命じており、追討使の権限に基づいて鎮西でも軍事動員して屋島を攻める計画を立てていた。しかし、頼朝・範頼の計画を知らない義経は、「自専」によって屋島を奇襲し、元暦二年＝文治元年三月、壇ノ浦で安徳と平氏一門を滅亡させてしまった。

文治元年の範頼軍の動きをみると、正月の段階で周防国より赤間関に到り、平氏を攻めるため鎮西に渡海しようとしたが、兵糧米・兵船が不足したため数日逗留することになった。しかし、豊後国住人臼杵惟隆と弟の緒方惟栄とが味方するという風聞があったため、一旦周防国に戻り、兵糧米・兵船の準備が整うのを待って、正月二十六日に豊後国へと渡海した⁽¹⁹⁾。一方、義経は、正月八日、兵糧米が尽きて範頼が引き返してくるこゝになれば、武士たちが再び平氏に付いてしまうと院へ奏上、正月十日に京都を出陣し⁽²⁰⁾、二月十六日に屋島へ向かった⁽²¹⁾。

宮田氏の見解によれば、義経は範頼軍の動きを把握していたものの、頼朝・

範頼による追討計画までは知らず、範頼軍の鎮西渡航の情報を受けて、四国へ渡り平氏を追討する決意をした。頼朝は、義経の「自専」による平氏の滅亡という結果に対し、当初の追討計画の枠内で範頼・義経によって平氏追討が完了されたかのような解釈を事後に作り出した。そのため、『吾妻鏡』には、範頼を総大将として平氏を追討する本来の計画と、それと矛盾する義経を四国、範頼を九州に派遣する計画とが記されることになり、後者は歴史的事実を知る『吾妻鏡』編者の潤色であった。『吾妻鏡』からは鎮西へ渡航しようとする範頼軍が苦戦しているという印象を受けるが、範頼軍の面目を保ちながら義経の出陣に矛盾を生じないようにするため、原史料を取捨選択して範頼軍の苦戦を強調したという⁽²²⁾。

宮田氏の指摘通り、範頼は鎮西において本来の頼朝の計画を遂行すべく、成果を上げていた。それが、次の「葦屋浦」での合戦である。

【史料三】『吾妻鏡』文治元年二月一日条（傍線・傍点は筆者、以下同じ）

参州渡豊後国一、北条小四郎、下河辺庄司、渋谷庄司、品河三郎等令先登一、而今日、於葦屋浦一、太宰少弐種直（原田）、子息賀摩兵衛尉等、引随兵相逢之、挑戦、行平重国等廻懸射之、彼輩雖攻戦一、為三重国被射畢、行平誅美氣三郎敦種云々、

「葦屋浦」合戦について検討した金澤正大氏は、「葦屋浦」を筑前国遠賀郡の「芦屋」（現福岡県遠賀郡芦屋町）ではなく、豊前国下毛郡仲津（現大分県中津市）周辺に比定した。平氏方は、豊後・豊前の国境に布陣する

板井種遠と仲津付近に布陣する原田種直とに二分されており、周防国から豊後国に上陸した範頼軍は、再度渡海して国東半島を廻つて豊前の「葦屋浦」に上陸、後方の種直に奇襲攻撃をかけ、平氏方を完敗させたとする²³。範頼軍はその後大宰府を掌握したと思われるが、その間、壇ノ浦の戦いで平氏が滅亡してしまふ。範頼軍は失われた「仙洞重宝御剣鵜丸」を捜し出し、同年九月に上洛、十月二十日には鎌倉に到着した²⁴。

さて、ここで宗像大宮司の動向に目を向けると、大宮司の交替が内乱の勢力の変動と関係していることが読み取れる。すなわち、寿永二年九月の氏家の就任は平氏の太宰府入りと軌を一にしており、平氏が緒方惟義によつて太宰府を追い落とされると²⁵、十月には氏実へと替わる。しかし、平知盛が「九国官兵」を率いて門司関を固めて彦島に陣すると²⁶、再度氏家に替わる。鎮西に上陸した範頼軍が、文治元年二月に「葦屋浦」で原田氏以下平氏家人を撃破し、三月に義経によつて平氏が滅亡すると、四月に氏永が大宮司となる。

範頼軍が「筑紫の者共」を組織し、平家追討を遂行することは、頼朝・範頼による当初の計画でもあり、平氏に付く氏家に対抗して、氏永は範頼軍の支配下に入ったものと考えられる。「社務次第」によれば、氏永は大宮司の身でありながら、「京上」したというが、これは範頼軍の上京と行動を共にしたのではなからうか。おそらく、平氏は滅んだとはいえ、氏家や氏実など氏永を脅かす勢力が依然として存在しており、範頼軍が帰洛し、その後ろ盾が無くなった時、危機的状况に陥つてしまふことを恐れた行動であったと想定しうる。また、「社務次第」に氏永は在職八箇月とあることから、その死は同

年十一月前後となる。

中央では、十月十八日、義経の要請によつて頼朝追討宣旨が出され、山内経俊の僕従の言によれば、義経は宣旨と称して「近国軍兵」を動員したという²⁷。しかし、十一月二十五日には源行家・義経を追討する宣旨が出されるのである。

【史料四】『吾妻鏡』文治元年十一月二十五日条

文治元年十一月廿五日 宣旨

前備前守源行家、前伊与守同義経、恣挟^レ野心^ニ、遂赴^レ海西^ニ訖、而於^レ撰津国^ニ、解纜之間、忽逢^レ逆風之難^ニ、誠是一天之譴也、漂流之間雖^レ有^レ三其說^ニ、殞^レ命之實猶非^レ無^レ疑、早仰^レ從^レ二位源朝臣^ニ、不日尋^レ搜在所^ニ、宜^レ令^レ捉^レ搦其身^ニ、

藏人頭右大弁兼皇后宮亮藤原光雅奉

行家と義経は撰津国から西国へ赴こうとし、逆風のため船が漂没した。撰津国大物浜からの西海脱出は十一月六日のことで、「伴類」は「皆分散」してしまつた²⁸。追討宣旨では頼朝に両者の居所を捜し出し、その身を捕えるように命じられている。

想像を逞しくすれば、範頼は十月に鎌倉へ帰つてしまつたが、氏永はそのまま在京し、頼朝追討宣旨及び義経による近国軍兵の動員に応じて、義経に属した。しかし、直後に行家・義経追討宣旨が出され、義経らが撰津国から西海への脱出に失敗する混乱の中で、命を落としたのではなからうか。氏永

は、追討宣旨が出された義経に関わつて死亡したため、「社務次第」には殊更「不吉例」と記されたのだろう。

以上のように、治承・寿永の内乱期における宗像大宮司は、中央・鎮西の上位勢力の変動に応じて大宮司が交替することになった。この背景として、社家一族間における熾烈な勢力争いがあったことを想定できる。そして、氏実が再び大宮司に還補されて、宗像社にとつての内乱が幕を閉じるのである。

二、鎌倉初期における宗像大宮司

頼朝は、文治五年、内乱期の主従制を清算・再編し、鎌倉殿への支配を明確化するため奥州藤原氏を滅ぼした⁽²⁹⁾。内乱期における主従制は建久年間御家人制として確立されていくが、若狭、丹波、但馬、和泉、大隅国における御家人交名の作成は建久末年であり、西国の御家人制の再編は東国よりも遅れることになった⁽³⁰⁾。

内乱を潜り抜けた大宮司氏実が、内乱期を通してその庇護者として仰いだのは、平氏でも、範頼でも頼朝でもなく、本家八条院であったと思われる。すなわち、「仰」によつて「重代人」氏実に社領が安堵され、地頭職の設置が避けられる結果となった^{II}【史料一】。

文治五年には、氏実が死去し、生前に大宮司を譲られた子の氏国がその跡を襲ったが、建久年間において、氏国が御家人であったことを示す史料はない。氏国は父の氏実同様、本家八条院の下で勢力を築いていたであろう。その一方で、明確に幕府側についた者もいた。

【史料五】建久二年（一一九二）八月一日「関東御教書案」⁽³¹⁾

宗像前大宮司氏家訴申当神領内本木・内殿等地頭職事、於_レ府庁_レ可_レ問_二注_二両方_二之由、遣_レ仰_レ先了、仍引_レ勸_レ氏家所_レ進_レ問_二注_二詞_二之処、氏家得_レ理、早停_二止_二高房知行_一、以_レ氏家_二可_レ令_二領_二掌_一、但有_レ限_二之神役_一不_レ可_二懈怠_一之由、含_レ氏家_二了、抑、於_二高房所_レ帶_二御_二下文_一者、儘_レ可_二召_二進_一也、又於_二下文_一者、不_レ賜_二氏家_一者也者、鎌倉殿仰旨如_レ此、仍執達如_レ件、

建久二年八月一日

盛時^(平)（裏花押）

藤内民部丞殿
（天野遠景）

本木・内殿地頭職について提訴しているのは、かつて平氏方についてと思われる氏家である。大宰府庁で問注が行われ、高房の知行は否定、下文は下されないものの氏家の領掌が認められた。本木・内殿地頭職は、氏家の子氏用（氏茂）に相伝されたようで、建永元年（一二〇六）には、関東下知状によつて氏用の領掌が認められている⁽³²⁾。

氏家―氏用の系統が幕府により地頭職を安堵されている事実は、氏家が平氏家人から一転し幕府の御家人化への道を辿ろうとしたことを示している。裏を返せば、大宮司である氏国は建久段階で御家人ではなかった。建久三年（一一九二）には、八条院の要請によつて宗像社の宇佐宮造営用途が停止され⁽³³⁾、同五年には八条院庁下文によつて氏国が大宮司職に補任（事実上の安堵）されているのである⁽³⁴⁾。八条院の支配下にあった氏国に対し、内乱の勢力争いで敗北した氏家・氏用は、鎌倉御家人となることで活路を見出したのである。

ただし、氏国の勢力も盤石ではなかったようである。「社務次第」によれば、文治五年の氏国就任から氏仲↓氏国↓氏重↓氏国↓氏能と大宮司が替わり、建保五年（一二二七）に氏国は四回目の大宮司に還補されることになる。

【史料六】建保五年七月二十四日「関東御教書」⁽³⁵⁾

宗像社大宮司職事

院宣二通所レ給也、子細見レ状、是則氏国任二道理一、如レ本可レ被二還補一之由、度々令レ經二院奏一給之処、早可二還補一之旨、召二領家請文一、所被三副下一也者、逐二帰洛一給二下文一、任レ旧一事以上、無二相違一可レ執二行社務一之状、依二鎌倉殿仰一、執達如レ件、

建保五年七月廿四日

(二階堂行光)
信濃守藤原(花押)

宗像大宮司殿

本家は八条院から順徳天皇へと移ったが、事実上は後鳥羽院を本家として、院の近臣である葉室光親が領家となっていた。金澤正大氏は、光親が後鳥羽院に「忠実な在地関係を構築」するため、氏実系統を排除し、己が意向に沿う大宮司として氏能を起用したとする⁽³⁶⁾。同日付の大宰少弐充の関東御教書には、「去々年不慮之外、窄籠出来之間、殊令レ經二院奏一、早可レ還補本職一之由、所レ召二給領家請文一也、仍給二身暇一帰国、於レ今者、任レ旧一事以上無二相違一可レ執二行社務一也」⁽³⁷⁾とあり、この「窄籠」こそ光親による氏国の罷免であった⁽³⁸⁾。氏国は、窮地を脱するために院奏を経て後鳥羽院宣の発給を実現させ、関東御教書によって大宮司に還補されたのであった。

領家光親による宗像社への干渉は、氏国を急速に幕府側へ走らせることになった。「社務次第」は、貞応元年（一二三二）に「氏国為二当職之身一京上云々、同年九月十二日下向」と伝えている。これは大宮司職の安堵を求めたものであった。

【史料七】貞応元年七月廿七日「関東下知状」⁽³⁹⁾

宗像社大宮司職事

右、件職、氏国相伝之上、蒙二故右大將家御下知一、年来執二行社務一之処、去建保三年為二其時領家一、按察家被レ致二濫妨一之刻、為二故右大臣家御沙汰一、令レ經二院奏一、被二還補一畢、今為二御代始一参向、給二身暇一、所レ令二帰国一也、任レ先御成敗、無二相違一可レ令二安堵一之状、依レ仰下知如レ件、

貞応元年七月廿七日

(北条義時)
陸奥守平(花押)

【史料七】傍線部の「濫妨」とは光親によって氏国が罷免されたこと。「窄籠」を指している。すなわち、後堀河天皇の代始めへ参向した氏国を帰国させ、「先御成敗」⁽⁴⁰⁾に任せて、関東下知状によって大宮司職の安堵がなされたのである。この時、氏国は鎌倉に赴いたとされるが⁽⁴⁰⁾、おそらく鎌倉を訪れてその庇護下に入った初の大宮司である⁽⁴¹⁾。

氏国以後、四人の大宮司を経て、建長二年（一二五〇）三月、氏国の猶子である氏業（氏経子）が大宮司となる。本稿で強調したいのは、氏業の大宮

司としての正統性である。中村翼氏は宝治合戦の直前頃、大宮司を相伝する正統性において氏業と氏昌とは対等ないし氏昌に分があったため、氏業はすぐに大宮司に就けなかったことを指摘する⁽⁴²⁾。氏業は同年八月に幕府に対して安堵を申し出た。

【史料八】建長二年八月三日「関東御教書」⁽⁴³⁾（内は割注）

筑前国御家人氏業申宗像大宮司社務事、石見前司友景朝臣奉書・雜掌申状（副三年貢濟物注文）令披露事、氏業帶関東代々御下知、蒙本所御裁許一状、而年貢已下濟物事、任雜掌所進注文、氏業進請文之上勿論款、早任旧例、可有御成敗之由、可被申之状、依仰執達如件、

建長二年八月三日

相模守（花押）
陸奥守（花押）

陸奥左近大夫将監殿

管見の限り、大宮司経験者で「御家人」と称したのは【史料八】の氏業が初見である。大宮司を継承する正統性を持たない氏業は、御家人となることで自らの正統性を主張したのであろう⁽⁴⁴⁾。しかし、【史料八】は、氏昌が大宮司職を安堵された【史料六】や【史料七】のように、相違なく大宮司を安堵したのではなく、「筑前国御家人氏業」による申し立てにより「年貢已下濟物」について旧例通り「御成敗」するよう六波羅に命じたにすぎない。氏業は一年で大宮司を辞し、子の長氏に「本印并重書等」を悉く譲与す

る⁽⁴⁵⁾。そして、本家大宮院（藤原姑子）に対して長氏の大宮司安堵を申請するのである。

【史料九】建長八年（一二五六）正月日「大宮院庁下文」⁽⁴⁶⁾

大宮院庁下 筑前国宗像社司等

可下且任二代代庁下文、且依親父氏業申請、令中宗像長氏子孫孫相伝領掌上当社大宮司職事

右、去年十二月十三日彼氏業解状備、当社大宮司者、重代相伝領、執

行社務職也、（中略）平家人道太政大臣家時、越中前司盛俊、以三権

威一押領当社之後、源平合戦出来之間、氏実為三源家御方、抽三忠

勤一畢、因茲鎌倉右大将家御判状備、宗像社事、故盛俊知行也、可令

没官之条、勿論、雖須令下地頭、止其儀一畢、氏実重代人

候、如本可令安堵云云、（中略）、氏実讓三子息氏国、氏国給同

庁御下文并鎌倉右大臣家及二位家御下知状、令領知之処、三浦若狭

前司泰村補任預所職、濫妨社家領、非扱之至、只在斯事、氏業

為氏国甥之上、即成猶子之間、捧相伝証文等、訴申事由之日、

氏業与泰村雖逐対決、不達愁訴之処、泰村依謀叛事、

被三追討之刻、氏業向三戰場一畢、仍言三上子細之時、任証文之道

理、給三関東御教書、預三富小路太政大臣家御裁許之間、申三充親

父氏経、氏経死去之後、所讓三与子息長氏也、然則以三長氏為三件

職、任三旧例、一事以上執行社務、子孫相伝無相違可令領掌

之旨、下三賜庁御下文、将備後代之龜鏡矣者、件職、且任三代代庁

下文^二、且依^三氏業申請^二、長氏可^レ令^三子孫孫相伝領掌^二之状、所^レ仰如^レ件、社司等宜承知、不^レ可^三違失^二、故下、
(署判省略)

傍線部ウでは、一度大宮司職を実父氏経に充て、氏経が死去した後で長氏に譲与したことが記されている。また、この下文のほとんどは氏業の解状の引用であるが、その中で氏業の大宮司職相伝の事実は明確に述べられておらず、事書には「前大宮司」ではなく、単に「親父氏業」とのみ表現されている。正統性の低い氏業は、鎌倉御家人としての由緒を強調することで自己の正統性を主張した。【史料一】を引用した傍線部アでは、「氏実為^三源家御方^二、抽^三忠勤^二畢^一」とあり、氏実が頼朝に積極的に味方して忠勤を励み、安堵を勝ち得たという内容に書き換えられており、本家八条院の「仰」によつて安堵がなされた事実は抜け落ちている。御家人としての根拠を氏実を求める認識は、氏業の代に形成されたとみてよいだろう。

一方、氏業は長氏の安堵そのものは幕府ではなく本家大宮院に求めている。この背景として、承久の乱以後、葉室光親に替わつて、「將軍家領」（関東御領）として鎌倉將軍家が領家となり⁽⁴⁷⁾、その下で預所であつた三浦泰村による社領濫妨が指摘できる。傍線部イにあるように、氏業は泰村の濫妨を幕府に訴えたが、目的を達せず、三浦氏が蜂起した宝治合戦では戦場まで向かつた。そして、遂に、関東御教書と宝治合戦後に領家となつた西園寺実氏の裁許を獲得したのである。

預所の三浦泰村は惣地頭とは称されていないが、「はじめに」で述べた工藤

敬一氏による「惣地頭―小地頭制」の分類を当てはめると、(四)大社の社領全体の預所職あるいはそれに準ずる権限を持つ場合に相当するだろう。「小地頭」に相当する氏業は、再び「惣地頭」による濫妨が起ることを避けるため、領家の裁許を取得し、さらに本家の下文によつて長氏の大宮司職を安堵しようとした。氏国が領家葉室光親の濫妨に対して幕府に近づいていったように、氏業も御家人としての立場を活かしつつ、「惣地頭」の濫妨に対抗する手段として本家を仰いだと考えられる。

氏業が守り抜こうとした大宮司の地位は、長氏によつて確固たるものとなる。別稿で検討したように、長氏は、蒙古襲来への対応を迫られた鎌倉幕府の所領注進命令に依つて「証文注進状」を作成した。これによつて、氏実から長氏の間で存在していた他の系統の大宮司の正統性を否定し、氏実―氏国―氏業―長氏という「代々御家人」による大宮司職相伝の正統性を創出したのである。長氏は、幕府から下文によつて大宮司に補任され、鎌倉御家人として異国警固を勤仕しながら半世紀にわたつて大宮司として君臨し、「嫡流」たる大宮司家を確立したのである⁽⁴⁸⁾。

むすびにかえて

多くを推論に頼ることになつてしまつたが、本稿では、治承・寿永の内乱期から鎌倉初期にかけての宗像大宮司就任をめぐる過程を概観してきた。社家一族間の対立の中で、各勢力がそれぞれ中央の権力との結び付き、その上級権力の勢力如何によつて在地における優劣が決定される。宗像社の事例はその

動向を示す好例であるといえよう。

氏国に始まった鎌倉幕府との関係は、氏業が鎌倉御家人としての立場を明確にし、長氏によつて確立される。結果として、御家人としての道を選んだ彼らの系統が大宮司家の「嫡流」となった。しかし、内乱直後は、地頭職を知行した氏家・氏用こそが御家人として主流となる可能性もあった。大宮司家の御家人化は一つの解決策に過ぎず、その背景には在地における優勢を得るという生々しい利害関係があった。その意味で、大宮司家が氏実以来の鎌倉御家人であることを前提とする「神話」は改めて見直す必要があるだろう。

他の御家人との比較はできなかつたが、鎮西においては宗像大宮司家のように在地の事情で御家人となるか否かの選択がなされたものと思われる。また、その選択は内乱期に限定されたものではなかつた。鎌倉期を通した鎮西のこのような状況の中で、鎮西の軍事力をどのように組織するかが、特に蒙古襲来以後の幕府に課せられた命題であつたと思われる。鎮西全体の御家人化の動向は今後の課題であり、本稿の準備を超えるためひとまず擱筆することとする。

註

- (1) 『百鍊抄』仁安元年九月二十九日条、『公卿補任』同年条。
- (2) 『吉記』治承五年(一一八一)四月十日条。
- (3) 『吉記』治承五年四月十日条、『玉葉』同日条。
- (4) 以上の平氏による大宰府掌握の過程についての記述は、石井進「大宰府機構の変質と鎮西奉行の成立」(同『石井進著作集』第一卷(岩波書店、二〇〇四年)所収、初出は一九五九年)八六〇―八八頁を参照した。

(文化庁文化財第二課)

- (5) 飯田久雄「平氏と九州」(竹内理三博士還暦記念会編『莊園制と武家社会』(吉川弘文館、一九六九年)所収)
- (6) 波多野院三「源平合戦と緒方氏の挙兵」(『筑紫史論』第一輯、三光社出版、一九七三年)、水崎雄文「治承年間における鎮西の叛乱―菊池・緒方氏の場合について」(『九州史学』二四、一九六三年)、工藤敬一「鎮西養和内乱試論」(『莊園公領制の成立と内乱』(思文閣出版、一九九二年)所収、初出は一九七八年)。
- (7) 工藤敬一「鎮西における鎌倉幕府地頭制の成立」(註(6)工藤著書所収、初出は一九七八年)三〇五―三〇六頁。
- (8) 石井進「一四世紀初頭における在地領主法の一形態―「正和二年宗像社事書条々」おぼえがき―」(同『石井進著作集』第六卷(岩波書店、二〇〇五年)所収、初出は一九五九年)。石井論文により、宗像社領の自家の概略を示せば、鳥羽院↓美福門院↓八条院↓順徳天皇(事実上は後鳥羽院)↓後高倉院↓後嵯峨院↓大宮院↓大覚寺統と移行してゆく。本稿における宗像社領の相伝関係は同論文に拠るものである。
- (9) 「内閣文庫蔵山科家古文書」安元二年(一一七六)二月日「八条院領目録」(『平安遺文』五〇六〇号)。
- (10) 「久我家文書」寿永三年四月六日「源頼朝袖判下文案」(『源頼朝文書の研究』研究編)六八号文書、『吾妻鏡』(以下、『吾』と略す)元暦元年四月六日条。
- (11) 『宗像大社文書』第二卷(以下『宗』と略す)「宗像大宮司長氏証文注進状案」二号文書。
- (12) 蒙古襲来に際して幕府が発令した御家人に対する所領注進命令に応じて編纂した「宗像大宮司長氏証文注進状案」において、【史料一】は最初に掲げられており、

宗像氏の御家人としての根本文書であることが分かる。

- (13) 『宗像市史』通史編第二卷(古代・中世・近世)、一九九九年、三二七～三二八頁。
『宗像神社史』下巻(宗像神社復興期成会編、一九六六年)四四一頁においても「仰」の主体を八条院とする。
- (14) 金澤正大「筑前国宗像神社大宮司職補任と荘園領主をめぐる諸問題―社家と本所、とりわけ三浦氏との関連に於て―(上)(下)」(『政治経済史学』一四〇・一四一号、一九七八年)二四～二五頁。
- (15) 『宗』第二卷一三三頁。
- (16) 「宗像宮社務次第」甲本は、「宗像社務系図」(甲本)に続けて記されているもので、系図と同筆の初代から五〇代氏範までは南北朝かそれ以前に遡る筆であり、同乙本は、六三代氏顕までが応永三四年(一四二七)までに書写され、その後書き足されたものとされる(『宗像神社史』下巻四一八～四一九頁)。
- (17) 宮田敬三「元暦西海合戦試論―「範頼苦戦と義経出陣」論の再検討―」(『立命館文学』五五四、一九九八年)。宮田氏は、義経の奏上に基づいて義経出陣の命令を出したのは、平氏による反撃を最も恐れていた後白河院周辺であると推定している。
- (18) 『吾』文治元年正月六日条。
- (19) 『吾』文治元年正月十二日条、同年正月二十六日条。
- (20) 『吉記』文治元年正月八日条、同年正月十日条、『百鍊抄』文治元年正月十日条。
- (21) 『吾』文治元年二月十六日条。
- (22) 註(17)宮田論文。
- (23) 金澤正大「平家追討使三河守源範頼の九州侵攻―「芦屋浦」合戦を中心に―」(『政治経済史学』三〇〇、一九九一年)六二～六一七頁。
- (24) 『吾』文治元年九月二十一日条、同年十月二十日条、『玉葉』同年九月二十六日条。
- (25) 『源平盛衰記』「太神宮勅使 付緒方三郎責平家事」。
- (26) 『吾』文治元年二月十六日条。
- (27) 『吾』文治元年十月十八日条。
- (28) 『吾』文治元年十一月二十日条、同年十二月十五日条。
- (29) 川合康「奥州合戦ノート―鎌倉幕府成立史における頼義故実の意義―」(同『鎌倉幕府成立史の研究』(校倉書房、二〇〇四年)所収、初出は一九八九年)二〇〇～二〇一頁。
- (30) 石井進「幕府と国衛の関係の歴史的展開」(註(4)石井著書所収、初出は一九六一・一九六二・一九六八年)三六二～三六八頁、田中稔「鎌倉初期の政治過程」(同『鎌倉幕府御家人制度の研究』(吉川弘文館、一九九一年)所収、初出は一九六三年)一〇三～一〇四頁、安田元久「御家人制成立に関する一試論」(同『日本初期封建制の基礎研究』(山川出版社、一九七六年)所収、初出は一九七〇年)三五一～三五三頁、大山喬平「鎌倉幕府の西国御家人編成」(『歴史公論』五一三、一九七九年)八四～八五頁、七海雅人「鎌倉幕府御家人制の展開過程」(同『鎌倉幕府御家人制の展開』(吉川弘文館、二〇〇一年)所収、初出は一九九九年)二七一～二七三頁、三田武繁「建久御家人交名ノート」(同『鎌倉幕府体制成立史の研究』(吉川弘文館、二〇〇七年)所収、初出は二〇〇六年)二六六～二六七頁。
- (31) 『宗』第一卷一七号文書。

- (32) 建永元年七月十四日「関東下知状」(『宗』第一卷三八号文書)。当該文書は、書出しが「下」とあつて下文の形式をとる一方、「依鎌倉殿仰」という文言や日下に鎌倉幕府奉行人が連署しているなど、奉書(御教書)の形式も併せ持つ。
- (33) (建久三年) 四月十日「関東御教書案」(『宗』第一卷二八号文書)。
- (34) 建久五年十一月二十二日「八条院庁下文」(『宗』第一卷七号文書)。
- (35) 『宗』第一卷三九号文書。
- (36) 註(14) 金澤論文。
- (37) 建保五年七月二十四日「関東御教書」(『宗』第一卷四〇号文書)。
- (38) 「社務次第」においても氏能が建保四年に入部したことが記されている。
- (39) 『宗』第二卷所収「出光佐三氏奉納文書」二号文書。
- (40) 『宗像神社史』下巻四五八頁、同附巻年表五〇頁、『宗』第二卷一六頁注解(11)。
- (41) 【史料六】の「帰洛」が鎌倉から京都へ向かうこととすれば、建保五年にも氏国は鎌倉を訪れていたことになる。
- (42) 中村翼「鎌倉中期における筑前国宗像社の再編と宗像氏業」(『九州史学』一六五、二〇一三年) 二七〜二八頁。
- (43) 『宗』第一卷三〇号文書。
- (44) 森幸夫「六波羅奉行人宗像氏と宗像大宮司氏業小考」(『ぶい&ぶい』一五、二〇一〇年) 一三頁において、氏業は、少なくとも文永五年(一二六八)から弘安六年(一二八三)まで京都を拠点とし、六波羅奉行人として活動していたことが指摘されている。
- (45) 建長三年二月十四日「宗像氏業所職讓状案」(『宗』第二卷所収「宗像大宮司長氏証文注進状案」三〇号文書)。
- (46) 『宗』第一卷二〇号文書。
- (47) 承久三年(一二三二) 九月四日「関東御教書案」(『宗』第二卷所収「宗像大宮司長氏証文注進状案」一二号文書)。
- (48) 野木雄大「鎮西における御家人制の受容―宗像大宮司職相伝の正統性の確立―」(『九州史学』一七五、二〇一六年)。

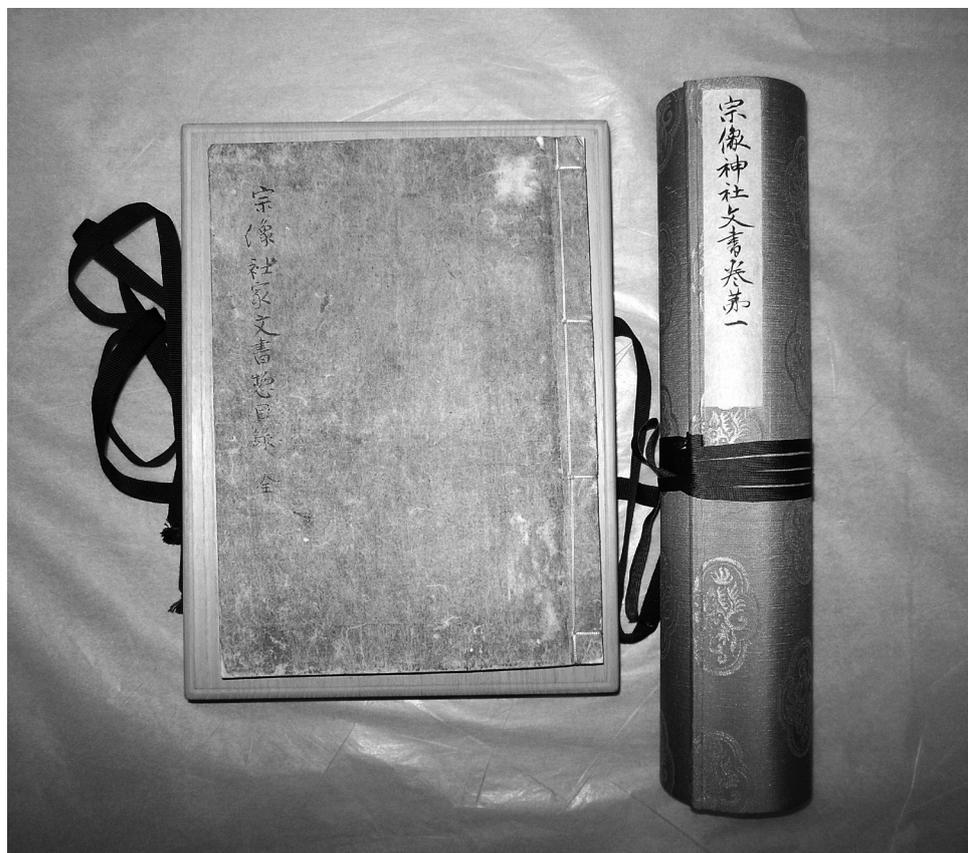
宗像大社文書複製本の紹介

はじめに

宗像大社は、多くの中世文書を所蔵しその大多数が重要文化財に指定されている。大社では昭和五十九年から着手した『宗像大社文書』編纂・刊行事業の一環として、重文指定文書全てについて、コロタイプ印刷による精巧な複製本の作成を行った。

基本的に研究用一部、展示用一部の合計二部を作成しており、文字や花押、墨継ぎ位置の確認等は、複製本で行うことが可能である。今後の宗像地域の研究において、この複製本の利用が可能であることの周知は作成目的に沿うものであり、ここで、複製本の全体について紹介したい。

また、重文指定名称を「宗像神社文書 八巻」とする、卷子本八巻については、昭和四十七年に文化庁の指導のもとに修理と表装替えが行われた。このときに、指定外の断簡文書や、極札、押紙、付箋の撤去、上下二段に配置されていた折紙を一通ずつの配置とするなどの手が加えられた。撤去された断簡文書等は、新たに作成した台紙に貼付されてその保全が図られていたことはいままでもないが、大社と宗像大社文書編纂刊行委員会としては、従前の姿への復帰が望ましいとの考えに至った。そこで、複製本作成にあたって、修理以前の姿の卷子をそれぞれ一巻ずつ別に作製した。根拠としたのは、八巻の巻



河窪 奈津子

写真一 複製の卷子と書冊

子本が昭和三十八年に重要文化財に指定されるにあたって文化庁で審議が行われた際に、東京大学史料編纂所がマイクロフィルム撮影を行ったものの焼付けである。大社には、この他には修理以前の状態を網羅的に撮影したものは残っていない。

修理以前の姿を再現した卷子には、複製文書と正文である重文指定外の断簡文書、極札、押紙、付箋が混在している。極めて精巧な複製であるから年月の経過、関係者の記憶の薄れ等により、それぞれの峻別ができなくなる恐れもある。今後の研究を目的とした活用の中で誤解が生じることも懸念される。複製作成当時の関係者の方々が次々と鬼籍に入られ、残された筆者の責務としても書き留めておきたいと思う。

複製文書の全体像

複製文書は左記のような次第で作成された。

作成年 昭和六十年から六十四年まで一年毎の五期に分けて作成

各卷子、書冊二部作成（八卷文書は三部）

作成業者 株式会社便利堂

印刷 コロタイプ多色刷

用紙 楮紙

体裁 卷子、冊子（桐箱入り）

次に複製本を作成した史料の一覧を掲げる。（作成年度順ではない）

宗像神社文書 八卷

出光佐三氏奉納文書 一卷

宗像大宮司長氏証文注進状案・宗像浄恵証文注進状案 一卷

宗像大神宮神官・僧官・御灯衆連署起請文 一卷

宗像社事書 一卷

宗像社家文書惣目録 一冊

宗像大菩薩御縁起 一卷

宗像三所大菩薩御座次第 一卷

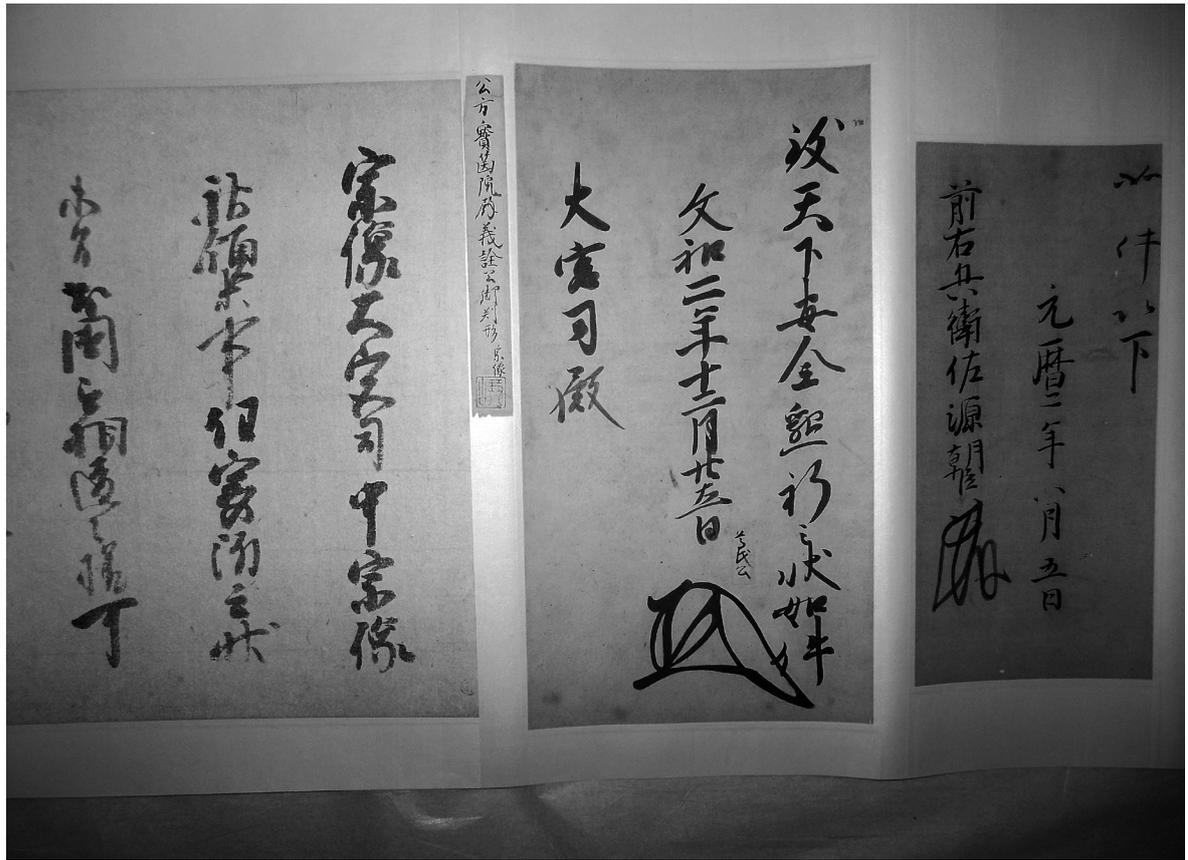
宗像社造営代々流記 一卷

宗像宮創造記 一卷

正平二十三年宗像宮年中行事 一冊

宗像宮本社并末社小神次第 一卷

最後に、宗像神社八卷文書の修理以前の姿を再現した卷子の仕様を示したい。前述のように各卷子には複製文書と正文である断簡文書、極札、押紙、付箋が混在する。小稿の眼目は、これらの卷子について正文と複製の峻別を明記することであり、以下、煩雑ではあるが将来の誤解の懸念を払拭するため、一通ごとに示していくことにする。尚、卷子内の文書番号は『宗像大社文書』第一巻の番号である。この卷子を閲覧、利用するに際しては、ここでの紹介を参照して正文と複製を正しく認識して頂くことを切望する。



写真二 第二卷冒頭（正文と複製が混在）

第一卷

（／は改行を示す）

- 一 後堀河天皇繪旨案
本紙複製
極札原本「正三位平親長卿（割書）築孤島 二枚文」
贈左大臣時信公孫 琴山極印
- 二 伏見院院宣
本紙複製
袖上押紙原本「院宣」
- 三 後醍醐天皇繪旨
本紙複製
- 四 後醍醐天皇繪旨
本紙複製
押紙原本「建武二」
- 五 正親町天皇繪旨
本紙複製
- 六 八条院庁下文
本紙複製

押紙複製「久家殿庶流定房卿御判形」「松木殿宗長卿判形」

本紙複製

七 八条院序下文

本紙複製

一四 雑訴決断所牒

本紙複製

押紙複製「久家殿通資卿判形也」

一五 雑訴決断所牒

本紙複製

八 筑前国司序宣

本紙複製

一六 雑訴決断所牒

本紙複製

九 官宣旨

本紙複製

押紙複製「正親町三条殿公明卿判形」

一〇 大宮院序下文

本紙複製

一七 雑訴決断所牒

本紙複製

一一 筑前国司序宣

本紙複製

押紙複製「正親町三条殿公明卿判」

一八 雑訴決断所牒

本紙複製

一二 官宣旨案

本紙複製

押紙複製「正親町三条公明判形」

一九 雑訴決断所牒

本紙複製

一三 雑訴決断所牒

押紙複製「(割書) 正親町三条殿／公明卿判形」

一二〇 少式貞頼預ケ状

本紙複製

一二一 九州探題渋川満頼奉行人連署奉書

本紙複製

押紙複製「熊澤」

一二二 九州探題渋川義俊奉行人連署奉書(前欠)

本紙複製

押紙複製「伊香備前」

一九〇 宗像氏重申状(?) (断簡)

本紙原本

第二卷

一九一 源頼朝御判下文写 (断簡)

本紙原本

一九二 足利尊氏御判御教書写 (断簡)

本紙・押紙共に原本

一三三 足利義詮御判御教書

極札原本「公方宝篋院殿義詮公御判形 宗像 琴山極印」

押紙原本「義詮」

一九三 足利義昭状 (断簡)

本紙原本

極札原本「光嚴院殿義輝公御判形 琴山極印」

一九四 足利直冬証判(某状断簡)(表)

本紙原本

極札原本「尊氏公御息／足利左兵衛佐源直冬」

一九五 原田種公請文(?) (断簡)(裏)

本紙原本

一九六 青蓮院尊朝法親王(?) 状 (断簡)

本紙原本

極札原本「梶井宮尊悟親王 次第之昇進／有御判 琴山極印」

押紙原本「天正十三年酉乙 親王梶井宮御判」

一九七 聖護院道増書状 (断簡)

本紙原本

極札原本「聖護院宮道増 宗像大官司／御判在之 琴山極印」

二九 西園寺実氏政所下文

本紙複製

二四 聖護院道増書状（上段）

本紙複製

三〇 關東御教書

極札原本「聖護院殿道増（割書） 豊藝和平／半切分 琴山極印」

本紙複製

押紙複製「聖護院御門跡」

極札原本「（割書） 北条相模守殿時頼／北条陸奥守殿重時 両御

判形 筑前国 琴山極印」

二五 聖護院道増書状（下段）

本紙複製

三一 六波羅書下

極札原本「聖護院殿道増（割書） 京衆船之儀／半切分 琴山極印」

本紙複製

押紙複製「聖護院殿」

押紙複製「六波羅殿御書下 当時武蔵守殿」

二六 隼人佑中原某下文

本紙複製

三二 六波羅施行状

本紙複製

押紙複製「北条長時」

二七 關東御教書案

本紙複製

三三 彈正少弼滿俊書状

押紙複製「民部丞平（割書） 頼朝之／奉行」

本紙複製

二八 關東御教書案

本紙複製

三四 武藤資能・中原信景（？） 連署書状

本紙複製

三五 地頭代・公文代・田所連署下文

本紙複製

本紙複製

押紙複製「藤原基綱判形也」「北条泰時判形」「長井甲斐守／

泰秀判形也」「北条経時判形」

三六 惣地頭代沙弥某・惣公文清原某連署下文

本紙複製

四二 預所僧某下文

本紙複製

三七 惣地頭兼預所内舍人大江某下文

本紙複製

四三 預所橘知嗣下文

本紙複製

三八 関東下知状

本紙複製

四四 預所橘知嗣袖判下文

本紙複製

三九 関東御教書

本複製

押紙複製「從四位下彈正大弼中宮亮橘以経 判形」

極札原本「二階堂信濃守殿行光判形（割書）東鑑二見／宗像社

琴山極印」

四五 大宰府守護所牒

本紙複製

四〇 関東御教書

極札原本「（割書）二階堂信濃守行光／函書允清原清定 両判形

宗像大宮司事／東鑑二見 琴山極印」

四六 某袖判下文

本紙複製

四一 將軍藤原頼経家政所下文

四七 六波羅施行状

本紙複製

極札原本「(割書) 北条左近将監殿時国 / 北条陸奥守殿時村

兩御判形 可令早 琴山極印」

押紙原本「北条家義政奉行」

一九六 筑前国司庁宣(?) (断簡)

本紙原本

四八 讚岐守惟宗某下文

本紙複製

五一 六波羅裁許状 (断簡)

本紙複製

四九 鎮西御教書

本紙複製

五三 津守三子解

本紙複製

押紙複製「北条宗宣判形也」

五四 安倍清宗解

本紙複製

五〇 鎮西裁許状

本紙複製

押紙複製「宗像氏国判形」

押紙複製「北条政顕也」

五五 大藏季秀讓状

本紙複製

五一 得宗公文所奉書

本紙複製

五六 藤原隆頼讓状

押紙複製「北条高時判形」

本紙複製

極札原本「尾張少将隆頼御判形 (割書) 讓与 / 肥前国

第三卷

琴山極印」

一九八 宗像大宮司長氏訴状 (?) (断簡)

本紙原本、裏花押あり

五七 平某讓状

本紙複製

五八 大藏親秀讓狀

本紙複製

五九 問注所執事・奉行人連署問狀案

本紙

六〇 沙弥浄恵（宗像氏業）請文案

本紙複製

押紙複製「宗像大宮司氏業入道」

六一 大中臣経実讓狀

本紙複製

六二 権律師隆杲讓狀

本紙複製

極札原本「権律師隆杲（割書）若狭守顕嗣朝臣息ノ讓与肥前国

琴山極印」

六三 大中臣経実請文

本紙複製

二〇〇 沙弥某狀（断簡）

本紙原本

押紙原本「細川殿」

六四 石清水八幡別当法印行清請文

本紙複製

押紙原本「筑前国司」

六五 石清水八幡別当法印行清請文

本紙複製

六六 尼妙阿弥陀仏讓狀

本紙複製

六七 藤原氏女讓狀

本紙複製

六八 預所沙弥某施行狀

原本無し

六九 僧壯円讓狀

本紙複製

七〇 尼長阿讓狀

本紙複製

七六 平太子田地売券

本紙複製

七一 僧性円讓狀

本紙複製

七七 自犬王丸相博狀

本紙複製

七二 宗像大宮司氏盛讓狀

本紙複製

七八 草野円種讓狀

本紙複製

極札原本「筑前国宗像大宮司氏盛判形 讓与 琴山極印」

押紙複製「草野次郎入道」

七三 沙弥昌仏（藤原成亮）讓狀

本紙複製

一一〇 鎮西御教書（断簡）

本紙原本

極札原本「三河守成亮判形（割書）尾張少将隆頼朝臣息／讓与

所領琴山極印」

七九 宗像大宮司氏長書下

本紙複製

七四 藤原顕嗣讓狀

本紙複製

押紙複製「宗像氏範判形」

極札原本「若狭守顕嗣判形（割書）三河守成亮息／讓与所領 琴

山極印」

八〇 宗像宮雜掌行覚重申狀

本紙複製

七五 大江氏女讓狀

本紙複製

一一二 後嵯峨上皇（？）院宣（断簡）

本紙原本

二〇三 某書狀（断簡）

本紙原本

押紙複製「六 □条高時判形也」

八一 少式經資書狀

本紙複製

八五 六波羅探題奉行人某書狀

本紙複製

押紙複製「少卿經資」

押紙複製「六波羅奉行」

八二 藤原經俊讓狀

本紙複製

八六 左衛門尉祐光奉書

本紙複製

押紙複製「武藤小次郎」

八七 得宗公文所奉書

本紙複製

二〇四 上杉重能書狀（断簡）

本紙原本

八八 鎮西裁許狀

本紙複製

極札原本「上杉伊豆守重能（割書）九月七日有名判／入太平記

風雅集 琴山極印」

押紙複製「九州探題秀時判形也」

八三 朝町禪惠申狀

本紙複製

八九 法橋隆慶施行狀

本紙複製

第四卷

八四 得宗公文所下知狀（前欠）

本紙複製

九〇 室町幕府安堵方頭人奉書

本紙複製

九一 朝町禪惠軍忠狀

本紙複製

極札原本「少卿太宰少式高経法名明恵判形（割書） 太平記見

／承了 琴山極印」

九七 今川了俊書下

本紙複製

極札原本「今川殿了俊判形（割書） 宗像／半切文 琴山極印」

九二 足利義詮袖判下文案

本紙複製

極札原本「今川殿了俊判形 此証文披見了 琴山極印」

九八 今川了俊書下

本紙複製

極札原本「今川殿了俊判形 神崎 琴山極印」

九三 少式頼尚施行狀

本紙複製

九九 今川了俊書下

本紙複製

極札原本「今川殿了俊判形 宗像 琴山極印」

九四 今川了俊書下

本紙複製

極札原本「今川殿了俊判形 宗像大宮司 琴山極印」

一〇〇 今川了俊書下

本紙複製

極札原本「今川殿了俊判形（割書） 筑前国／朝町 琴山極印」

九五 今川了俊書下

本紙複製

極札原本「今川殿了俊判形 宗像権大宮司 琴山極印」

一〇一 今川了俊書下

本紙複製

九六 今川了俊施行狀

極札原本「今川殿了俊判形 宗像大宮司 琴山極印」

一〇二 今川了俊書下

本紙複製

極札原本「今川殿了俊判形 宗像 琴山極印」

一〇三 今川了俊書下

本紙複製

極札原本「今川殿了俊判形 筑前国 琴山極印」

一〇四 今川了俊書下

本紙複製

極札原本「今川殿了俊判形 宗像大宮司 琴山極印」

一〇五 今川了俊書下（前欠）

本紙複製

極札原本「今川殿了俊判形 田久村 琴山極印」

一〇六 今川了俊書下

本紙複製

極札原本「今川殿了俊判形 宗像社 琴山極印」

一〇七 今川了俊書下

本紙複製

極札原本「今川殿了俊判形 宗像大宮司 琴山極印」

一〇八 今川了俊拳状

本紙複製

極札原本「今川殿了俊判形（割書）宗像／半切文 琴山極印」
押紙複製「今河探題」

一〇九 今川了俊拳状

本紙複製

極札原本「今川殿了俊判形（割書）宗像／半切文 琴山極印」

一一〇 今川了俊書状

本紙複製

極札原本「今川殿了俊判形 宗像 琴山極印」

一一一 少式貞頼書下

本紙複製

押紙複製「武藤太宰少式」

一二二 少式貞頼書下

本紙複製

押紙複製「太宰少弐」

一一三 三寶院滿濟書狀

本紙複製

押紙複製「三寶院殿御書」「応永十四年」

一一四 伯家雜掌政久繪旨副狀

本紙複製

第五卷

一一五 朝町光世着到狀

本紙複製

極札原本「高武藏守師直判形 依騷 琴山極印」

一一六 饗庭宣尚請文

本紙複製

一一七 千葉胤泰請文

本紙複製

一一八 沙弥定智・饗庭妙雲連署書狀

本紙複製

極札原本「(二行書) 沙弥定智 未考／太宰少弐妙雲 判形
筑前国 琴山極印」

一二九 宗像大宮司氏範讓狀

本紙複製

極札原本「筑前国宗像大宮司氏範判形 讓与 琴山極印」

一三〇 宗像大宮司氏正讓狀

本紙複製

極札原本「筑前国宗像大宮司氏正判形 讓与 琴山極印」

一三一 武冬去狀

本紙複製

一三二 宗像大宮司氏俊讓狀

本紙複製

極札原本「筑前国宗像大宮司氏俊判形 讓与 琴山極印」

一三三 光尊書下

本紙複製

一二四 今川了俊書狀（後欠）

本紙複製

一二九 武藤宗治讓狀

本紙複製

一二五 宗澄茂書下（折紙）

本紙複製

一三〇 板倉宗秀施行狀

本紙複製

押紙複製「大内殿」

押紙複製「板倉美濃」

一二六 武藤宗治請文

本紙複製

一三一 惠丈書狀

本紙複製

押紙複製「武藤須恵形部少輔」

押紙複製「応永十八」

一二七 渋川満教書狀

本紙複製

二〇六 武藤某讓狀（断簡）

本紙原本

押紙複製「板倉上総」

二〇七 某狀（断簡）

本紙原本

二〇五 大内氏奉行人鷲頭弘為奉書（断簡）

本紙原本

二〇八 少式満貞狀（断簡）

本紙原本

一二八 三宝院満濟袖判御教書

本紙複製

押紙複製「醍醐三宝院殿東山々伏之首」

一三二 大原某書狀

本紙複製

一三三 西岡宗源書狀

本紙複製

一二二 大内氏奉行人連署狀（断簡）

本紙原本

一三四 大内持世安堵書下

本紙複製

極札原本「（四行書）青景越後守隆著／飯田左衛門尉隆言／杉三

河守入道宗長／陶安房守隆滿 四人判形 琴山極印」

極札原本「大内殿持世公御判形 筑前国 琴山極印」

一三六 大内義興書狀

本紙複製

一三五 大内義興書狀

本紙複製

極札原本「大内殿義興公御判形 去年 琴山極印」

極札原本「大内殿義興公御判形 宗像 琴山極印」

一三七 大内義興書狀

押紙複製「大内冷雲寺殿」

本紙複製

極札原本「大内殿義興公御判形 天野 琴山極印」

二〇九 大内氏奉行人連署奉書（断簡）

本紙原本

一二三 大内義興判物（断簡）

本紙原本

極札原本「大内殿左京大夫義興卿 周防国 琴山極印」

一二〇 大内義興書狀（断簡）

本紙原本

極札原本「大内左京大夫義興判形 可申 琴山極印」

一三八 麻生興春書狀

本紙複製

二二一 大内義興証判（？）（某状断簡）

本紙原本

極札原本「大内殿義興卿判形 琴山極印」

一三九 大内義隆書狀

本紙複製

極札原本「大内殿義隆公（割書）去十二日於春田合戦／八月十六日御名案有 琴山極印」

一四〇 宗像大宮司正氏手負注文

本紙複製

二二四 大内氏奉行人連署書状（断簡）

本紙原本

押紙原本「（四行書）陶兵庫頭弘詮／問田大藏太夫弘胤／

陶中務少輔興房」

二二五 宗像大宮司正氏状（断簡）

本紙原本

極札原本「宗像四郎正氏（割書）大永七年二月九日／在判形

琴山極印」

二二六 黒川隆尚状（断簡）

本紙原本

極札原本「大内家黒川刑部少輔判形 琴山極印」

二二七 黒川隆尚状（断簡）

本紙原本

極札原本「大内家黒川刑部少輔隆尚 在判 琴山極印」

二二八 貫隆仲状（断簡）

本紙原本、裏書あり

二二九 相良武任状（断簡）

本紙原本

極札原本「相良遠江守武任 黒河 琴山極印」

一三〇 大内氏奉行人連署書状（断簡）

本紙原本

極札原本「大内家貫民部丞隆仲判形 琴山極印」

「大内家内藤下野守興盛判形 琴山極印」

「大内家杉伯耆守重矩判形 琴山極印」

一三一 大内氏奉行人連署書状（断簡）

本紙原本

極札原本「大内家貫民部丞隆仲判形 琴山極印」

「大内家杉伯耆守重矩判形 琴山極印」

一三二 大友宗麟（義鎮）状（断簡）

本紙原本

極札原本「大友殿宗麟判形 正月廿六日 琴山極印」

一三三 吉岡宗歆(長増)状(断簡)

本紙原本

押紙原本「吉岡」

一三四 大友家加判衆連署状(断簡)

本紙原本

押紙原本「吉岡」

一三五 大内義長状(断簡)

本紙原本

極札原本「大内八郎殿義長判形 号豊後屋形 琴山極印」

一三六 大内義長証判(某状断簡)

本紙原本

極札原本「大内義長御判形 承知畢 琴山極印」

一三七 大内氏奉行人連署書状(断簡)

本紙原本

極札原本「大内家仁保常陸介隆慰判形 琴山極印」

「大内家飯田左衛門尉隆言判形 琴山極印」

第六卷

一四一 問田興之書状(上段)

本紙複製

極札原本「杉豊後守興通判形(割書) 今度以山坊/半切文 琴山

極印」

一四二 杉興重書状(下段)

本紙複製

極札原本「杉三河守興重判形(割書) 去月卅日/半切文 琴山

極印」

一四三 大内氏奉行人連署副状

本紙複製

押紙複製「杉三河守入道宗長」「飯田左衛門尉隆言」

「青景越後守隆著」「陶安房守隆滿」

一四四 大内氏奉行人連署副状

本紙複製

押紙複製「飯田左衛門尉隆言」「杉三河守入道宗長」

「陶安房守隆滿」

「大内家飯田石見守興秀判形 琴山極印」

一四五 黒川隆尚書状

本紙複製

押紙複製「黒川刑部少輔隆尚」

一三八 大内氏奉行人連署書状（断簡）

本紙原本

極札原本「大内家仁保常陸介隆慰判形 琴山極印」

「大内家飯田左衛門尉隆言判形 琴山極印」

押紙複製「此一通貞享五辰七月廿一日筑前国宗像／

之神主深田民部当地被戻書写之／奥書別紙ニ有之」

一四七 大内晴英書状

本紙複製

極札原本「陶中務少将晴英判形 自今以後 琴山極印」

押紙複製「大内殿」

一四八 大友家加判衆連署書状

本紙複製

押紙複製「未考」「吉岡下総守」

一五一 大友家加判衆連署書状

本紙複製

押紙複製「白杵越中守」「戸次伯耆守」「戸次道雪」

一四九 弘中隆兼書状

本紙複製

押紙複製「弘中参河守」

一五二 宗像大宮司氏貞書状

本紙複製

押紙複製「宗像大宮司」

一五〇 仁秀書状（後欠）

本紙複製

一五三 遠賀庄山田郷惣田数注文

本紙複製

一五八 真木島昭光副状

本紙複製

一五四 大友宗麟(義鎮)書状

本紙複製

極札原本「大友殿宗麟御判形 先年秋月 琴山極印」

押紙複製「永祿十年」

一五九 毛利輝元書状

本紙複製

極札原本「毛利殿輝元公御判形 就從 琴山極印」

一五五 大友宗麟(義鎮)書状

本紙複製

押紙複製「大友殿」

一六〇 真木島昭光・一色昭秀連署副状

本紙複製

押紙複製「真木嶋玄番殿」「一色駿河守」

一五六 龍造寺隆信・鎮賢連署書状

本紙複製

極札原本「(二行書) 龍造寺山城守殿隆信／龍造寺民部大輔殿鎮

賢兩御判形 琴山極印」

一六一 毛利輝元書状

本紙複製

極札原本「毛利殿輝元公御判形 今度 琴山極印」

押紙複製「立造(ママ) 殿親子」

一三九 梶井宮内序務任昭書状(断簡)

本紙原本

一五七 毛利輝元書状

本紙複製

極札原本「毛利殿輝元公御判形 就御入洛 琴山極印」

一六二 筑紫鎮恒起請文

本紙複製

一六三 桑原種清等連署起請文

本紙複製

一六九 仁保盛安書狀（裏は古能台本）

本紙複製

一六四 龍造寺隆信・鎮賢連署起請文

本紙複製

一七〇 仁保盛安書狀（裏は古能台本）

本紙複製

一六五 道派書狀（前欠カ）

本紙複製

一七一 木村種正書狀（裏は古能台本）

押紙複製「木村將監」

一三〇 言佐書狀（断簡）

本紙原本

一七二 草薙胤繼什書奉納狀

本紙複製

一六六 宗像大宮司氏貞（？）手負注文（後欠）

本紙複製

一七三 草薙胤繼什書奉納狀添狀

本紙複製

極札原本「毛利殿隆元公御判形 承候／畢 琴山極印」

一六七 賢田書狀（前欠）

本紙複製

一七四 福岡孫兵衛等連署受取覚

本紙複製

第七卷

一六八 秋月種照書狀（裏は古能台本）

本紙複製

一七五 後醍醐天皇繪旨

本紙複製

押紙複製「秋月」

押紙複製「冷泉宰相入道頼定子／藏人少納言定親朝臣」

一七六 詔書後叙

本紙複製

一七七 詔書後叙

本紙複製

一七八 武富咸亮・英亮連署書状

本紙複製

第八卷

一七九 足利直義御教書

本紙複製

押紙複製「足利直義判形」

一八〇 宗像社祠官等重申状

本紙複製

一八一 大内義隆寄進状

本紙複製

一八二 伯家雜掌政久繪旨添状写

本紙複製

一八三 宗像大宮司氏貞寄進状

本紙複製

一八四 宗像宮年中御神米立用田数注文

本紙複製

一八五 勘合印来由記

本紙複製

一八六 宗像第一宮神紋石記

本紙複製

押紙複製「南関」

一八七 宗像第一宮末社復興記

本紙複製

一八八 宗像大宮司氏正書案

本紙複製

(宗像大社文化局学芸員)

〈新刊紹介〉春成秀爾編『世界のなかの沖ノ島』

(季刊考古学・別冊二七)

(雄山閣、二〇一八年一月刊)

池ノ上 宏

本書は世界遺産に登録された沖ノ島について多様な視点から三〇人の研究者によりアプローチされた論考を収録したものである。序章で河野一隆による「沖ノ島の歴史」として収録論文の解題が収録されている。そちらで充分だとは思いますがお付き合いをお願いする。

春成秀爾は序章「沖ノ島の考古学」で文献と考古資料の間に緊張関係が必要である事をふまえ、宗像三宮の祭神が記紀と現在違っていることについて沖ノ島の猛り姫(タケリヒメ)を大島や田島に分祀した事によるとする。沖ノ島には三二の祭祀遺跡があるが、春成はこれら遺跡に祭祀の場について疑問を提示している。これは笹生衛の論考に近い。世界遺産登録に関わった私たちは、沖ノ島とは九州から朝鮮半島へと至る海の道「北海道中」を支配する神が居る島「神体島」と考え、沖ノ島を表現して「神宿る島」として日本語での資産名称にした。春成は女神の居場所は沖ノ島ではなく大海原の中としている。また、沖ノ島や大島御嶽山遺跡の調査範囲が限定的である事、本土の下高宮遺跡では発掘調査すら行われていない現状から今後の調査研究の必要性を訴えている。これは世界遺産担当のみならず地元研究者に対する叱咤激励である。河野一隆の「沖ノ島の歴史」については先に記したように収録論文の解題

を兼ね、沖ノ島の歴史について論じている。

第一章「沖ノ島と宗像女神」の中で重藤輝行は「宗像氏と宗像の古墳群」として古墳群の展開と宗像氏との関係性、宗像氏が古墳時代の首長から古代の郡司へと成長していくまでを論じる。玄界灘沿岸部の津屋崎古墳群での大型古墳築造の転機となった勝浦峯ノ畑古墳と七世紀の手光波切不動古墳・宮地嶽古墳は朝鮮半島との関係の深い器物を副葬する首長墓であり、これらの共通性、連続性の背景に沖ノ島祭祀があり、その祭祀を担ったのが古墳時代から飛鳥時代の宗像氏とする。宗像における首長墓の展開について津屋崎古墳群において四つの系列が階層的な差をもちつつ同時期に並行して存在する。また内陸部の釣川にも古墳時代後期の首長墓系列が形成されることから地域内に拮抗する首長たちの存在を指摘する。これらの宗像地域の首長が宗像郡の郡司、沖ノ島祭祀や宗像神社に関わる神職を構成した可能性を考える。笹生衛は「沖ノ島祭祀の実像」で伊勢神宮をはじめとする古代祭祀と沖ノ島の祭祀遺構を比較して沖ノ島で行われた祭祀の復元を試みている。沖ノ島での遺構のあり方を固有なものでなく文献資料や伊勢神宮をはじめとする他の祭祀遺跡の調査から祭祀の構成が共通していることを指摘する。沖ノ島における祭祀をまず①奉献品・祭具を製作し神饌を調理する祭祀の準備、続いて②奉献品と神饌を供え、神への願意を伝えて拝礼する祭祀、最後に③奉献品を神の近くへと収納・安置し、神饌を撤下する祭祀後の対応の三段階からなる古代祭祀の基本的な祭式で行われていたと考える。具体的には沖ノ島祭祀の岩上祭祀、岩陰祭祀遺跡での遺物出土状況は祭祀の後、最終的に奉献品を収納・安置した状況であるとする。河窪奈津子は「中世の宗像神と祭祀」で沖

ノ島祭祀についての最古の記録とされる『宗像社口決』の記述から高麗人も沖ノ島で祭祀を行っていたとする。今後、中世において日本人と高麗人の両者が祭祀を行っていた可能性を検討する必要がある。また蒙古襲来に伴い宗像神信仰が地元自尊心を与え結束が強まったであろう事、宗像の在地領主であった宗像大宮司家が司祭者であり、神事を通じて社領支配の実態を論じている。下垣仁志は「沖ノ島の鏡」で沖ノ島出土の鏡は九州北部の状況とはかけ離れ大・中型鏡がかなり多く、奈良県状況に良く似た状況を示すこと。鏡を奉獻した者として在地集団の積極的な関与を強調することについて下垣は一定の留保を求めている。弓場紀知は「沖ノ島の金銅製龍頭」で沖ノ島五号遺跡から出土した金銅製龍頭について六世紀後半の中国製とする従来の説に七世紀後半から八世紀の統一新羅製で金銅製龍頭を祭祀に奉獻したのは大和朝廷とする。清喜裕二は「沖ノ島の滑石製品」で滑石製品は沖ノ島祭祀の始まりから終焉を迎えるまで、ほぼ一貫して使用された希有な祭祀具であるとし、沖ノ島における滑石製品の様相を検討することによってヤマト王権による沖ノ島祭祀への関与を理解する一助となりうるとする。東潮は「沖ノ島の鉄鋌」で沖ノ島に奉獻された小型・中型鉄鋌は金官加耶で制作され、九州本土の福岡割畑一号墳や津丸西ノ後遺跡出土の鉄鋌と同時期に供給されたものとする。鍛造鉄斧について東は農具の鋏とする。これら沖ノ島に奉獻された鉄素材について加耶・慕韓・百濟との交易や贈与によって将来されたものとする。宗像海人集団が玄界灘から朝鮮海峡、黄海での、加耶諸国・慕韓・百濟・中国南朝との海上交易交流にかかわっていたとする。桃崎祐輔は「沖ノ島の馬具」で沖ノ島祭祀遺跡から出土した馬具についてセット関係をもとに考察する。国産

が三セット、船載七セットの計一〇セットの豪華な金銅装馬具が奉獻されており実用的な素環轡などはないこと、時期も六世紀中葉から七世紀中葉とする。国産馬具についてはヤマト王権にかかわるものとし、船載馬具についてはヤマト王権から二次的な分配ではなく外交使節の迎接にあたる北部九州の沿岸首長の役得によって直接得られた可能性を指摘する。白木英敏は「御嶽山と下高宮の祭祀遺跡」で大島の御嶽山祭祀遺跡の発掘調査結果や九州本土の下高宮祭祀遺跡の採集遺物を中心に宗像地域での沖ノ島系祭祀遺物から沖ノ島祭祀を検討する。御嶽山祭祀遺跡は滑石製品や金属製雛形品、奈良三彩、有孔土器などが出土しており七世紀後半から十世紀初頭、沖ノ島祭祀の半岩陰・半露天祭祀から露天祭祀に相当する遺跡である。大島では宗像大社中津宮本殿裏に位置する中津宮境内貝塚から三世紀末から四世紀前半の土師器鉢や二重口縁壺が採集されている。また九州本土の宗像大社辺津宮社殿裏の丘陵で四世紀後半から六世紀後半の祭祀系土器や滑石製品が採集されている。これらのことから沖ノ島で四世紀後半からの国家的祭祀が始まる前から祭祀が沖ノ島、大島、下高宮で行われており、その後沖ノ島で国家的祭祀が行われ、半岩陰・半露天祭祀の最終段階の七世紀末頃になると大島御嶽山や九州本土の下高宮周辺でも露天祭祀が行われたと考える。また宗像地域の各地から円形透かしを縦列に配する須恵器の器台や粗製の広口壺、粘土粒を貼り付けた器台等沖ノ島系祭祀遺物が出土していることから、元来宗像の海人が信仰してきた地域神であった宗像神が大和王権の対外交渉政策の中で着目され国家神へと昇格していく中、宗像海人が沖ノ島祭祀で使われた土器の生産に関与したことを論じる。新谷尚紀は「宗像三女神」で宗像三女神祭祀の基

本を考えるため記紀の記載を検討し、宗像三女神は天照大神が素戔嗚尊の持ち物であったものをもとに生んだ神であり、沖津宮の祭神を市杵島姫命であり沖津島姫命とする伝承が古く基本であるとする。大和王権にとって自己確認のための「外部」として出雲の神と宗像神が不可欠であったとする。

第二章「沖ノ島祭祀の背景」では、甲元眞之は「磐座―神が依り憑く磐―」で神はこの世に常在する性質のものではなく、民衆の要望により一定の祭祀行為を経ることで随時招来されるものであり、神が石に憑依する信仰が列島の基本的な民間信仰であったとする。今尾文昭は「古墳の被葬者と祭祀」で古墳の被葬者はカミカ、司祭者か、カミまつりの主宰者かという問題提起に水に関わる祭祀と三輪山祭祀から「移動回帰型」と「往還固定型」の二つの概念化形成を提示する。庄田慎矢は「平城京と沖ノ島の人形」で平城京と沖ノ島で出土した人形について検討を行い、沖ノ島出土の滑石製人形は平城京出土の木製人形とは全く別もので中国・朝鮮半島からの影響を考える必要性を示している。春成秀爾は「海神の原像」で弥生時代の対馬の青銅器祭祀が沖ノ島祭祀へ移行したと考える。その奉斎者の盛衰と倭政権の関係性を想定している。古墳時代の海神について沖ノ島と酷似する山容をもつ広島県巖島の山頂から五世紀後半の滑石製品や手捏ね土器が出土していることから、瀬戸内航路を通過する際の航路の安全を祈願する祭場を設定している。小林青樹は「山の神」で縄文時代に山の神への崇拜行為の存在を想定し、弥生時代の近畿地方で多紐細文鏡の埋納行為から銅鐸の埋納行為へと移行したと考えている。三輪山祭祀の開始について三輪山の中央の谷筋から流れる小河川である狭井川の周辺から、祭祀に使われた可能性のある土器が出土していることから

谷筋の水場での祭祀が弥生時代後期に行われていた可能性を考えている。

第三章「世界の祭祀遺跡と沖ノ島」では、瀬川拓郎は「北海道の祭祀遺跡」でアイヌ祭祀の成立過程について、縄文時代のイノシシの飼育と共食の祭祀が本州においては弥生文化への移行に伴い途絶したが、北海道では主役がイノシシからヒゲマに代わり受け継がれたとする。本州の弥生時代並行期にあたる続縄文時代前期には卜骨の呪術や北部九州の素潜り漁民の痕跡が北海道でも確認されることから本州の海民との交流をうかがわせる。七世紀後半の阿倍比羅夫の北方遠征によって北海道と王権による「国家管理交易」が行われ、それまでの日本海沿岸の海民の交流がなくなる。それに伴い東北北部の「エミシ」の北海道への移住が行われ、エミシの祭祀をはじめとする文化がアイヌ祭祀へ影響を与えているとする。安里進は「沖繩の王権祭祀遺跡」で久高島と斎場御嶽・浦添ようどれについて第二尚氏が沖繩統一を果たした英祖王権を継承すること、太陽神のニライ大王の靈力を授かるための装置と位置づけている。沖ノ島と久高島を比較して成立に一千年余の時期差があるという事だけではなく、沖ノ島が朝鮮半島や中国大陸という現実世界との境界域にある「神宿る島」であるのに対し、久高島は神の住む異界との境界にある「神の島」と両島の祭祀に本質的に差異があることを示している。高田貫太は「朝鮮半島の祭祀遺跡」で沖ノ島祭祀遺跡と比較される竹幕洞祭祀遺跡について四世紀以降航海安全を主目的とした多様な祭祀が行われた遺跡であり、五世紀から六世紀前半にかけては、百済の国家的な祭祀が行われるとともに加耶や倭から渡来した集団も祭祀を行っている」と論じる。また子持勾玉を中心とする石製模造品の分布域が五世紀前半の倭系古墳の分布と類似しているこ

とから、倭と百済・栄山江流域の間を往復する倭系集団が各地の寄港地で航海安全の祭祀を行っていた可能性を示す。岡村秀典は「中国の海の祭祀」で石碑地遺跡の調査結果から秦の始皇帝や漢の武帝は「不死」という個人の欲望を満たすために祭祀を行ったこと、祭祀対象も天界の神ではなく仙界の神仙であること、伝統的な中国の祭祀は祖先神と天地の自然神の祭祀に大別され、海の祭祀を行う祭主は天子、皇帝であり、祭祀対象は自然神としての土地神であり、沖ノ島祭祀とは本質的に違うとする。松木武彦は「ヨーロッパの神、日本の神」で神の創出や変遷の過程をヨーロッパと日本で対比する。第一段階は新石器／縄文の段階でホモ・サピエンスの普遍的認知に発した原初の神が両地域で等しく顕われる。第二段階は金属器が現れ、階層社会化していく段階であり、金属器を投げ込んだり埋め込んだりして神を暗示していく事が両地域で盛んに行われる。紀元後のローマの支配の広がりとともにヨーロッパでは行われなくなるが、日本では祭祀遺跡と古墳において器物を並べて神の往来を見せる行為が大掛かりに行われていく。第三段階はキリスト教が北西ヨーロッパやブリテン諸島へ、仏教が朝鮮半島から日本列島へと広まった紀元後四世紀から六世紀の段階。世界宗教の受容から民族や国家を超えグローバルな神を共有するという文明圏を構築することとなり、制度的な成熟国家を形成していくこととなるとする。

第四章「沖ノ島と世界遺産」でサイモン・ケイナーは「イギリスからみた沖ノ島」で三つの遺跡の再調査を通し、それまでの評価を再評価することの必要性とその評価を一般向けに展示することの重要性を示す。中村俊介は「『宗像・沖ノ島』と世界遺産」で世界遺産登録までの経緯と課題について報告す

る。イコモス勧告の内容と課題について、沖ノ島は信仰や祭りといった無形的なバックグラウンドの理解が必要な遺産であり、その理解を得ることの困難さを指摘している。今後の遺産の公開や活用についても課題を示している。沖ノ島は宗教的禁忌により一般への公開を行わないこととなった。地元自治体に公開されない資産の理解と周知を図るための工夫が求められている。また構成資産の選定についても課題を提示し、今後の世界遺産のあり方についての提言も示されている。

文献解題として岡寺未幾・大高広和が「沖ノ島研究の歩み」で沖ノ島について発掘調査前の調査履歴から沖ノ島祭祀遺跡の発掘調査、発掘調査報告書刊行後の主要な書籍、世界遺産登録に向けての「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議による研究活動や登録後の課題について簡潔にまとめている。

本書は「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群について知りたいたいと思う多くの人にとって最初の一冊として最適な一冊である。ぜひ一読していただきたい。

なお、紙幅の都合でコラムについてはふれることができなかった。また私が論旨を正しく理解していない部分もあるかと思うがお許し願いたい。

(福津市文化財課)

《調査報告》

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群に関する調査 研究事業 二〇一八年度調査概要

はじめに

ここでは、福岡県・宗像市・福津市・宗像大社からなる「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会によって進められている調査研究の概要を報告する。

調査研究に関わる関係者の全体会議を二〇一八年五月八日に行い、昨年度の成果報告および今年度の調査予定についての情報交換を行なっている。

(岡寺未幾・福岡県世界遺産室)

一、特別研究事業

世界遺産委員会からの勧告（昨年の調査概要参照）に定めるため、本遺産群に関わる古代東アジアにおける航海や交流、祭祀についての調査研究を、特別研究事業として二〇一八年より三年間で進めている。一年目の今年度は、第一回国際検討会「古代東アジアの航海と宗像・沖ノ島」を二〇一九年二月二十六・二十七日に九州大学西新プラザ（福岡市早良区）で開催した。古代祭祀が行われた四世紀から九世紀の航海について、各分野・地域における現在の知見を集積し、具体的な航路や航海術など、祭祀が行われた背景と宗像・沖ノ島の特質について検討を行った。当日行われた報告と討論への参加者（委

託研究者・調査協力者）は左記の通り。報告資料と討論の内容については別途報告書を刊行・公開するので、そちらを参照されたい。

事務局報告「調査研究上の課題」「中国視察報告」

報告一「四世紀から九世紀の日本における造船・航海術」

森田克行（高槻市立今城塚古代歴史館特別館長）

報告二「南方世界の造船・航海術および信仰」

後藤明（南山大学教授）

報告三「沈没船から読み解く造船技術と航海」

佐々木蘭貞（九州国立博物館アソシエイトフェロー）

報告四「古代韓半島をめぐる航路と交易様相の変遷過程」

権五栄（韓国、ソウル大学教授）

報告五「古墳時代の日朝交渉における海の道——朝鮮半島南・西海岸地

域の倭系資料の分析から」

高田貫太（国立歴史民俗博物館准教授）

報告六「東シナ海〜日本海の流れと航海環境」

広瀬直毅（九州大学応用力学研究所教授）

討論「古代東アジアの航海と宗像・沖ノ島」

議長・佐藤信（人間文化研究機構理事、東京大学名誉教授）

討論参加者・報告者、秋道智彌（総合地球環境学研究所名誉教授・

山梨県立富士山世界遺産センター所長）、笹生衛（國學院大学教

授）、田中史生（早稲田大学教授）、禹在柄（韓国、忠南大学教

授）、王海燕（中国、浙江大学教授）

また、二〇一八年十二月二十三日から三十日までの八日間、専門家六名と事務局二名で中国の現地調査を行った。左記の日程で浙江・福建方面の航海・交流・信仰に関わる文化遺産や博物館等を訪れた。この現地調査についても、来年度以降報告を行う予定である。

十二月二十四日 舟山列島岱山 上船跳・泗洲崗・海壇・東沙古鎮・岱

山徐福記念広場・慈雲極東寺、舟山 祖印寺

二十五日 舟山 普陀山、舟山博物館

二十六日 寧波 寧波博物館・慶安会館・三江口

二十七日 莆田 三清殿（興化軍祥応廟記碑）、湄州島（媽祖

廟）

二十八日 泉州 九日山（南安市）・洛陽橋（万安橋）・泉州海

外交通史博物館・開元寺

二十九日 厦門 南普陀寺

（岡寺未幾）

二、宗像大社にかかわる調査研究

（一）考古資料

考古資料の調査・整理作業は昨年から引き続き、宗像大社および宗像市郷土文化課を中心として、福岡県文化財保護課、同世界遺産室、同九州歴史資料館、宗像市世界遺産課が関わっている。

●沖ノ島祭祀遺跡出土の奉獻品の保存管理

八万点の国宝は数量が膨大で種類が豊富であるだけでなく、指定の経緯等も複雑な状況を示している（野木雄大「宗像大社所蔵資料 平成二十八年度調査概報」『沖ノ島研究』三、二〇一七）。今後の保存管理の方針について話し合う機会が、宗像大社と文化庁、福岡県、宗像市で二〇一八年八月より複数回持たれ、実務的な作業にも着手している。

●土器・土製品資料

昨年度より開始した報告書に基づく詳細遺物台帳の作成作業を、引き続き九州大学考古学研究室と共同で作業を行っている。二〇一八年五月二十五日から二〇一九年三月三十日まで計二十二回、一覧表作成、遺物照合、写真撮影などの作業を行い、沖ノ島祭祀遺跡の第三次調査報告書『宗像・沖ノ島』に掲載されている土器、土製品資料の台帳作成作業を行った。来年度も作業を継続して行う予定である。

（岡寺未幾）

●写真資料

沖ノ島祭祀遺跡の調査に係る写真資料は、宗像大社神宝館に隣接する旧宝物館のスチールキャビネット二台に、三五冊、六×六、六×七、六×九、四×五フィルムおよび焼き付け写真がアルバム二〇〇冊分収納されている。

第一回目の調査は二〇一七年八月十六日に入り、二〇一八年十二月二〇日まで四七回を数え、一六六冊分について、第一～三次調査、報告書作成に係る資料調査、出土品保存修理などのフィルムおよび焼き付け写真一点ずつを発

掘調査原図、報告書挿図・図版、展示図録などと照合し、一覧表にした。

発掘調査出土遺物のうち、鏡などの金属器類は、調査取り上げ後、報告書作成時の図版、保存修理前後にそれぞれ撮影した写真には細部において異なるものがあり、遺物接合や保存処理などの取り扱い過程を読み取ることができる。作業は二〇一九年度にも継続して行う予定である。

(原俊一・宗像市郷土文化課)



写真一 土器台帳作成作業



写真二 写真資料収蔵状況

ター、福岡市経済観光文化局文化財活用部文化財活用課の協力を得ながら作業を進めた。来年度も継続して作業を行う予定である。

(大高広和・福岡県世界遺産室)

(三) 経過観察

祭祀遺跡への環境圧力の有無など、沖ノ島の保全状況を調べるための現地調査は、十一月六日から八日の三日間、宗像市世界遺産課が主体となり、福岡県世界遺産室、九州歴史資料館の協力を得て行った。また、沖ノ島周辺の岩礁および小屋島、御門柱、天狗岩における瀬渡しの状態については、宗像市世界遺産課が主体となって休日や祝祭日を中心に延べ十四回にわたって現地確認を行った。

大島の沖津宮遙拝所と中津宮は、十一月十六日、御嶽山祭祀遺跡の植生調査に福岡県保健環境研究所の須田隆一氏の協力を得ながら、宗像市世界遺産課が主体で建造物や祭祀遺跡の経過観察を行った。

(岡宗・宗像市世界遺産課)

三、新原・奴山古墳群の調査

二〇一七年度に引き続き、九州歴史資料館の調査支援を受けて福津市文化財課が十五号墳の範囲確認調査を実施した。墳丘北側と西側に設定したトレンチにおいて周溝を確認し、保存修理に伴う表土除去においても周溝を確認している。これらから墳丘の規模は直径二・五mに復元できるが、十五号墳と

(二) 文献史料

二〇一七年度から継続して「宗像清文氏奉納文書」のうち書簡・公文書などの一紙ものの目録作成作業を行っている。二〇一八年度は新修宗像市史編集作業の一環として、九州歴史資料館、九州国立博物館アジア文化交流セン

十九号墳の間に設定したトレンチから当初想定した十五号墳と十九号墳の周溝が確認できず、前方後円墳のくびれ部とみられる地山の変化が確認されることから、前方後円墳の可能性が考えられる。墳丘に葺石は施されていない。また、小破片であるが円筒埴輪が出土している。墳丘から表採した土器から、古墳が造られた時期は六世紀中頃と考えられる。

七月の大雨により古墳群西端に位置する月花池の斜面が崩壊し、これに伴い池に面する十三号墳の墳裾部も崩落した。このため崩落部分の災害復旧工事に先立ち十二月から確認調査を実施した。池の法面を精査することにより、これまで確認されていなかった周溝を確認した。墳丘に葺石は施されていない。墳丘から表採した土器から古墳が造られた時期は六世紀後半と考えられる。



写真三 15号墳周溝検出状況



写真四 13号墳調査風景

また、今後の地形復元も含めた全体的な保存整備を計画するため、周辺地形を含む古墳群全体の詳細な測量図化と三次元データを取得すべく航空レーザ計測を実施した。

(池ノ上宏・福津市文化財課)

四、資産の保存管理に関わる調査等

英国セインズベリー日本芸術文化研究所主催会議「The Arrival of Belief - Traces of Faith: Buddhism, Christianity and local religions at the extremities of the Silk Roads (Japan, Korea and around the North Sea, 400 - 1000 AD)」出席に合わせて、世界遺産の来訪者対策の先進地事例調査として、十一月二十五日に世界遺産ストーン・ヘンジを訪れた。交通インフラ、ガイド施設など、来訪者へのインタープリテーションについて視察を行った。

また、十月二十五～二十八日にイタリアシチリア州メッシーナ県モンタルバーノ・エリコーナ城で行われたイコモス考古遺産委員会の年次総会に出席、「コミュニティ・エンゲージメント」のセッションで報告「Community Engagement on the sacred island of Okinoshima and associated sites in the Munakata Region」を行った。

(岡寺未幾)

本誌の既刊行分データは以下のホームページよりダウンロードできます。
<http://www.okinoshima-heritage.jp>

沖ノ島研究 第五号

平成 31 年 3 月発行

発行：「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会
(事務局：福岡県 人づくり・県民生活部文化振興課世界遺産室
〒 812-8577 福岡県福岡市博多区東公園 7 番 7 号)

OKINOSHIMA RESEARCH MONOGRAPH

5

CONTENTS

	Page
ISOMURA Yukio Mt. Hikosan and the Munakata Region	1
KUWATA Kazuaki A Study of the <i>Munakata Daiguji tensho jusan nen bungen cho</i> (Munakata Daiguji Register of Vassals, 13th Year of the Tensho Era)	5
KOJIMA Atsushi Shrine Buildings and Boulders from the Perspective of Archaeological Site Formation . .	23
NOGI Yuudai On the Tendency of Munakata Daiguji Family Members to Become Kamakura <i>Gokenin</i> . .	41
KAWAKUBO Natsuko Introduction to Munakata Taisha Document Facsimiles	53
IKENOUE Hiroshi HARUNARI Hideji, ed. <i>Sekai no naka no Okinoshima</i> (Okinoshima in the World). <i>Kikan kokogaku</i> (Archaeology Quarterly), supplementary volume 27.	75
Summary Report of Investigations on the "Sacred Island of Okinoshima and Associated Sites in the Munakata Region," 2018	79

2019

Preservation and Utilization Council of the
Sacred Island of Okinoshima and Associated Sites in the Munakata Region